



2020年度決算 ジブラルタ生命の現状

BUSINESS  
REPORT

2021



Gibraltar  
ジブラルタ生命

# 保険に、愛という本質を。

保険とは、人への愛から生まれるもの。  
私たちジブラルタ生命は、だれよりも、心からそう考えています。  
だからこそ、保険をより良くするのは人への愛だと信じています。  
お客さまの声はつねに余すことなく、一生懸命に聴く。  
時にはお客さま以上に、本人とご家族のことを考える。  
そして、万が一の時はだれよりも速く全力で行動する。  
私たちは、そのすべてに持てる限りの力を尽くしていきたい。  
それは、ご契約という入口から、  
保険金をお届けするという出口までのフルサービスを、  
皆さまにご提供し続けるのが使命だと思うから。  
この先もずっと、保険に、愛という本質を。  
私たちは、ジブラルタ生命です。

## 2001年

プルデンシャル・ファイナンシャルの一員として営業を開始

## 2002年

プルデンシャルタワー（東京・永田町）落成

## 2003年

コールセンターが第6回企業電話対応コンテストで最優秀賞受賞

## 2004年

業界初、ベルマーク付生命保険商品販売開始

## 2005年

提携金融機関窓口で外貨建個人年金保険の販売開始

## 2007年

提携金融機関で死亡保障商品の販売開始

## 2008年

苦情対応マネジメントシステムISO10002の自己適合を宣言

## 2009年

大和生命（現：PGF生命（プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命））を完全子会社化

## 2010年

提携金融機関等を通じた生命保険販売ビジネスを、PGF生命へ業務移管

## 2011年

AIGエジソン生命、エイアイジー・スター生命の株式を取得し、子会社化

## 2012年

ジブラルタ生命、AIGエジソン生命、エイアイジー・スター生命の3社が合併し、新「ジブラルタ生命」としてスタート

先進医療給付金ダイレクト支払サービスを開始

## 2013年

お客さまサービスおよび設計書等の分かりやすさを追求し、顧客情報保護に配慮した新営業支援システム"LC One"を導入

## 2014年

死亡保険金即日支払サービスの拡充  
ご契約者向けインターネット・サービスのスマートフォン対応開始

## 2015年

完全キャッシュレス化の実現  
※新契約時において現金による初回保険料の授受を廃止し、完全キャッシュレスに移行

## 2016年

ご家族登録制度の取扱い開始



## おかげさまで創立20周年を迎えました。

ジブラルタ生命は、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員として、2001年4月から営業を開始し、おかげさまで創立20周年を迎えました。社名は、ジブラルタ海峡に位置する長さ4.8km、高さ400mにもおよぶ巨大な岩山“ジブラルタ・ロック”を由来としています。



# Gibraltar

## C O N T E N T S

### 2017年

「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定、公表

### 2019年

消費者庁所管の「内部通報制度認証」に登録

### 2020年

死亡保険金即日支払サービスの上限額を1,500万円に引き上げ

### 2018年

先進医療給付金ダイレクト支払サービスをリニューアル

耳や言葉のご不自由なお客さま向けの遠隔手話通訳サービスをコールセンターに導入

- P.2 ごあいさつ
- P.3 経営理念
- P.4 新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社の対応
- P.6 2020年度決算ハイライト
- P.10 機関投資家としての役割
- P.11 コーポレート・ガバナンス
- P.20 お客さま本位の業務運営に関する方針
- P.23 SDGsに関する取り組み
- P.24 お客さま満足度向上への取り組み
- P.28 適切な保険金等のお支払いのための取り組みについて
- P.29 お客さまサービス
- P.30 多様化推進への取り組み  
(ダイバーシティ&インクルージョン)
- P.32 環境への取り組み
- P.33 健康経営の取り組み
- P.34 社会貢献活動
- P.36 ライフプラン・コンサルタントについて
- P.37 代理店チャネルについて
- P.38 プルデンシャル・ファイナンシャルについて
- P.39 業績・データ編
- P.122 生命保険協会統一開示基準項目一覧



当冊子は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。  
(2021年7月作成)

### 会社概要 (2021年3月31日現在)

社 名：ジブラルタ生命保険株式会社  
英 文 名：The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.  
営 業 開 始：2001年4月3日  
資 本 金：755億円  
総 資 産：11兆6,232億円  
保険料等収入：8,928億円  
従 業 員 数：12,228名  
本 社 所 在 地：東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー  
URL：<https://www.gib-life.co.jp/>

◀ ジブラルタ生命のあるプルデンシャルタワー（東京都千代田区）



平素より、ジブラルタ生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2020年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、また国内でも感染者が増えたなか、複数回にわたって緊急事態宣言が発令される事態になりました。感染という直接的な影響だけでなく、日々の生活にも大きな変化が起こっています。影響を受けられている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

経済環境に目を向けますと、2020年4月に緊急事態宣言が発令され、外出自粛要請などが行われた結果、4月-6月期の実質GDPは前年同期で最大の落ち込みとなりました。その後、政府による大型の財政政策が導入されたことや、経済活動が徐々に再開されたことから、景気は回復基調にあったものの、年明け以降は、緊急事態宣言が再度発令されたため、景気は減速傾向となりました。

このような経済環境下においても、当社は健全な財務基盤を有し、「お客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けする」という揺らぐことのない使命のもと、主力のライフプラン・コンサルタント、および当社と企業理念を共有している一般代理店が、コンサルティングサービスを通じてお客さまに最適な保障を提供してまいりました。

当社は、「お客さま本位の業務運営に関する方針」のもと、お客さまのニーズに合った最適な保障をご提案すること、クオリティの高い商品・サービスをご提供

すること、そしてその保障に込められた想いを保険金・給付金とともに確実にお届けすることに全社一丸となって取り組んでおります。

コロナ禍を受けて生活様式や働き方が大きく変わり、これからますますデジタル化が進んでいくと考えており、当社においてもオンライン対面サービスやMyページの導入など新しい時代に合ったサービスの充実に取り組んでおります。そのような中でも、私たち一人ひとりがお客さまに焦点をあわせ、「人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になる」という当社のビジョン（将来像）に変わりはなく、その実現に向けて引き続き邁進してまいります。

最後になりましたが、2020年度の業績をはじめとする当社の現状をまとめた冊子を作成しましたので、本誌を通じて当社へのご理解を一層深めていただければ幸いです。

引き続き変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月

代表取締役社長 兼 CEO

添田毅司

## We are the GIBRALTAR.

ジブラルタ生命の社員は、生命保険の持つ社会的役割を信じ、  
ひとりでも多くのお客さまに真の生命保険をお届けします。  
そして顧客のために努力を惜しまず、常にベストのサービスを提供し続ける会社となります。  
ジブラルタ生命の社員は、生命保険の正しい在り方を追求する信念、  
そして人間愛・家族愛の不朽の原理を伝える情熱があります。  
我々は、コアバリュー、ビジョン、ミッションを指針に永遠に時代を創造し続けます。

## 行動指針

### Core Values

ジブラルタ生命の社員の行動指針は、全世界のプルデンシャル・ファイナンシャル共通の  
「コアバリュー」に基づいています。  
「コアバリュー」は次の4つで構成されています。



## 将来像と使命

### Vision [将来像]

我々は、人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になります。

### Mission [使命]

我々は、一人ひとりのお客さまに生命保険の真価を正しく伝え、真に役立つ生命保険を提供し、保険金を支払うまで誠実に生命保険サービスを続けることでお客さまとそのご家族に経済的な保障と心の平和をお届けします。

# 新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社の対応

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

## 特別取り扱いの実施

当社では、このたびの新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けられた皆さまに対しまして、さまざまな特別取り扱いを実施しており、継続している主な取り扱いは以下のとおりです。(2021年5月末現在)

手続き内容	「特別取り扱い」の内容				
ご契約を失効させないお取り扱い	<p>お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を、6カ月からさらに4カ月延長し、最長10カ月延長する取り扱いを実施しております。なお、最長10カ月延長後にご契約の継続をご希望される場合、延長期間終了までにこの間の保険料をお払い込みいただく必要がございますが、お申し出により、猶予している保険料を延長期間終了後に分割でお払い込みいただける取り扱いをいたします(詳細につきましては、改めて対象のご契約者にご案内いたします)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021年1月発令の緊急事態宣言に伴う特別取り扱い(2021年4月22日受付分まで) 保険料猶予期間 最長 2021年11月末まで(お申し出により2022年10月末まで、保険料の分割払込が可能)</li> <li>● 2021年4月23日以降発令の緊急事態宣言に伴う特別取り扱い 保険料猶予期間 最長 2022年2月末まで(お申し出により2023年1月末まで、保険料の分割払込が可能)</li> </ul> <p>更新日が到来する契約で、更新のお手続きが期限内にできなかった場合、お申し出によりお手続き期限を最長で2021年10月31日まで延長する取り扱いを実施しております。</p>				
保険金・給付金のお支払い	<p>(1) 災害死亡保険金等のお取り扱いについて 新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態等に該当した場合、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等のお支払いの対象とします。また、特別条件(保険金・給付金削減支払法および特定部位・特定疾病不担保法)の適用がある契約について、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態等に該当した場合には、保険金削減や給付金不支払等を行いません。 本取り扱い変更は、変更前までに新型コロナウイルス感染症により死亡・高度障害状態等の支払事由に該当されていた場合においても、遡って適用いたします。</p> <p>(2) 臨時施設や自宅療養の入院給付金のお取り扱いについて 次の場合についても、医師の証明書等に基づきお支払い対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院が必要であるにもかかわらず、病院事情により早期(強制)退院をし、臨時施設(病院と同等とみなせる施設)または自宅で療養し、医師の治療を受けた場合</li> <li>● 入院が必要であるにもかかわらず、病院事情により入院できず、臨時施設(病院と同等とみなせる施設)または自宅で療養し、医師の治療を受けた場合 ※なお、検査結果が陰性と判定された場合であっても医師の指示で入院している場合にはお支払い対象とします。</li> </ul> <p>(3) オンライン診療および電話診療のお取り扱いについて 自宅等で医師によるオンライン診療および電話診療を受けられた場合は、新型コロナウイルス感染症に限らず、通院給付金のお支払い対象としています。</p> <p>(4) 必要書類の一部省略について ご請求に必要な書類の一部を省略するお取り扱いを行っております。当社にご請求をお申し出の際に、必要書類をお問い合わせください。</p>				
契約者貸付	<p>ご契約者から受付期間中に新規の契約者貸付を申し込まれた場合、契約者貸付の利率を一定期間、0%としております。</p> <table border="1"> <tr> <td>受付期間</td> <td>2021年1月7日から2021年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>利率0%適用期間*</td> <td>上記受付期間中の新規貸付日から2021年7月31日まで</td> </tr> </table> <p>なお、以下の保険種類についてはこのお取り扱いの対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変額保険</li> <li>・変額年金保険(最低年金原資保証型)</li> <li>・変額保険(有期型)(終身型)</li> <li>・無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)</li> <li>・無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)</li> </ul> <p>※貸付利息免除にともなう差額の調整は所定の計算方法により適用期間終了後に行います(差額の調整が完了するまでの間、当社よりお送りする一部の通知物につきましては、貸付利息免除調整前の金額等のご案内となります)。</p> <p>また、貸付利息が免除されている貸付金と免除対象外の貸付金があるご契約に貸付金の返済があった際は、貸付利息が免除されている貸付金への返済が優先されます。</p>	受付期間	2021年1月7日から2021年3月31日まで	利率0%適用期間*	上記受付期間中の新規貸付日から2021年7月31日まで
受付期間	2021年1月7日から2021年3月31日まで				
利率0%適用期間*	上記受付期間中の新規貸付日から2021年7月31日まで				

最新の取り扱いの状況につきましては、当社ホームページ(<https://www.gib-life.co.jp/>)をご確認ください。

## お支払いした保険金・給付金の実績

新型コロナウイルス感染症による保険金・給付金のお支払い実績は以下のとおりです。(2021年5月末現在)

### 死亡保険金

件数	174件
金額	10.3億円 (うち災害保険金:43件、1.3億円)

### 入院給付金

件数	4,991件
金額	5.2億円(うちみなし入院:3,689件、3.8億円)

## 当社の営業体制(2021年5月末現在)

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、営業社員は原則在宅勤務とし、引き続き毎朝、検温・体調確認を行っております。お客さまの同意が事前に得られている場合、面談場所のご意向確認やマスク着用といった感染拡大防止のための配慮を行ったうえで、対面での対応を行います。

また、当社では、「オンライン対面によるコンサルティングサービス」を行っています。保険加入のご検討やご契約内容の確認に際しては、営業担当者による対面でのコンサルティングサービスを提供しており、ビデオ通話を活用してオンラインでも受けることができます。



### オンライン対面によるサービスについて

 <p>ご契約のお申し込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご意向のヒアリングから保障プランのご提案、お申し込み手続きまでビデオ通話を活用してオンラインで行えます。</li> </ul>
 <p>セミナー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マネープラン、介護、相続、また年金などの社会保障に関する情報提供を目的とした各種セミナーをオンラインでも開催しています。</li> </ul>
 <p>各種保全手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種保全手続きについて、オンラインでお手続きのサポートをしています。また、「あんしん確認サービス」についてもオンラインでお受けいただけます。</li> </ul>

# 2020年度決算ハイライト

## 2020年度主要指標

(単位:百万円)

項目	2019年度(末)	2020年度(末)
個人保険新契約高	3,154,666	<b>2,654,142</b> (前年度比 15.9%減)
個人保険新契約年換算保険料	50,957	<b>41,379</b> (前年度比 18.8%減)
個人保険保有契約高	36,806,657	<b>36,932,509</b> (前年度末比 0.3%増)
個人保険保有契約年換算保険料	876,185	<b>883,336</b> (前年度末比 0.8%増)
総資産	11,319,157	<b>11,623,280</b> (前年度末比 2.7%増)
保険料等収入	957,126	<b>892,802</b> (前年度比 6.7%減)
基礎利益	127,850	<b>111,156</b> (前年度比 13.1%減)
当期純利益	58,373	<b>129,171</b> (前年度比 121.3%増)
実質純資産額	2,210,221	<b>2,045,604</b> (前年度末比 7.4%減)
ソルベンシー・マージン比率	802.4%	<b>839.1%</b> (前年度末比 36.7ポイント増)
逆ざやの状況	逆ざやはありません	<b>逆ざやはありません</b>

\*個人保険には個人年金保険を含みます。  
\*当社は転換制度を導入していません。

### ? 実質純資産額 (=実質資産負債差額) とは

有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質資産負債差額ともいいます。

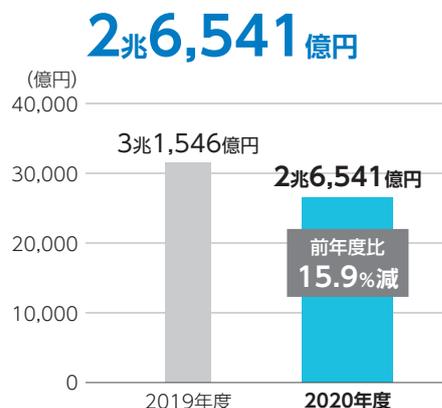
## 業績指標

個人保険と個人年金保険の合計(以下、個人保険)の新契約高は2兆6,541億円(前年度比15.9%減)、個人保険新契約年換算保険料は413億円(前年度比18.8%減)となりました。

### ? 新契約高とは

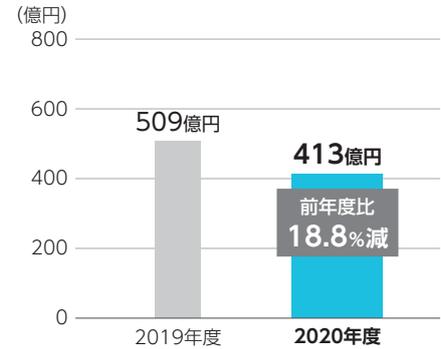
当年度に新たにお引き受けした保障金額の合計額です。1年間にどれくらいの生命保険を販売したのかを示す指標のひとつです。

### 個人保険新契約高



## 個人保険新契約年換算保険料

413億円



### ? 年換算保険料とは

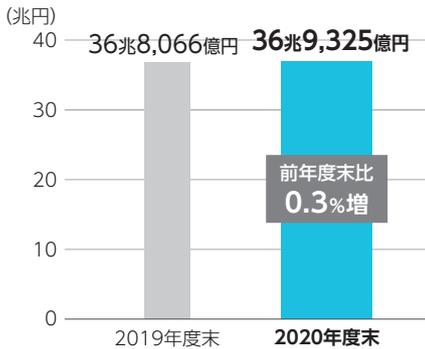
保険料の払い方には月払、年払、一時払など、さまざまな支払い方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。

## 規模指標

個人保険保有契約高は36兆9,325億円(前年度末比0.3%増)、個人保険保有契約年換算保険料は8,833億円(前年度末比0.8%増)、総資産は11兆6,232億円(前年度末比2.7%増)となりました。

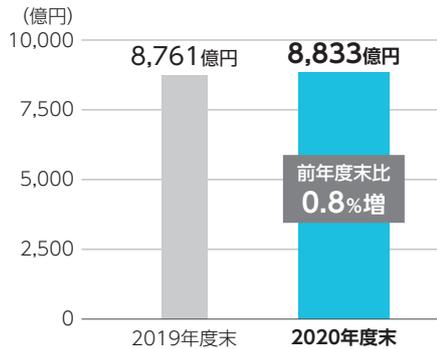
## 個人保険保有契約高

36兆9,325億円



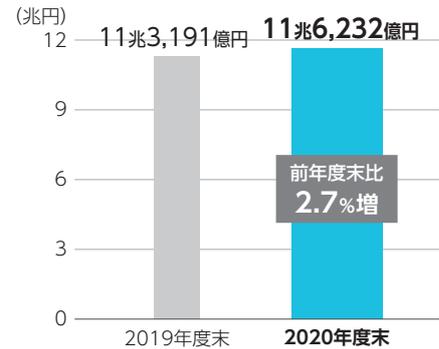
## 個人保険保有契約年換算保険料

8,833億円



## 総資産

11兆6,232億円



### ? 保有契約高とは

当年度末にお引き受けしている保障金額の合計額で、年度末時点にどれくらいの保険契約を保有しているのかを示す指標です。

### ? 総資産とは

現金及び預貯金、有価証券等の運用資産と未収金等の非運用資産の合計で、企業の事業規模を示す財務指標のひとつです。

## 収益指標

保険料等収入は8,928億円(前年度比6.7%減)、基礎利益は1,111億円(前年度比13.1%減)、当期純利益は1,291億円(前年度比121.3%増)となりました。

### ? 保険料等収入とは

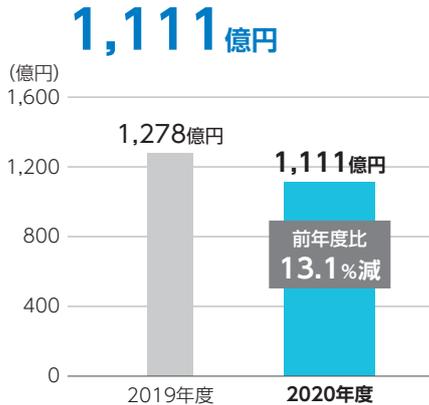
ご契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大半を占めています。再保険収入もここに含まれます。

## 保険料等収入

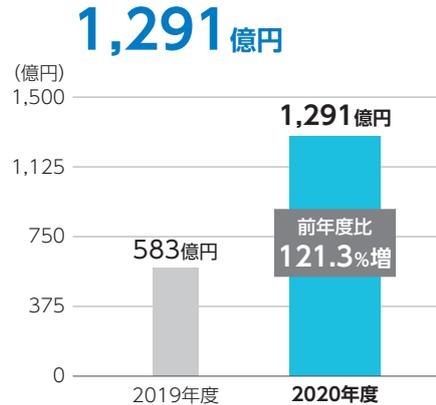
8,928億円



基礎利益



当期純利益



❓ 基礎利益とは

保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる損益で、一般事業会社の営業利益に近いものです。保険本業における収益力を示す指標のひとつです。

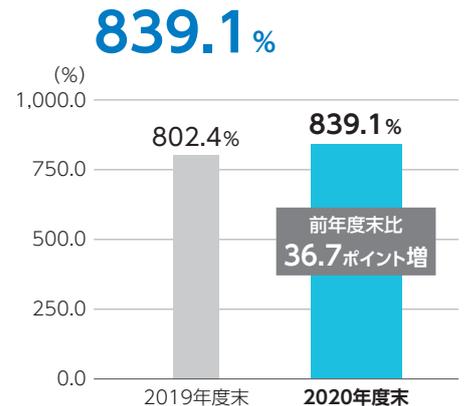
❓ 当期純利益とは

税引前当期純利益から、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。

健全性指標

経営の健全性を示す指標のひとつであるソルベンシー・マージン比率は、**839.1%** (前年度末比36.7ポイント増) と、引き続き十分な支払余力を確保しています。

ソルベンシー・マージン比率



❓ ソルベンシー・マージン比率とは

環境の変化などにより通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計(ソルベンシー・マージン総額)を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して算出します。

ご参考 ソルベンシー・マージン比率の算出式

ソルベンシー・マージン比率は次の算式により算出されます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$

● ソルベンシー・マージン総額 (=下記の合計額)

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%\*、土地の含み損益×85%\*、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、全期チルメル式責任準備金相当額超過額および負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額、持込資本金等、控除項目、その他  
\* マイナスの場合100%

$$\bullet \text{リスクの合計額} = \sqrt{(R1+R8)^2 + (R2+R3+R7)^2} + R4$$

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

- 保険リスク相当額 (R1)  
大災害の発生などにより、保険金などの支払いが急増するリスク相当額
- 第三分野保険の保険リスク相当額 (R8)  
医療保険やがん保険などのいわゆる第三分野保険について給付金等の支払いが急増するリスク相当額
- 予定利率リスク相当額 (R2)  
運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
- 最低保証リスク相当額 (R7)  
変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額
- 資産運用リスク相当額 (R3)  
株価暴落、為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
- 経営管理リスク相当額 (R4)  
業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得るリスク相当額

## 格付け

格付けは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報に基づき決定されています。

格付けは格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などに基づいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。当社の格付取得状況は以下のとおりです。(2021年6月末現在)

# A+

S&Pグローバル・レーティング  
保険財務力格付け

**定義** 保険会社が保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

# AA-

格付投資情報センター  
(R&I) 保険金支払能力

**定義** 保険金支払能力は極めて高く、優れた要素がある。

## 保険契約継続率

契約が有効に継続している割合を示した数値です。当社は営業開始以来、お客さまに焦点をあわせることを重視し

た経営を行っており、お客さま満足度の証となる継続率を重視しています。

■ 13月目継続率… **94.6%** (対象契約2019/1/1～2019/12/31)

■ 25月目継続率… **89.2%** (対象契約2018/1/1～2018/12/31)

## 利差(順ざや／逆ざや)

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただいた保険料の一部を将来の保険金等のお支払いに備えて責任準備金として積み立てていますが、この責任準備金は、一定の利率により毎年運用されることを前提としています。(この利率のことを「予定利率(責任準備金計算用)」といいます)

予定利率により見込んでいる運用収益を実際の運用収支が上回る状態を「順ざや」、下回る状態を「逆ざや」といいます。

**当社の基礎利益上の運用収支等の利回りは、平均予定利率を上回っており、「順ざや」となっています。**

**ご参考** 順ざや／逆ざや額は、次の方法で算出しています。

順ざや／逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り<sup>※1</sup> - 平均予定利率<sup>※2</sup>) × 一般勘定責任準備金<sup>※3</sup>

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出。  
(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) × 1/2

# 機関投資家としての役割



## 資産運用(一般勘定資産)

当社の資産運用は、ALM(資産負債総合管理)の観点から、原則的に保険負債の特性に合致する運用資産への投資を行っています。具体的には、安定したキャッシュフローが得られる国債や信用度の高い発行体による確定利付資産を運用の中心に置いています。また、信用度の若干劣る確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っています。なお、外貨建保険負債に対応するものを除き、外貨建公社債等につきましては、原則として為替ヘッジを行っています。

2020年度末の**一般勘定資産残高は11兆6,129億円**となりました。資産運用については、引き続き安定的な収益を確保できる国内外公社債を運用の中核に据えました。なお、主な資産の運用状況は以下のとおりです。

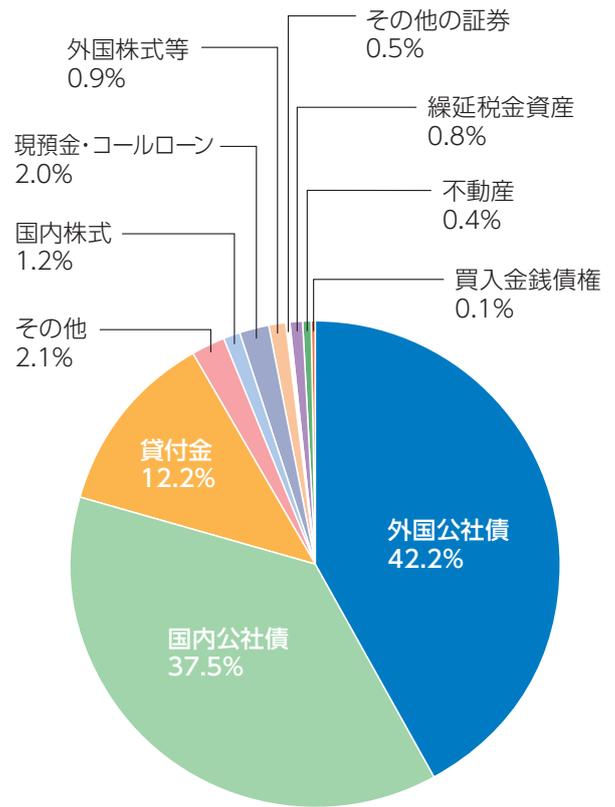
国内公社債につきましては、負債特性を勘案し、国債ならびに高格付け社債への投資を行いました。外国証券については、外貨建保険対応として負債側の状況等を勘案しながら外貨建公社債へ投資を行いました。加えて、外貨建保険負債対応外で為替ヘッジを付した外貨建公社債等への投資も行いました。貸付金については、国内外の案件に投資を実施

しました。

この結果、2020年度末の主な資産構成は、**公社債37.5%、外国証券43.2%、貸付金12.2%**となりました。

\*外国証券には、外国公社債、外国株式等を含みます。  
\*資産の構成には、貸倒引当金(△0.0%)を含みます。

### ■ 資産の構成



### ① ALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)とは

資産と負債を総合的に把握し、管理することです。生命保険会社の負債は、契約時に固定された予定利率により積み立てられる責任準備金(きわめて長期の負債)が大部分を占めます。ALM手法の一環として、長期固定金利の負債の金利変動リスクを相殺するため、長期の債券を保有しています。

### ② 責任準備金とは

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金のことです。

## ESG投資に関する取組方針の制定

当社は、持続可能な社会の実現に資することが生命保険会社の社会的責任を果たすものと認識し、「ESG投資に関する取組方針」を2020年6月に定めました。

取組方針に沿って、お客さまからお預かりしている保険料の運用につき、資産特性に応じて、E(環境)、S(社会)、G(ガバナンス)の要素を考慮した運用(「ESG投資」といいます。)を行うことを推進します。

今後も、持続可能な社会の実現に貢献できるようにグループ会社をはじめ、他の金融機関とも連携をし、ESG投資ノウハウの蓄積に努めてまいります。

# コーポレート・ガバナンス

## 経営管理体制

### コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、お客さまと株主の利益最大化のための適切な経営を形作る社内外の仕組みであると考え、その充実、改善に取り組んでいます。

当社は、監督・統制機能の強化と意思決定のスピード向上を両立しうるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、お客さまの声を真摯にお聴きして積極的にサービスに反映させると同時に、経営の透明性や健全性の確保と向上を図っています。

### コーポレート・ガバナンス体制

当社は取締役会、監査役会設置会社です。

取締役会は経営上の重要事項の意思決定を行います。お客さまの視点に立った経営を行い、適正な業務執行を実現するために、取締役間の相互監視体制を敷いています。

さらに、社外取締役の任用等を通じて経営監督機能の強化を図るとともに、業務執行機能の強化を目的として「執行役員制度」を導入し、取締役会の業務執行に係る意思決定権限の一部を執行役員会へ委譲しています。

監査役は、取締役会などの重要会議へ出席し、独立した立場から取締役の業務執行を監査するとともに、取締役会や執行役員会に対して意見表明を行っています。

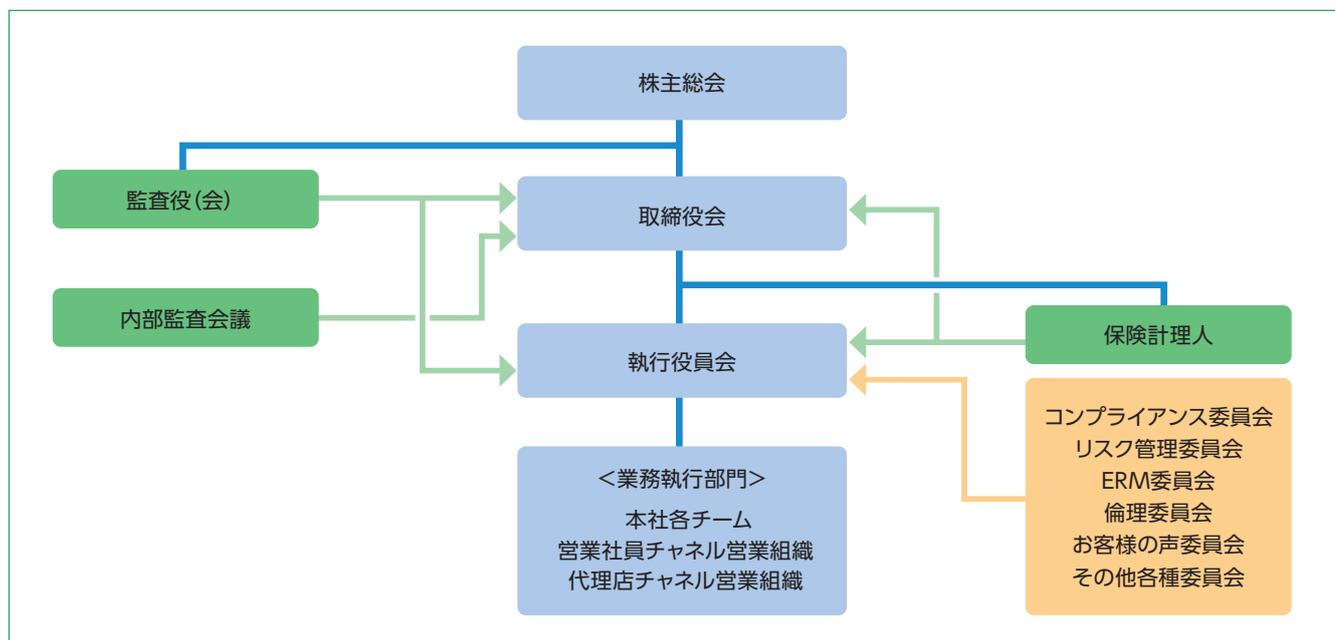
## 内部統制の強化

### 内部統制の基本的な考え方

当社は、「お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になる」ことをビジョンに掲げ、「お客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けする」ことをミッションとしています。その中核をなす考え方は、保険金をお支払いすることが我々の義務であるという全社員の認識です。質の高いサービスとケアをご提供しつづけるために、法令遵守、適切なリスク管理はもとより、効率的な業務執行を追求し、内部統制システムを構築し向上させています。

### 内部統制の状況

- 業務の適切性確保のための体制整備を目的とした「内部統制に関する基本方針」を取締役会で制定のうえ、経営環境の変化や不祥事件の発生状況等に応じて不断の見直し、改善を行い、実効性ある内部統制システムの整備と適切な運用を推進しています。
- 3 Lines of Defenseの考え方にに基づき、保険販売管理を含む法令等遵守態勢、リスク管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。
- 業務執行部門(1stライン)の自主自律的な品質管理およびリスクの把握、コンプライアンス部門・リスク管理部門等の本社管理部門(2ndライン)による1stラインの確認および牽制機能の発揮を通じて、法令等遵守、リスク管理の徹底を図ります。
- さらに内部監査部門(3rdライン)を充実させ、経営諸活動の遂行状況が公正かつ独立の立場で検討・評価されることを通じて、業務の健全性と適切性の確保に努めます。



## ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)の推進

当社では、長期の事業目標であるビジョン実現およびミッション遂行に向けた健全な経営の維持と持続的な成長を目指し、収益・資本およびリスクをそれぞれの相関関係を踏まえて統合的に管理することを、ERMと定義しています。

### ERMにおける基本方針

資本の十分性を確保する範囲内で適切なリスク管理を前提としたリスクテイクを行い、リスクテイクに見合った収益性を確保することで資本を効率的に活用した収益を上げ、それにより、お客さまをはじめとするステークホルダーにさらなる価値を提供することをERMにおける基本方針としています。

### 推進体制

当社はリスクテイクを行うにあたり、収益・資本およびリスクの状況や経営環境を踏まえて、受け入れる(または受け入れない)リスクに対する姿勢や程度を示したリスク・アパタイトを定め、経営計画策定にあたっての指針としています。

また、ERM委員会を設置し、収益・資本およびリスクの状況を統合的に把握し、会社の業務運営がリスク・アパタイトに適合しているかどうかを定期的に検証したうえで、商品・資産運用等に関する各種対応策の検討を行っています。

### ORSA(リスクとソルベンシーの自己評価)

当社は、ERM態勢の適切性、および資本の十分性について自己評価する「リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)」を定期的実施し、ERMのさらなる高度化への取り組みを継続していきます。

## リスク管理態勢

### 基本方針

保険事業を取り巻く経営環境が変化するなか、当社では、会社の中長期的な企業価値の向上と持続的成長、財務の健全性、業務の適切性、および顧客本位の業務運営を確保するため、さまざまな要因から発生するリスクを的確に把握・分析し、適切なリスク管理を行うことを経営上の最も重要な課題の一つと認識し、リスク管理態勢の整備・高度化に努めています。

### リスク管理に関する規程等

取締役会は、「リスク管理基本方針」を制定し、リスク管理の基本方針を定めています。また、執行役員会は、「リスク管理基本方針」の下に「リスク管理規程」を定め、重要なリスクの定義と各部門の役割等を含めたリスク管理態勢のほか、各リスクを統合的に管理する統合的リスク管理態勢を定めるとともに、同規程で定義した各リスク(保険リスク、インベストメントリスク、マーケットリスク、流動性リスク、モデルリスク、事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスク、法務リスク、労務・人事リスク、フィジカルセキュリティリスク、風評リスク、子会社リスク)について、その管理態勢・手法等を明確にしたリスク区分毎の管理規程を定めています。

なお、通常のリスク管理では対処できない事象を危機と定義し、「災害対応計画」の整備等を含む「危機管理規程」を定めています。

### リスク管理体制

業務運営を通じて発生する各種リスクについては、業務執行部門がリスク区分毎の管理規程に基づき一次的なリスク管理を行っています。また、重要なリスクにおいてリスク管理所管部門を定め、業務執行部門を牽制しています。さらに、業務執行部門から独立したリスク管理統括部門が、リスク管理状況の実態把握・分析、統合的なリスク管理の実施、リスク管理を徹底させるための諸施策の策定など、二次的なリスク管理を行うとともにリスク管理態勢の整備・高度化に取り組んでいます。加えて、リスク管理に係わる事項に関し、厳正な管理を行うため、業務執行部門とは独立した機関として、リスク管理委員会ならびにその下部組織であるオペレーショナルリスク管理専門部会および投融資審査専門部会を設置しています。

なお、日常のリスク管理体制だけでは対応が困難な大規模災害等に備えた体制も、あわせて整備しています。

#### ■ 牽制機能の発揮

当社が認識しているリスクは、リスク区分毎の管理規程に基づき、業務執行部門により管理されていますが、同時にリスク管理所管部門およびリスク管理統括部門がリスク状況のモニタリング、分析等の管理を行うことにより、牽制機能を発揮しています。

#### ■ 管理・監督機能の発揮

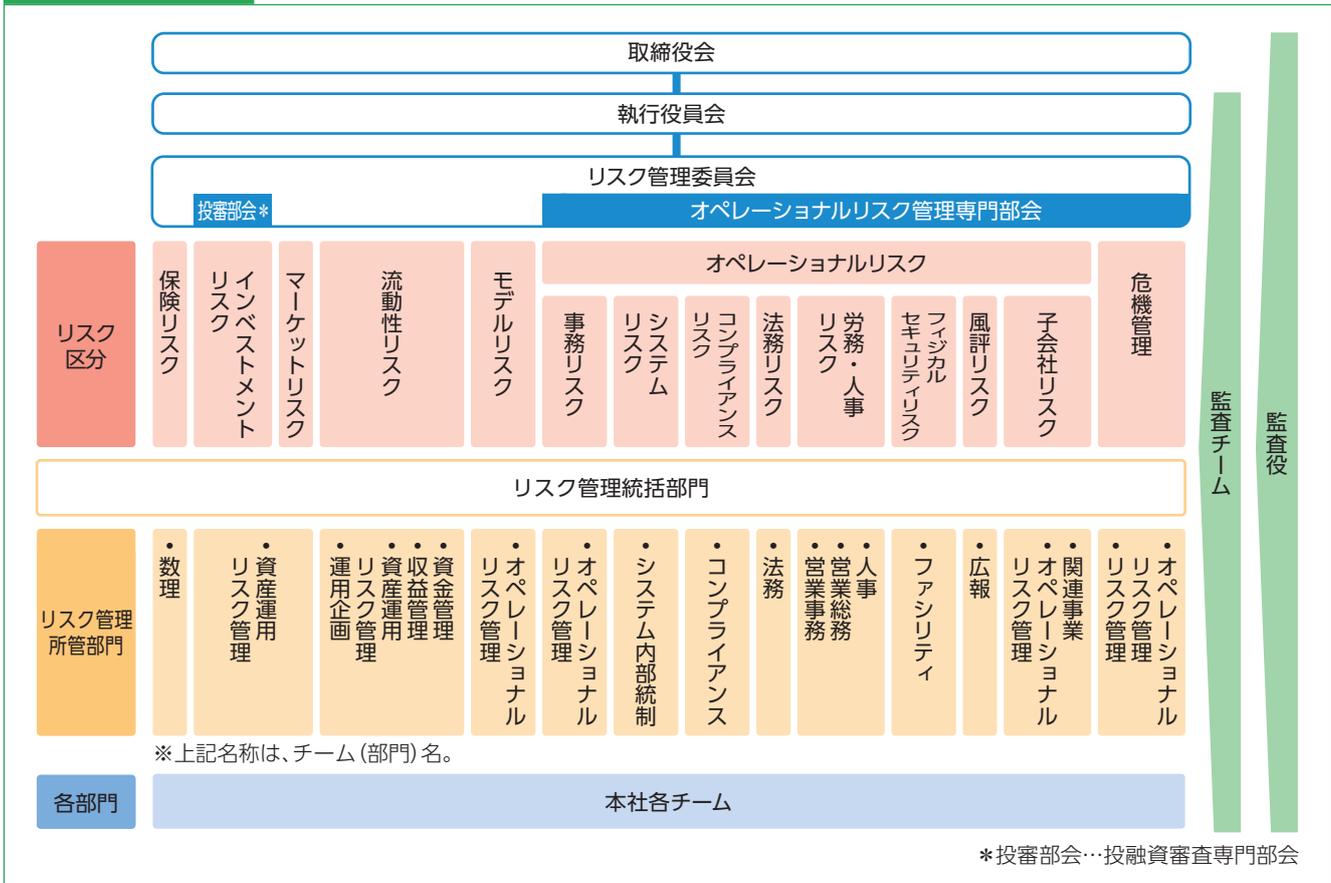
定期的開催するリスク管理委員会ならびにその下部組織であるオペレーショナルリスク管理専門部会および投融資審査専門部会において、リスクの適正な管理に関する事項の審議・検討を行っています。

また、リスク管理委員会は、各リスク管理状況を執行役員会および取締役会へ報告しています。

#### ■ 有効性の確認

監査部門による内部監査、会計監査人による外部監査および監査役による監査により、リスク管理機能の有効性を確認しています。

## リスク管理体制図



## 統合的リスク管理の取り組み

リスクの管理にあたっては、リスク区分毎に、それぞれのリスク特性に応じた管理を適切に行っていますが、生命保険会社を取り巻くリスクが複雑化、多様化するなか、将来にわたり財務の健全性を確保するためには、会社全体のリスクを統合的に管理することが必要不可欠と認識しています。

当社では、統合的リスク管理を行うため「リスク管理規程」を定め、「全社的なリスク管理」および「自己資本十分性管理」によるリスク管理を行っています。

### 全社的なリスク管理

当社では、会社が直面している、または将来直面するであろう予見可能なリスクを、毎年、網羅的・能動的に把握、特定し、それらのリスクに対するコントロール施策を経営計画等に織り込むことで対応しています。

各リスクの管理については、主要リスク管理指標を定め、定期的に評価・分析を実施しています。また、保険商品の開発および新規業務の取り扱いを担当する部門は、設計の段階でリスク評価を実施し、リスク管理統括部門および関連する部門はその評価結果のレビューを行い、リスクの低減に努めています。

### 自己資本十分性管理

当社では、「自己資本十分性管理」において、「経済価値ベースの自己資本十分性確認」、「法定会計ベースのリスク許容量管理」、ならびに「ストレステスト」を実施しています。これらの確認結果は、リスク管理委員会、執行役員会、取締役会等に報告され、必要に応じて財務基盤の強化等の検討に役立てることとしています。

#### ■ 経済価値ベースの自己資本十分性確認

当社では、資産と負債の現在価値から経済価値ベースの自己資本を把握し、リスク量と比較することによって、経済価値ベースの自己資本の十分性を確認しています。

当社では、負債特性を分析・評価したうえで金利リスクに関するターゲットを定め、資産と負債の金利感応度を適切に管理する「資産と負債の総合管理 (ALM)」を行っています。

#### ■ 法定会計ベースのリスク許容量管理

当社では、会社全体のリスク量をVaR (バリュー・アット・リスク) 等の手法により計量化し、法定会計上の広義の自己資本の範囲内に収まるようにリスク許容量を設定し、会社全体のリスク量のコントロールを行っています。

#### ■ ストレステスト

当社では、金融市場の大幅な変動や大規模災害等による保険金支払いの増加といったシナリオを想定し、ストレステストを実施し財務の健全性に与える影響を確認しています。

## 各リスク特性に応じた管理

### 保険リスク管理

保険リスクとは、保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより会社が損失を被るリスク、および実際の経験率が最良推定の保険数理前提に反して変動することにより会社が損失を被るリスクです。

当社では、生命保険契約の長期性や保険事故発生率等の不確実性を十分に認識し、実効性のあるリスク管理を行うことで、会社の健全性維持と支払能力の確保を図っています。保険料が将来の保険金等のお支払いを確実に履行できる価格設定となっていることや、ご契約時の危険選択や保険金等の支払査定基準がご契約者間の公平性に留意しつつ保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていること等を確認しています。

また、保険料設定時の予測に反して、保険事故発生率の悪化等リスクに変化があると認められる場合には、必要に応じて「引受基準の見直し」、「保険商品の販売方針の変更」、「追加責任準備金の積み立て」等の措置を講じて対応しています。

#### ■再保険について

再保険とは、保険会社がお引受けした保険契約上の責任の一部または全部を国内外の他の保険会社に移転することにより、リスクの分散・平準化を行うことです。

当社では、自己の保有する保険責任の一部または全部を他の保険会社に移転する再保険について、リスク保有状況を十分に分析したうえで出再先の信用力・財務状況を考慮し取引を行っています。

また、他の保険会社の保有する保険責任の一部または全部を引き受ける受再保険については、リスクの種類・特性および収益性を評価し引受の可否を決定しています。

### インベストメントリスク管理

インベストメントリスクとは、投資先の破綻や信用悪化により債券や貸付等が損失を被るリスク、価値の減少により株式や不動産持分投資が損失を被るリスク、および取引相手方から損失を被るリスクをいいます。

当社では、インベストメントリスクを以下に示す通り「クレジットリスク」「カウンターパーティーリスク」「エクイティリスク」に分類・定義したうえで、格付けに応じた発行体ごとの保有上限や業種別・国別の投資制限を設けるなど、特定の発行体に対する与信の集中を防ぐことで、ポートフォリオ・レベルでのインベストメントリスクを限定的な範囲に留めています。

#### ■クレジットリスク

クレジットリスクとは、債券の発行者や貸付等の債務者、または保証人の信用悪化を起因とする債務不履行により、債券や貸付等について損失を被るリスクをいいます。

#### ■カウンターパーティーリスク

カウンターパーティーリスクとは、取引に伴う決済において、取引の相手方の債務不履行または信用力の悪化により損失を被るリスクをいいます。

#### ■エクイティリスク

エクイティリスクとは、公開株式またはオルタナティブ資産(未公開株式、ヘッジファンド、不動産を含む)の市場価格の下落により損失を被るリスクをいいます。

### マーケットリスク管理

マーケットリスクとは、負債の価値変動が資産の価値変動によって十分に相殺されないため、金利、為替レート、信用スプレッドが変動することにより会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、こうしたマーケットリスクを過度に取らないよう、「資産と負債の総合管理(ALM)」を行い、金利変動リスク等の抑制に努めています。具体的には負債特性を分析・評価したうえで金利リスクに関するターゲットを通貨ごとに定め、資産と負債の金利感応度の違いを妥当な範囲内に収め、負債と異なる通貨の債券や貸付等には原則為替ヘッジを付すことによって、マーケットリスクを適切に管理しています。

### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害等での資金流出により資金繰りが悪化し損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱等により市場において取引ができない、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

当社では、資金繰りリスクについては、資金収支を把握・予測することにより管理しています。また、資金繰り逼迫度を平常時・懸念時・危機時・巨大災害時に区分し、それぞれの状況下で迅速かつ適切な対応が実施できるよう管理体制を構築しています。加えて、市場流動性リスクについては、流動性資産保有最低基準を設定し、資金化の難易度や市場の変動特性に応じて流動性資産の選別・評価の基準を定め、遵守状況を管理しています。

### モデルリスク管理

モデルリスクとは、経営の意思決定や財務諸表作成において、計算式等から成るモデルの誤使用あるいはモデルそのものの誤り等に起因し、経済的損失や風評による損害を被るリスクです。

当社では、利用しているモデルの洗い出しを行うとともに、モデルから導き出された結果の正確性とその用法の適切性を保つため、モデルのリスク評価、文書化、テストの実施、継続的にモデルを利用することの妥当性のレビューと承認、管理状況のモニタリングなどの態勢を整備することにより、モデルリスクの顕在化の未然防止に努めています。

### 事務リスク管理

事務リスクとは、役員・社員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客さまに不利益を与える、または会社が損失を被るリスクです。

当社では、正確な事務手続きを遂行するため、事務諸規程の整備や事務教育、指導を実施するとともに、事故・不正等を未然に防ぐため、内部監査や各種点検等を行うなど、事務リスクの軽減に努めています。

なお、誤処理等により事務ミスが発生した場合、適切な対応および再発防止を実施しています。

## システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備やシステムの不正使用により損失を被るリスクです。

当社では、システムの不正使用を防止し、安定した稼働を維持するため、セキュリティ対策の強化に努めています。また、システム監査を始めとする定期的なモニタリング活動の実施により、システムリスクの評価ならびにその改善活動を行うなど、システムリスクが顕在化することのないよう、継続的な取り組みを行っています。

さらには、不正アクセスやサイバー攻撃などの異常事態発生時に即座に対応できる体制を構築するとともに、災害などの不測時に備え、バックアップセンターの設置ならびに非常時の対応体制を整備することで、リスクの極小化に努めています。

## コンプライアンスリスク管理

コンプライアンスリスクとは、法規制や社内規則に対する違反や社会規範からの乖離により、利用者保護、市場の公正・透明性、金融機関自身の風評に悪影響を及ぼし、またその結果会社が損失を被るリスクです。

当社では、時代とともに変化するコンプライアンスリスクを的確に認識し、リスクベース・アプローチの考え方に則り、リスクの特性に応じた実効性ある管理によってコンプライアンスリスクの低減・未然防止に努めています。

## 法務リスク管理

法務リスクとは、事業や企業経営に適用される法令およびそれらの法令等の制定や改正等により、事業活動への制限や法的責任、法的不利益が発生するリスク、および法令等や各種取引上の契約等において、遵守違反や契約違反、その他それに伴う罰則適用や損害賠償などにより会社が損失を被るリスクです。

当社では、法務リスク管理部署が本社各部署からの依頼に対して法的助言や法的支援を行い、また法令改正情報の収集・提供および訴訟等の管理を行うこと等により、法務リスクの適切な管理に努めています。

## 労務・人事リスク管理

労務・人事リスクとは、雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題、ハラスメント等により会社が損失を被るリスク、および必要十分な社員の確保、適切な社員の育成および配属、公平公正な社員への評価や社員への動機づけが行われず、非効率な業務運営になることで、会社が損失を被るリスクです。

当社では、労務・人事リスク管理部署が研修の実施、マニュアルの整備、各部門からの労務・人事上の相談・報告・指摘への対応、法令の改正に伴う対応等を通じて労務・人事リスクの未然防止に努めています。

## フィジカルセキュリティリスク管理

フィジカルセキュリティリスクとは、外的要因や会社の瑕疵等により物的資源が毀損し執務環境および機能が低下する、または人的危害が発生することにより会社が損失を被るリスクです。

当社では、フィジカルセキュリティリスク事象が発生した場合の損失を最小限に抑えること、およびリスク事象の未然防止の取り組みにより、フィジカルセキュリティリスクの適切な管理に努めています。

## 風評リスク管理

風評リスクとは、当社およびプルデンシャル・グループまたは生命保険業界に関する悪評や信用不安情報等の風評が、お客さま、マスコミ、その他社会一般に広がり、会社が損失を被るリスクです。なお、「風評」とは、事実と異なる情報や、事実のなかで特定の部分だけが強調されることにより発生する誤解が広く社会に伝播することをいいます。

当社では、対外的に開示する情報の確認やメディア、インターネット上の書き込みサイトのチェック等による早期発見を通じて、風評リスクの未然防止に努めています。

## 子会社リスク管理

子会社リスクとは、子会社の財務の健全性および業務の適正性が損なわれ、株主資本やその他の資産の毀損を招き、会社の企業価値が損なわれるリスクです。

当社では、子会社に対して、報告を求め、事前に協議を行う等により、子会社の業務管理状況等を的確に把握し、子会社の財務の健全性および業務の適正性の確保に努めています。

## 危機管理

大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故、ならびに重大な風評被害等、通常のリスク管理では対処できない事象を危機と定義し、「危機管理規程」等において平時における危機の未然防止および発生時の対応を定め、お客さまにご安心いただけるサービスが提供できる体制を整備しています。

特に自然災害・火災等の発生については、被災地別・被災規模別に「災害対応計画」を策定しています。また、世界的な感染症の大流行にも備えることができるよう同計画を策定しています。これらの緊急事態が発生した際は「災害対策本部」を設置し、対応に当たります。

また、緊急事態発生に備え、バックアップオフィスを設置するとともに、災害対応計画の実効性を確保するため、定期的に総合訓練・検証を実施し、緊急時においても保険金のお支払い等の業務が継続できる体制を整備しています。

## 法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

当社は、コンプライアンスの徹底をお客さま、社会からの信頼に応えるための重要な経営課題と考え、さらなるコンプライアンス態勢の充実に向けて取り組んでおります。

法令等遵守に係る取り組み方針としての「コンプライアンス基本方針」、および法令等遵守態勢を構成する各種組織や規程の位置づけ・役割を規定した「コンプライアンス基本規程」を定めております。

また、法令や社内規程等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布または電子的掲示により、全社員に周知しております。

### コンプライアンス委員会の設置

全社的に法令等遵守態勢を監督・推進するための組織として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は社長を委員長とし、その他複数の執行役員により構成しております。

### チーフ・コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス・リーダーの配置

全社的な法令等遵守態勢の推進責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー(法令等遵守担当執行役員)を配置しております。この制度はジブラルタ生命のみならず、世界中のプルデンシャル・グループで採用されている制度です。さらに各部署における法令等遵守推進責任者として、営業拠点および本社各部署にコンプライアンス・リーダーを配置しております。

### プルデンシャル倫理行動規範と倫理委員会

プルデンシャル・グループ共通の「プルデンシャル倫理行動規範」を全社員の行動規範として採用し、全社員に配布して周知するとともに、本内容の実効性を確保するための

組織として倫理委員会を設置しております。倫理委員会はチーフ・ビジネス・エシックス・オフィサーを委員長とし、その他複数の執行役員により構成しております。

### 社内各委員会等の活用

懲罰委員会、リスク管理委員会、お客様の声委員会および販売資料委員会等の社内委員会を通じて、諸活動のコンプライアンスについて常にチェックしております。

### 法令等遵守にむけた教育

社員の法令等遵守のため、「ウィークリーコンプライアンス」や「Eラーニングによるコンプライアンス研修」等、コンプライアンス強化ならびに倫理観向上に向けた教育を随時実施しております。

### コンプライアンス・プログラムの策定と実施

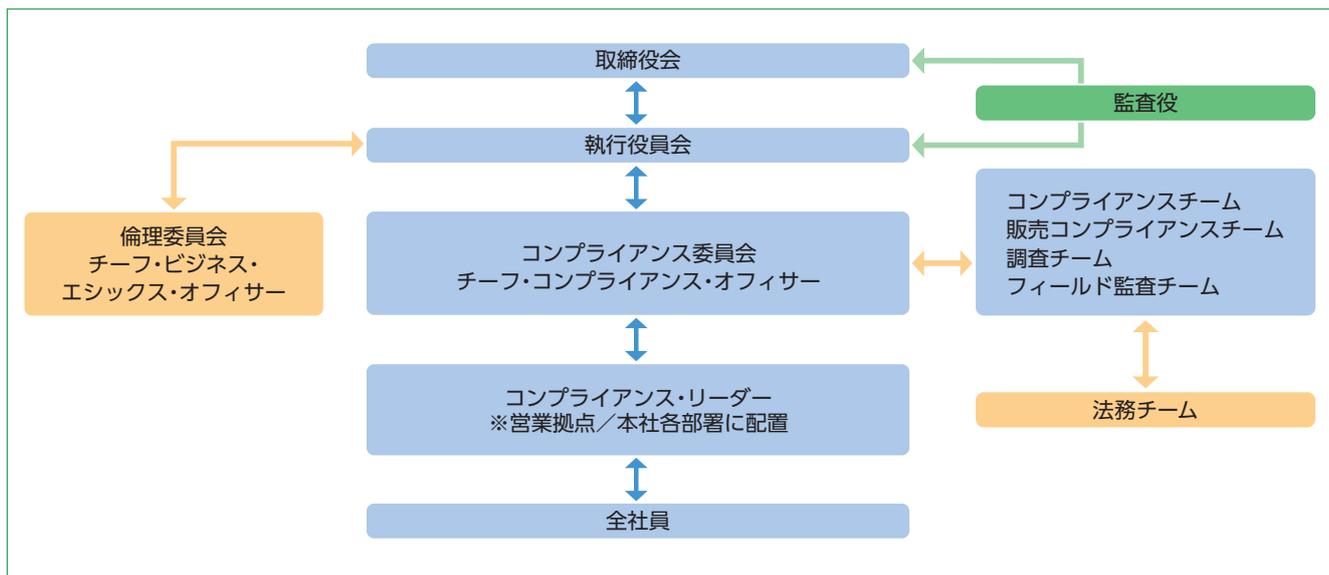
コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、毎年、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、社内に周知しております。

その進捗状況や達成状況は定期的に確認・フォローを行うとともに、新たな課題はコンプライアンス・プログラムに反映させることで、継続的な課題解決を図っております。

### 内部通報制度

当社の役員・社員(退職者も含む)に対しては、通報窓口を設置し、当社社内におけるコンプライアンス違反の早期発見と是正を図り、会社の自浄作用を促進する態勢を構築しております。

また、子会社、取引先の役員・社員およびその退職者からの通報窓口も設置しております。



## 保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性

### (1) 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

医療保険や介護保険などの第三分野保険の保険事故発生率は、医療政策、医療技術等の外的要因の影響を受けやすく、長期的な不確実性を有しています。

当社では、この不確実性に対応するため、法令および社内規程等に基づき、ストレステスト、負債十分性テストを行い、責任準備金の積み立てが不十分であると認識される場合には、危険準備金、追加責任準備金の積み立て等の必要な措置を講じることとしています。

また、ストレステスト等の結果については、計算担当チームとは別の検証担当チームが確認することで内部牽制を図っています。

### (2) 負債十分性テスト、ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステストにおける危険発生率は、法令および社内規程に基づき、過去の支払実績から将来の保険事故発生率が変動するリスクの99%をカバーする水準としています。

### (3) テストの結果

#### ① ストレステスト

毎決算期に、商品ごと予め設定した予定事故発生率のリスクカバーの十分性を確認するため、前述にて定めた危険発生率および予定発生率をもとに将来給付額を算出し、各将来給付額にもとづき、過去のトレンドから予測可能なリスクに対応した危険準備金が必要かどうか判定しております。テストの結果、2020年度末においては724百万円を危険準備金として積み立てております。

#### ② 負債十分性テスト

ストレステストの結果、予め設定した予定事故発生率では保険料積立金で対応すべき通常の予測の範囲内のリスクに対応できない恐れがある契約区分について、負債十分性テストによる検証を実施しております。テストの結果、責任準備金の積立水準が不足していると判断し、2020年度末においては、その不足の解消に必要な額として4,926百万円を保険料積立金として積み立てております。

## 指定生命保険業務紛争解決機関

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。

指定紛争解決機関である生命保険協会は、お客さまと生命保険会社との間の紛争を裁判ではなく、中立・公正な立場で柔軟な解決を図ります。

生命保険協会の「生命保険相談所」では、お客さまから生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。「生命保険相談所」が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡して解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、保険契約者等から「生命保険相談所」内の「裁定審査会」に申し立てることができます。

※裁定審査会は弁護士、消費生活相談員、生命保険相談所の職員からなる委員で構成されています。生命保険に関して高い専門性を有し、中立・公正な機関として行政から指定を受けております。

一般社団法人 生命保険協会 ホームページアドレス

 <https://www.seiho.or.jp/>

## 個人情報保護について

当社では、お客さまからお預かりした個人情報の保護を重要な社会的責務として捉え、適正に利用するとともに、安全に管理するためのさまざまな措置を講じています。

### 情報資産管理態勢の整備

個人情報を含む社内の情報資産について、漏えい防止等の観点から安全に管理するとともに、適正な利用を図る目的で、情報資産管理態勢を整備しています。具体的には、情報資産の保護を目的とした「情報資産管理方針」、「情報資産管理規程」を制定し、「情報資産管理委員会」を設置するとともに、本社の各部署および全国の各営業拠点にそれぞれ情報管理責任者を配置し、情報資産の適正な管理に取り組んでいます。

また、情報資産管理について、個人情報管理、システムセキュリティ、保存文書管理の各体制が相互に連携して継続的改善に取り組んでいます。

#### ■ 個人情報管理

顧客情報の保護を目的とした「個人情報保護方針」(当社のホームページに掲載する等により公表しています)のもと、社内の個人情報保護の基本的なルールとして「個人情報保護に関する規程」を制定しています。この規程に基づき、チーフ・プライバシー・オフィサー(個人情報統括管理責任者)と、その活動を補佐するプライバシー・オフィサーを配置し、また各部署における情報管理責任者と

連携することで、会社全体の個人情報管理を推進する体制を敷いています。

この体制のもと、顧客情報の適正な利用と安全管理に向け、個人情報の取得・利用・保存・移送・廃棄の各管理段階における諸対策を実施しています。一例として、顧客情報の利用と保存について帳票のペーパーレス化等を推進し、書類の紛失・誤廃棄等の防止を図っています。

#### ■ システムセキュリティ

多層的な技術的セキュリティ対策、データセンターの入退館管理や必要最低限のアクセス権限を維持するための管理プロセス等、システムセキュリティ管理体制の適時適切な強化・構築を図っています。

#### ■ 保存文書管理

「文書管理・保存細則」を制定し、会社が業務上利用する文書の適切な管理・保存と、利用が終わった文書の適切な廃棄に努めています。特に顧客情報を含む文書については厳正な取り扱いを実施しています。

この細則に基づき、保存文書管理責任者が社内の保存文書管理を統括する体制を敷いています。

### 社員教育

個人情報保護に関する意識向上と適切な管理を促進するため、全社員に対して各種マニュアルや教材による教育を継続的に行っています。

## 個人情報のお取り扱いについて

### 個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。

なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法が定める個人番号関係事務を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

### 個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める場合を除き、第三者へ提供いたしません。

### 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コールセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者をご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等いたします。

### 個人情報に関するお問い合わせ先

ジブラルタ生命は、個人情報の取り扱いに関するお問い合わせや苦情等に対応するための窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実かつ迅速に対応いたします。

#### 【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】

- ・コールセンター
- ・お客様サービスチーム

#### 【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

- ・お問い合わせ先 (一社)生命保険協会 生命保険相談室 TEL 03(3286)2648  
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階  
受付時間:9:00~17:00(土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く)
- ・ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

## 反社会的勢力への対応

### 反社会的勢力への対応について

当社では、適切かつ健全な生命保険業務等を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、一切の関係を遮断することとしています。

### 反社会的勢力への対応にかかる基本方針(各項目)

#### 1 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、役員、社員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力とは、取引関係(他社(信販会社等)との提携によって融資取引等を実施する場合も含む)を含めて一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶します。

#### 2 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

#### 3 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

#### 4 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

#### 5 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

### 反社会的勢力への対応態勢

当社では、反社会的勢力への対応態勢構築を目的とし、「反社会的勢力対応規程」を定めております。当規程において、①反社会的勢力対応態勢の整備、②反社会的勢力への個別対応における横断的協力体制の構築および対応統括を担う「反社会的勢力対応統括部署」、実務的な役割を担う「反社会的勢力対応関係部署」を定めています。さらに、本社各部署・営業拠点に不当要求防止責任者を設置し、それぞれが連携することで反社会的勢力からの不当要求や関係遮断の取り組み等に対し適切に対応する態勢を構築しています。

なお、保険約款に、個人保険は2012年4月から、団体保険・団体年金は2012年10月から、保険契約関係者が反社会的勢力と認められた場合に将来に向かって保険契約を解除できる条項を導入しています。

## マネー・ローンダリング等への対応

### マネー・ローンダリング等への対応について

当社は、公共的使命を担う金融機関として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を重要な責務と認識し、「マネー・ローンダリング対策等に関する基本方針」を定めています。また、「マネー・ローンダリング対策等に関する規程」を定め、全社的な管理態勢を整備し、取引時確認や疑わしい取引の届出を適切に行う等、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の防止に努めています。

# お客さま本位の業務運営に関する方針

当社は「人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になる」ことをビジョン(将来像)としております。その実現に向けて、保険商品・サービスの提供によりお客さまとご家族それぞれの目的に合う価値(最善の利益)を享受いただけるよう、お客さま本位の業務運営を推進するべく「お客さま本位の業務運営に関する方針」(以下、本方針)を定めています。本方針に基づく2020年度の取組状況および、2021年6月に見直した方針は以下のとおりです。

## 方針1. お客さまの最善の利益を図るために

当社は、「一人ひとりのお客さまに生命保険の真価を正しく伝え、真に役立つ生命保険を提供し、保険金を支払うまで誠実に生命保険サービスを提供することでお客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けする」ことをミッション(使命)としております。お客さまの最善の利益を図り、社員一人ひとりがその使命を果たすために、コアバリューを行動指針とし、倫理行動規範に則り誠実に業務に取り組みお客さま本位の文化の醸成と不祥事案の未然・再発防止の取り組みに努めてまいります。

### 【2020年度の主な取組状況】

#### ■ 企業文化の醸成

- 当社は、お客さまの最善の利益を図るため、社員一人ひとりがお客さまに焦点をあわせ、コアバリューを行動指針とし、倫理行動規範に則り誠実に業務に取り組みお客さま本位の文化の醸成を進めるため、継続的な教育・研修を行っております。また、経営陣と営業拠点間のコミュニケーションの促進や、社員が自発的有機的に協働しお客さまにより高い付加価値を提供していただけるような取り組みの推進など、お客さま本位の業務運営浸透のための意識共有を図る取り組みを実施しました。

#### ■ お客さまの声を経営に反映する取り組み

- 当社の保険契約に加入されているお客さまを対象とした満足度調査を2021年2~3月に実施しました。また、新規加入いただいたすべてのお客さまを対象とした新契約時アンケートを2020年10月から導入しました。これらの調査・アンケート結果や、コールセンター等にいただいたご意見などによるお客さまの声を効果的な分析を行い、業務改善やサービスの向上に活かす取り組みを行いました。また、営業社員をはじめ営業拠点の代表者を委員に含めた委員会等を通じたフィールドの意見を経営に反映する取り組みを行っております。2020年度の改善例は26ページを参照ください。

#### ■ コンプライアンスの徹底

- 当社は、お客さまの信頼をより確かなものとするため、コンプライアンス違反等の不祥事案の未然・再発防止に向けた対応策ならびに3 Lines of Defenseにおける各ラインの機能発揮による内部管理態勢の強化に継続的に取り組んでおります。引き続き、コンプライアンスの徹底に向けた取り組みを継続するとともに、教育・研修等を通じたコンプライアンス意識の向上を図る取り組みを進めてまいります。

## 方針2. お客さまに最適な保険商品およびクオリティの高いサービスを提供するために

当社は、お客さまにとって真に役立つ保険商品およびお客さまの立場に立ったクオリティの高いサービスの提供に努めてまいります。また、保険商品を提案・推奨する際には「営業活動方針」に則り、お客さまの潜在的なニーズやご意向、ご加入の目的等を把握したうえで、お客さま一人ひとりにふさわしい保障をオーダーメイドで提供してまいります。

### 【2020年度の主な取組状況】

#### ■ お客さまに最適な保険商品・サービスの提案

- 「お客様が今後備えたい保障分野」に関するアンケートを実施し、お客さまのニーズが高い「がんなどの重度疾病」を保障する商品として◆米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)を2020年4月に、「介護」・「就労不能」を保障する商品として◆就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)◆米国ドル建軽度介護保障付終身保険◆米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)を2020年11月に、◆米国ドル建認知症保障終身特約(無解約返戻金型)を2021年4月に販売開始しました。
- 新しい生活様式などの環境変化を踏まえ、オンライン対面で保険の申込手続きが完了できるシステムを導入いたしました。これによりご意向のヒアリングからご提案、お申込みがビデオ通話を活用したオンラインで行えるようになりました。
- お客さまに当社の商品ラインナップを分かりやすくご理解いただけるように「保険種類のご案内」冊子を作成しております。また、当社が販売する商品については、ホームページやパンフレット等で、商品ごとに当社が想定するお客さま層を明示し、お客さまが商品選択をする際にご確認できるよう努めております。
- お客さまサービスの向上と保全業務の品質向上・効率化を目的としたプロジェクトを設置して、営業社員のタブレットパソコンで保全手続きが可能となる保全電子化(ペーパーレス化)の開発を進めています。

#### ■ ご高齢のお客さま、障がいのある方に配慮した取り組み

- 高齢者や目が不自由なお客さまへの通知の内容等をお知らせするため、音声により通知の目的、内容、お問い合わせ先をお知らせする「音声コード(Uni-Voice=ユニボイス)」を「ご契約内容のお知らせ」封筒に掲載しました。
- 耳や言葉の不自由なお客さまへ配慮した取り組みとして、契約内容を記した点字説明書の作成やテレビ電話による手話通訳・筆談サービスの対応を行っております。

#### ■ 募集代理店への対応

- お客さまのご意向に沿った適切な保険商品のご提案、販売の浸透を目的とした保険代理店向けの研修や継続教育を実施しました。

## 方針3. お客さまにとって重要な情報を分かりやすく提供するために

当社は、お客さま一人ひとりにふさわしい保障と安心をお届けするため、保険商品を提案・推奨する際には「営業活動方針」に則り、保障内容をはじめ商品特性に応じて生じるリスクや諸費用など、お客さまが保険商品を選ぶ際に重要となる事項について正しく説明し、お客さまにとって分かりやすい内容の情報提供に努めてまいります。

### 【2020年度の主な取組状況】

#### ■ 重要事項に関する適切な情報提供

- 外貨建保険のリスクや途中解約時のリスクを説明したパンフレットに「高齢者検証済ユニバーサルデザイン」認証を取得しています。また、外貨建保険のリスクおよび諸費用についての

概要を、分かりやすい言葉で説明した「外貨建商品リスク説明動画」をご提供しています。

- 代理店チャネルでは、米国ドル建軽度介護保障付終身保険の販売開始に伴い、お客さまのご理解を深めるため当社所定の要介護状態について説明した販売資料および説明動画「ジブラルタ生命所定の要介護状態のご案内」をご提供しています。

#### ■ より分かりやすい内容の情報提供

- 新商品の普通保険約款について、平明化により読みやすく・分かりやすい構成や内容にしています。
- ペーパーレスによるお申込みにおいては、告知事項の詳細を入力できる機能（ドリルダウン告知機能）と引受可否を表示する機能（自動査定機能）を導入しました。お客さまの告知に関する負担軽減ならびに簡易で分かりやすいお申込手続きを実現し、あわせて体況上の引受査定結果の即時開示といったサービス向上を図っています。

### 方針4. 保険金・給付金等を確実に支払うために

当社は、「適切な保険金等支払管理態勢の構築及び確保に係る基本方針」に基づき、保険金・給付金等のお支払いが、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることを十分に認識し、常にお客さまに焦点をあわせ、保険金・給付金等の支払業務を適切かつ迅速に行います。また、すべてのご契約者に対して能動的なサービスを提供する体制整備を行い、積極的に保険金・給付金等のご請求案内を行っていく等、お客さま保護・利便性の向上に向けたクオリティの確保・向上を図ってまいります。

#### 【2020年度の主な取組状況】

##### ■ 保険金・給付金等の確実なお支払い

- 郵送手続きを前提として、改姓や受取人変更など主要な6種類の保全手続きを一括で請求可能な「簡易保全一括請求書」を導入しました。これにより複数契約、複数種類の請求を一括して手続きが可能になりました。
- ご契約者の意思能力が無くなった場合に推定相続人・登録家族からの内容変更等の手続きが可能になる「契約者代理請求制度」を導入しました。  
※法定代理人が未登記であることが条件となります。
- 担当営業社員が契約状況の確認のほか、確実に保険金・給付金をお支払いするために必要な事項を確認させていただく「あんしん確認サービス」を実施しております。契約状況の確認のほか、高齢のお客さまには、第二連絡先としてのご家族登録制度のご案内や未請求の保険金・給付金があった場合には請求勧奨をしています。また、担当者が設定されていないご契約に対して、本社から直接お客さまにお電話や郵送等でご連絡するなどご契約後のフォローに努めております。
- ご契約者が高齢の場合等に、当社からの連絡先としてご家族を指定いただく「ご家族登録制度」の普及に取り組んでおり、2021年3月末現在の登録件数は約153.8万件、70歳以上の高齢者登録率は34.6%となっております。また、登録ご家族から契約者の通信先変更、証券再発行、および一定の条件の下、保険金・給付金・年金等の簡便な手続きによる代理請求を可能とし、ご家族登録制度の有用性を高めています。
- お客さまに保険金をより迅速にお届けするために、保険金即日支払サービスを導入しております。お手続きをする際に担当者がご案内するなかで、2020年度においては合計438件ご利用いただいております。また、更なるお客さまサービス向上を目的として、2020年4月より保険金即日支払サービスの口座送金扱いについて取扱い上限金額を500万円から1,500万円に引き上げております。
- 余命6ヶ月以内と判断される場合に保険金を前払いするリビング・ニーズ特約について、担当者によるお客さま訪問時等にご案内をしており、2020年度は169件ご利用いただいております。また、法人を守る柔軟な資金準備確保の手段の1つとして、同特約保険金受取人が法人の契約に限り、リビング・ニ

ズ特約での支払限度額（他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円を限度）を2021年4月より撤廃しました。

- 保険金・給付金等を確実に支払うため、転居等に伴い日本郵便株式会社に転居届を提出し、当社の住所変更が完了のお客さまに対し、日本郵便株式会社から転居先のご案内を郵送し、住所変更を勧奨する取り組みを2020年5月から開始しています。

### 方針5. 利益相反の適切な管理のために

当社は、社内外において競合・対立する複数の利益の存在による利益相反により、お客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反管理態勢を構築し、利益相反のおそれがある取引を適切に管理してまいります。

#### 【2020年度の主な取組状況】

##### ■ 利益相反の管理

- 「利益相反管理方針」等の規程を定め、利益相反管理統括者・利益相反管理部署が利益相反のおそれのある取引を管理する利益相反管理態勢を整備しています。利益相反管理部署は定期的に社内関係部門に対してヒアリングを行い、利益相反のおそれのある取引の有無を把握・管理しています。
- 利益相反管理に対する社員の意識向上を企図した教育を実施しています。

##### ■ 募集代理店への手数料の設定

- 当社の「代理店手数料規程」に関して、代理店の業務品質の向上をより評価するために、基本手数料の構成を、従来の契約の継続性および販売量に応じて支払う募集手数料に加えて、代理店の業務やサービスの品質を査定し、基準を満たす場合に品質手数料を支払う手数料体系に改定しています。

### 方針6. お客さまの最善の利益を図るための業務運営を確かなものとするために

当社は、本方針に則りお客さまの最善の利益を図るための業務運営を確かなものとするため、保険商品販売および生命保険サービスの提供に対する社員の取り組みを、販売実績に偏重することなく販売品質等も踏まえて適正に評価する報酬・評価体系の整備に努めてまいります。また、お客さまに質の高いコンサルティングおよび生命保険サービスの提供を行うため、社員に対する継続的な教育・研修に取り組んでまいります。

これらすべての方針・取り組みが実効性あるものとして運用されるための適切なガバナンス態勢を構築してまいります。

#### 【2020年度の主な取組状況】

##### ■ 報酬・業績評価体系

- 当社の営業社員に対する報酬制度について、販売の実績、ご契約の継続状況に加え、ご契約者への訪問によるサービス提供や販売品質に応じた評価を反映する報酬制度に改定しています。

##### ■ クオリティの高いサービス体制

- 適正な販売活動を通じて、お客さまに最適な保険商品およびクオリティの高いサービスを提供するため、営業社員および募集代理店を担当する社員に対して、保険商品や金融関連知識およびコンサルティングスキル等に関する継続的な教育・研修を行っています。

##### ■ 取り組みの実効性確保

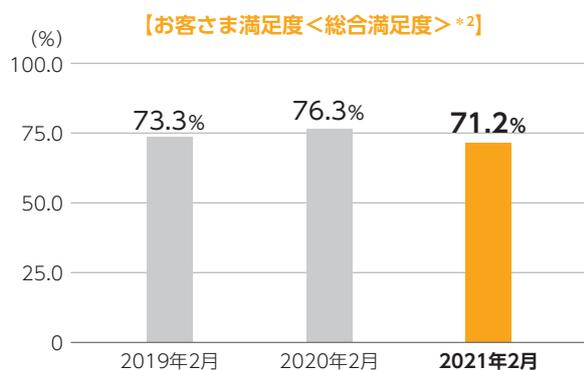
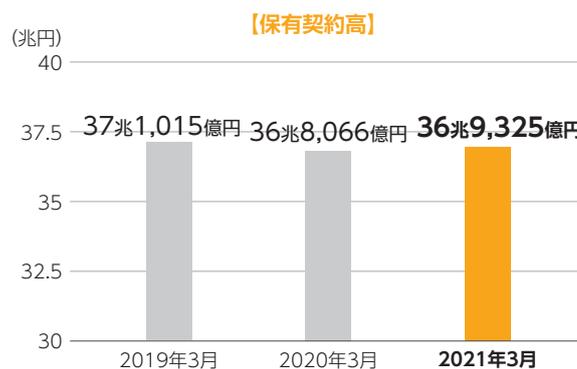
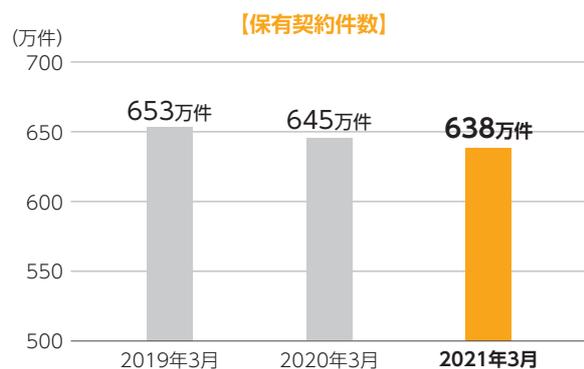
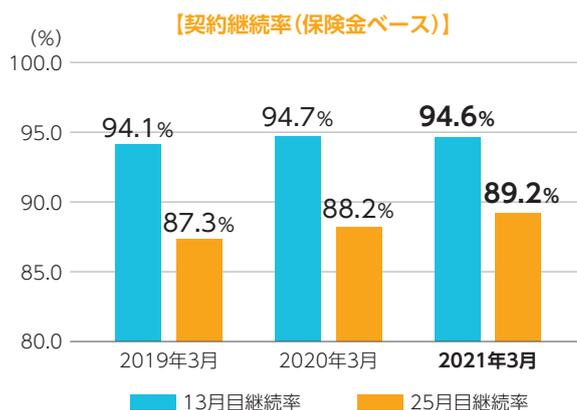
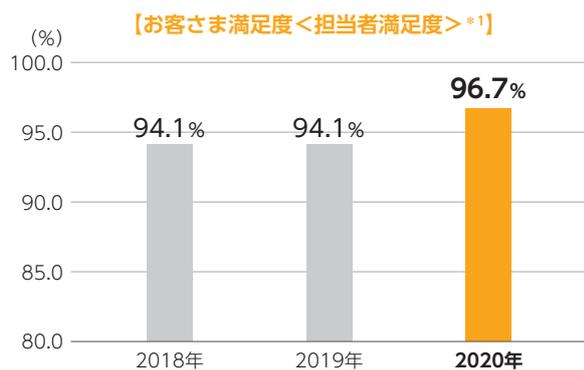
- 当社は、本方針に基づく取り組みを実効性あるものとして推進するため、取組状況を関連する委員会、執行役員会および取締役会に定期的に報告しております。また、年次で取組状況の振り返り、評価を踏まえて本方針ならびに取り組みの見直しを行い、その結果を公表および社内周知しております。

以上

### 【お客さま本位の業務運営の定着状況】

本方針の定着状況を客観的に測る成果指標 (KPI) として、お客さまへの保険商品の提案時において、お客さまに直接サービスを提供する営業社員・代理店募集人に対する「担当者満足度」、お客さまのニーズに合った保障の提供およびクオリティの高いサービスの提供により、契約が長期にわたってご継続いただけているかという視点から「契約継続率」、そして当社の持続的成長を測る指標でもある「保有契約件数(多くのお客さまに)」、「保有契約高(経済的保障と心の平和を提供し)」、「総合満足度(信頼される生命保険会社になる)」の5つの指標を設定しています。

引き続き丁寧な商品説明とお客さまのニーズに合致した商品提案に努め、全国のお客さまへのご加入後のアフターフォローを含むサービス提供に向けた態勢作り、およびデジタル化の促進等によるお客さまの利便性向上のための取り組みが重要であると認識しています。



\*1 ■実施時期:2020年10-12月 ■調査対象:新契約加入者 ■有効回答数:2,616名  
 ■満足度は7段階で聴取(「とても満足」「満足」「だいたい満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」「とても不満」)  
 (注) 調査時期について、2019年までは加入後1年未満の契約者を対象としてランダムに調査を実施。2020年より、加入直後の全契約者にWebアンケートを実施し、その回答者の結果を集計しています。

\*2 ■実施時期:2021年2~3月 ■調査対象:既契約者 ■有効回答数:9,160名  
 ■満足度は7段階で聴取(「とても満足」「満足」「だいたい満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」「とても不満」)

# SDGsに関する取り組み～持続可能な社会の実現に向けて～

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17の目標です。生命保険業界においては、(一社)生命保険協会が、

生命保険事業の特性などを踏まえ、生命保険業界におけるSDGs達成に向けた重点取組項目を取りまとめ、公表しています。当社においても、これらの重点取組項目や社会貢献活動などを通じて、SDGs達成に向けた取り組みを行っています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



生命保険業界における重点取組項目と概要	関連するSDGs	当社における主な取り組み
<b>持続可能な社会保障制度の構築</b> 公的保障を自助努力による私的保障で補完し、国民の生活の向上に向けた貢献を推進する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡保障や長生きリスク、介護・認知症への備えなど、多様なニーズに応える商品・サービスの提供</li> <li>ご高齢のお客さま・お体の不自由なお客さまへのこれまでの取り組み(P.27)</li> <li>お客さま満足度向上への取り組み(P.24-27)</li> <li>「認知症サポーターキャラバン」パートナー企業として「認知症サポーター」養成への取り組みを強化</li> </ul>
<b>高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進</b> 高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進を通じて、すべての人々に適切な生命保険商品・サービスを提供する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>金融リテラシー向上を目的としたお客さま向けセミナーの開催</li> <li>おこづかい教育出前教室(P.35)</li> <li>お金ってなに？出前教室</li> </ul>
<b>金融リテラシー教育の推進</b> 自助努力で将来に備えることの重要性および保険の役割に関する教育を推進する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性社員の活躍の場の拡大(P.30)</li> <li>ワークライフ・マネジメントの推進(P.31)</li> <li>障がい者の雇用への取り組み(P.31)</li> <li>LGBTに関する取り組み(P.31)</li> <li>健康経営の取り組み(P.33)</li> </ul>
<b>女性活躍推進</b> 女性がより一層活躍できる環境整備を促進する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>ESG投資に関する取組方針の制定(P.10)</li> <li>日本版スチュワードシップコードの受け入れ</li> <li>国連責任投資原則(PRI)に署名している運用会社への運用委託</li> </ul>
<b>人権に関する対応</b> 人権尊重という価値観を基盤とした業界として、包摂的な社会の実現に貢献する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>反社会的勢力への対応(P.19)</li> <li>マネー・ローンダリング等への対応(P.19)</li> </ul>
<b>健康寿命延伸に向けた取り組み</b> 健康寿命延伸に係る取り組みを推進する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちを応援するプログラム(P.34-35)</li> <li>へき地校等への貢献(リユースPCの寄贈等)(P.35)</li> <li>国際的なボランティア・デー(P.35)</li> </ul>
<b>ESG投資の推進</b> ESG投資の取り組みのレベルアップを通じ、社会の持続的な発展に貢献する取り組みを推進する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>反社会的勢力への対応(P.19)</li> <li>マネー・ローンダリング等への対応(P.19)</li> </ul>
<b>マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、反社会的勢力への対応</b> 健全かつ公正な生命保険制度の運営を確保することを通じて、暴力や組織犯罪等を根絶することに貢献する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちを応援するプログラム(P.34-35)</li> <li>へき地校等への貢献(リユースPCの寄贈等)(P.35)</li> <li>国際的なボランティア・デー(P.35)</li> </ul>
<b>(当社独自の社会貢献活動)</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちを応援するプログラム(P.34-35)</li> <li>へき地校等への貢献(リユースPCの寄贈等)(P.35)</li> <li>国際的なボランティア・デー(P.35)</li> </ul>

# お客さま満足度向上への取り組み



お客さまからのご意見を集約・分析し、お客さまにとってジブラルタ生命はどうあるべきかを真剣に考え、サービス改善のたゆまぬ努力を行っています。

## お客さま満足度調査の実施(毎年実施)

- ご継続中の契約から抽出した個人のご契約者さまにアンケートを送付し、当社のさまざまなサービス等に対する評価・ご意見等をいただいています。アンケート項目は、会社全般、営業社員(ライフプラン・コンサルタント)、代理店、サービス体制、保険契約等の各項目にわたっています。
- お客さまからいただいたご意見・ご要望・ご提案などは、サービスの向上や業務の改善に活用させていただいています。

## 新規ご契約者さまへのアンケート

### サンキューレターの実施

- 保険契約にご加入いただいたお客さまに対して、「保険証券」送付時に社長からの、「御礼のメッセージ」と「アンケートハガキ」を同封し、主にライフプラン・コンサルタントの契約時の対応に対する評価、ご意見を20,842名のお客さまからいただいています。
- フリーコメント欄では、8,078名のお客さまから契約時のお褒めの言葉、ご意見・ご提案、ご不満の声等をご記入いただいております。ライフプラン・コンサルタントにフィードバックするとともに業務改善に活用しています。

### 具体例

「単に保険に加入させたいというのではなく、家族のことを考えていただいているというのが伝わり、貴社に決めました。家族の為にメッセージを残し大切に保管しようと思っています。ありがとうございました。」

「保険についてほとんど知識がない状態でお話を聞かせていただきましたが、保険の仕組みから丁寧に教えていただき、初心者でも安心してプランを決めることができました。」

### 新契約時アンケートの実施

- 新たに当社の保険契約にご加入いただいたご契約者さま全員を対象としたアンケートを送付しています。アンケート項目は、営業社員(ライフプラン・コンサルタント)、代理店のサービス体制、ご加入時のご対応等に対する評価・ご意見などにわたっています。
- お客さまからいただいたご意見・ご要望・ご提案などは、サービスの向上や業務の改善に活用させていただいています。

### 具体例

「担当の方が懇切丁寧な説明をされる方で、保険の仕組みやメリットデメリットのお話がとても分かりやすかったです。」

「こちらの要望に応じて、丁寧に説明していただきありがとうございました。知り合いに紹介したいのですが、説明が苦手なので、紹介するときに相手に渡す簡単なチラシがあるといいと思いました。」

## お客さまから寄せられた感謝・お褒めの声

- お客さまからの感謝・お褒めの声を7,525件いただいております。そのうちライフプラン・コンサルタント/代理店担当者に対する声が7,411件(98.5%)と非常に大きな割合を占めています。

### お客さまの感謝・お褒めの声(例)

私の要望にしっかり耳を傾けて、希望に沿った商品の組み合わせを考えていただきました。メリットとデメリットをしっかりと説明していただき、押しつけではなく自分に寄り添って考えてもらえたことで、安心して加入することができました。ありがとうございました。

季節ごとに担当者からはがきが届き、度々、現在の状況を確認しに訪問してくれます。礼儀正しく、とても信頼できる担当者です。コロナで出勤できない状況でも連絡をくださったり誠実な対応に感謝しています。

担当者には加入からずっと親身に対応していただいております。以前乳がんがで給付金の請求をした時も、担当者が家まで来て手続きをしてくれて助かりました。

姉が亡くなった時、すぐに担当者が保険金を持って訪問され、迅速な対応に驚きました。早急に手続きをしていただき助かりました。そのような対応があったので私たち夫婦もジブラルタ生命の保険に加入しました。

## お客さまから寄せられたご不満の声

### 「ご不満の声」を広く受けとめています

当社では「お客さまへのサービス改善」「会社の経営改善」のために、数多く寄せられるお客さまの声の中からさまざまな手法で「お客さまのご不満の声」を広く受けとめるように努めています。

### 「お客さまの声」を広く受けとめる方法例

- コールセンターにお申し出いただいたお客さまの声は、ご不満を判定するキーワード検索も使い、漏れのないよう把握しています。
- また、お客さまから頂戴するアンケート等からもご不満の声を把握しています。
- お客様の声チームがお客さまの声を検証して、「お客さまのご不満の声」を把握する二重のチェック体制となっています。

### 「お客さまのご不満の声」の定義

お客さまから当社に対し、当社の販売活動、サービスの提供、商品、事務処理、制度・規程、当社社員の態度、マナーなどに対する不平・ご不満のお申し出があったもの全てを「ご不満の声」として集計しています。

### お客さまから寄せられたご不満の声

■ 契約後のお手続き等に関するご不満の声	
・ 解約、各種お手続きに対するご不満等	14,936件
■ 満期保険金・年金のお手続き等に関するご不満の声	
・ 満期保険金・年金のお手続きや、お受取時のご不満等	3,454件
■ 保険料のお払い込み等に関するご不満の声	
・ 保険料の口座振替に対するご不満等	4,191件
■ 保険金・給付金のお手続き等に関するご不満の声	
・ 死亡保険金・入院給付金のお手続きや、お受取時のご不満等	3,874件
■ 保険契約へのご加入等に関するご不満の声	
・ ご加入の際の説明が十分でなかったことへのご不満等	1,525件
■ その他のご不満の声	
・ 上記以外のご不満等	5,843件
	<b>33,823件</b>

## カスタマー・サティスファクション・レターの送付

- ご不満の声をいただいたお客さまに対して、適宜カスタマー・サティスファクション・レターをお送りし、当社へお申し出をいただいてからの対応に対する評価、ご意見を伺っています。

### 具体例

『契約内容がわからないとコールセンターに不満を伝えたところ、すぐに担当者から電話をいただき、訪問して契約内容を説明していただきました。迅速な対応に満足しています。』

## 「お客さまの声」を経営に反映する体制

お客さまからのさまざまなご質問、ご提言、ご不満の声等について、「お客さまの声」の収集から分析、改善を行う専門組織として「お客様の声委員会」を設置しています。「お客様の声委員会」では、「お客さまの声」をお客さま満足度の向上、サービスの改善につなげるための重要課題について速やかに審議・意思決定を行い、各関連部署と連携して改善を図っています。

### 「お客さまの声」の管理

「お客様の声委員会」では、コールセンターや営業拠点などに寄せられる多くの「お客さまの声」の調査・分析を通して、具体的な改善につなげています。2008年1月からカスタマー・ボイス・システムを導入し、「お客さまの声」を集約して管理しています。これにより、一層のお客さまサービスの向上を図るとともに、「お客さまの声」を経営に反映する体制を強化しました。

## お客さま満足度向上への取り組み

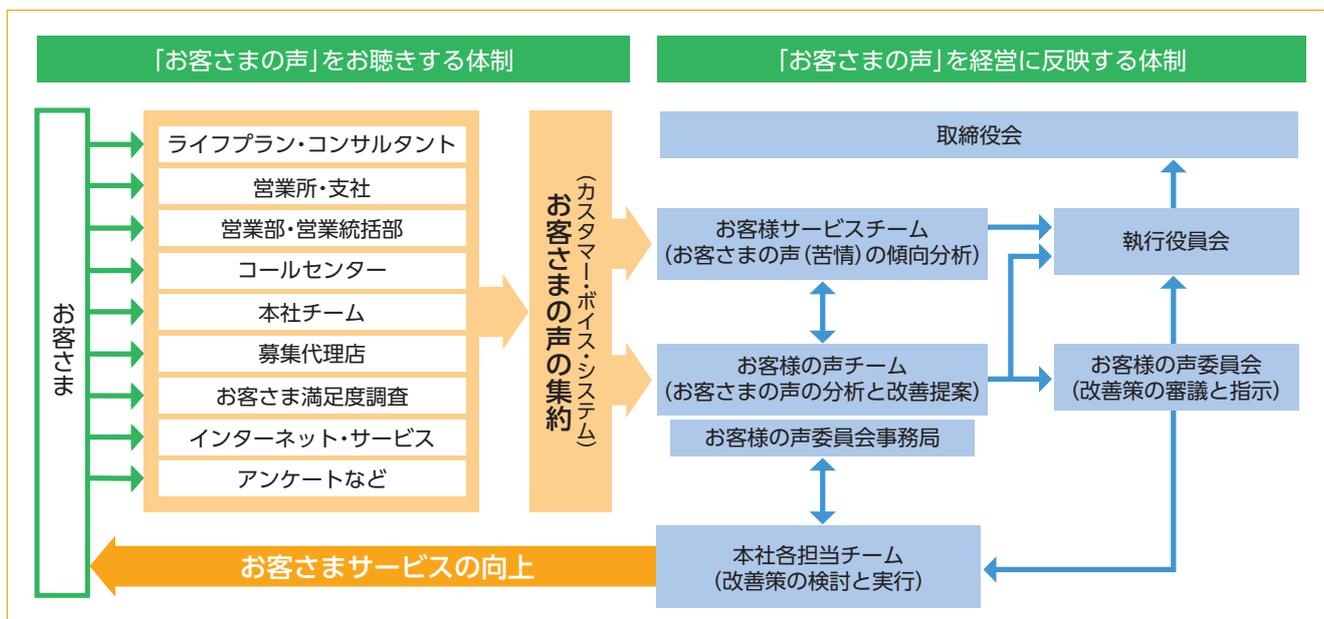
### 国際規格に適合した体制

当社は苦情対応マネジメントシステムの国際規格である“ISO10002”に適合し、2008年10月8日に自己適合宣言を行いました。

引き続き、適切な苦情対応プロセスを通じて得られたお客さまの声を経営に反映し、顧客サービスの品質をより一層向上することを目指して取り組んでいます。

\* ISO (International Organization for Standardization): 国際標準化機構

\* ISO10002とは、組織が効果的で効率的な苦情対応を実践するための基本原則や苦情対応プロセスの枠組み、運用に関するガイドラインを示したISO規格で、2004年に発行されました。



### お客さまの声をふまえて、2020年度に改善を行った事例

「お客さまに感動のサービスと幸せをお届けしたい」

当社ではその思いとすじに、お客さまからいただいた数多くのご意見、ご要望、ご提言を分析し、さまざまな手続きやサービスの改善・向上につなげてきました。ここにその一例をご紹介します。

お客さまの声	改善内容
<p>これから認知症になる人が増えていくと思うので、家族のためにも認知症になったら給付される保険を販売してほしい。</p>	<p>軽度認知障害(MCI)の予防から認知症発症まで幅広くサポートする「米国ドル建認知症保障終身特約(無解約返戻金型)(無配当)」の販売を開始いたしました。当商品にご加入いただいた方向けに、エーザイ株式会社が提供するデジタルツール(非医療機器)「のうKNOW™」(読み:ノウノウ)を付帯サービスとして提供しています。 ※営業社員(ライフプラン・コンサルタント)チャンネル限定の取り扱いです。</p>
<p>保険料振替口座を変更したいが、契約者は入院中で意思疎通が難しいため手続きができない。成年後見人からでないとは面倒。</p>	<p>ご契約者さまの意思能力が無くなった場合に推定相続人・登録家族からの解約・内容変更等の手続きが可能になる「契約者代理請求制度」の取り扱いを開始しました。 ※法定代理人が未登記であることが条件となります。</p>
<p>加入申込時の告知書について、既往症が複数ある場合は何枚も記入が必要だったり、郵送でのやり取りが少し不便に感じた。</p>	<p>ペーパーレスでの申込手続きの告知画面において、お客さまに選択いただいた病名等の告知内容に応じて必要な質問を画面に表示し、お客さまに詳細な内容を選択・入力いただくことで、画面上で告知が完結できるようになりました。また、告知入力後に、告知内容に基づくお引受け結果の確認も可能となりました。</p>
<p>給付金請求で提出する戸籍は原本でないといけないのか。他社でも使用するためコピーで提出したい。</p>	<p>死亡保険金・入院等給付金請求、満期保険金・年金請求、その他各種保全手続きのさらなる利便性向上を目的として、請求時に提出する必要がある公的書類について、コピーでのご提出が可能となりました。 ※原本のご提出が必要となる場合もございますので、詳細につきましては請求書に同封されているご案内文書等をご確認ください。</p>

## ご高齢のお客さま・お体の不自由なお客さまへのこれまでの取り組み

ご高齢のお客さまやお体の不自由なお客さまも安心してサービスをお受けになれるよう、当社はさまざまな取り組みを行ってきました。その取り組み内容をご紹介します。

サービス・取り扱い	内容
外貨建保険の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建保険のリスクおよび諸費用についての概要を分かりやすい言葉で説明した「外貨建保険リスク説明動画」を公開しました。販売している商品によって5種類の動画があり、設計書や一部の商品パンフレットにQRコードが印字されています。お手持ちのスマートフォン等によりお客さまご自身でお好きな時に何度でも動画をご覧いただけます。</li> <li>外貨建保険のリスクの概要を分かりやすく解説した冊子を作成、配布しています。また、外貨建保険のリスク説明用のパンフレット3種類を改訂して、「高齢者ユニバーサルデザイン」認証を取得しました。</li> </ul>
テレビ通話による手話通訳・筆談サービス開始	<p>耳や言葉の不自由なお客さま向けに「手話・筆談サービス」を導入し、ご自宅や外出先から、スマートフォン等のテレビ通話を利用して、コールセンターへのお問い合わせが可能になりました。</p> <p>外部委託先の手話対応が可能なオペレーターがお客さまと手話や筆談で会話し、同時に当社コールセンターのオペレーターにその内容を通訳し、当社コールセンターのオペレーターは手話通訳者を通じてお客さまから問い合わせや手続きの申出を受付することができます。</p> <p>&lt;利用方法&gt; 当社ホームページ(www.gib-life.co.jp/)にアクセスして、トップ画面のページ上の「ご契約者の皆さま」をクリック、もしくは同じくトップ画面のページ上の「お問い合わせ」をクリックし、遷移先のページの下方「耳や言葉、目のご不自由なお客さま」をクリックすると専用のお問い合わせページに移動します。</p>
ご家族登録制度	<p>あらかじめご家族を登録することで、ご家族がご契約者さまに代わって、契約内容の照会、契約者宛の請求書の送付依頼、一部の請求手続きを行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者さまの保険契約内容について、情報の提供を受けることができます。</li> <li>当社へ、各種請求書類のご契約者さま宛の送付依頼をすることができます。</li> <li>ご契約者さまの通信先変更の請求、保険証券再発行の請求、一定の条件の下での保険金・給付金・年金等の簡便な手続きによる代理請求をすることができます。</li> </ul>
証券記載内容の点字説明書の作成	<p>ご契約者さま/被保険者さま/受取人さまのいずれかが視覚障がいの場合で、ご契約者さまから点字資料発行の希望がある場合、保険証券とは別に契約内容を点字で記載した資料を作成、交付するサービスを行っています。</p> <p>※一部のご契約では、被保険者さまが全盲のご契約については全点字での説明書を作成、送付しています。 ※既契約の場合も、ご希望によって保険証券の契約内容を点字で記載した資料を作成、送付しています。</p>
代理署名制度	<p>請求権者さま・ご契約者さまに意思能力があるにもかかわらず、体況上の問題を理由として署名が困難な場合、ライフプラン・コンサルタントの立ち会いのもとで、親族または一定の関係者(介護者または民生委員等)にご本人に代わってご署名いただける取り扱いを実施しています。</p>
障がい者専用窓口	<p>当社ホームページに障がい者専用サイト「耳や言葉、目のご不自由なお客さまへ」を設置しています。</p> <p>聴覚障がいのお客さまのお問い合わせ窓口として、インターネット・サービスやFAX(無料)を利用してのお問い合わせ方法を掲載しています。また、点字によるご契約内容の証明書についても掲載しています。</p>
年金サポートガイド	<p>年金開始となるお客さまに対して、以下の内容を記載した冊子「年金サポートガイド」を配布しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■年金開始手続きの流れ</li> <li>■手続き書類</li> <li>■終身年金と確定年金の手続き方法</li> <li>■年金の税務</li> <li>■よくあるご質問</li> <li>■FAXによる問い合わせ方法(高齢者や耳や言葉のご不自由なお客さま、電話が困難なお客さま向け)</li> </ul> <p>※なお、一部のご契約につきましては対応していません。</p>
保証期間経過後の年金請求における電話での生存確認の実施	<p>年齢に関わらず、保証期間が経過した後年金をお受け取りになる際に、所定の条件に該当する場合には、受取人さまに会社からの電話による確認にお答えいただくことで、年金請求書や住民票等一切の書類の提出を不要とする取り扱いを実施しています。(ただし、一定の年齢以上の方には数年ごとに、「年金請求書」「住民票」をご提出いただきます)</p> <p>※保険種類、契約状況によっては、取り扱いが異なる場合もあります。 ※「住民票」の代わりに「健康保険証の写し」のご提出で手続き可能となりました。なお、「健康保険証の写し」は有効期限の記載があり、かつ提出時点で有効なものに限ります。</p>
契約者代理請求制度	<p>ご契約者さまの意思能力が無くなった場合に、推定相続人・登録家族がご契約者さまに代わって解約・内容変更等の手続きを行うことができます。</p> <p>※法定代理人が未登記であることが条件となります。</p>
高齢者用重要事項説明サポート資料	<p>ご高齢のお客さまに重要事項の内容を十分にご理解いただくため、「重要なお知らせ」*とは別に、特にご照会が多い項目について大きな文字で読みやすく、記載内容もより分かりやすく解説した、重要事項説明サポート資料を作成・説明・配布しています。</p> <p>※「重要なお知らせ」は、「重要事項に関するお知らせ」もしくは「契約締結前交付書面」と題されている場合がございます。</p>
高齢者専用ダイヤル	<p>上記の重要事項説明サポート資料の裏面に、お問い合わせ先として、専用ダイヤルを記載しています。当ダイヤルにお電話いただいた場合は、お客さまがご高齢であることを十分に認識した対応を心掛け、オペレーターがご照会に対してゆっくりと丁寧に対応を行います。</p> <p><b>高齢者専用ダイヤル:0120-16-7895</b></p>
「ご契約内容のお知らせ」	<p>「ご契約内容のお知らせ」に音声コードUni-Voice(ユニボイス)を用いた音声案内電子サービスを導入しています。</p> <p>また、ご高齢のお客さまには、通常A4サイズでお送りしている「ご契約内容のお知らせ」の文字を大きくしA3サイズでお送りしています。</p>

※サービス・取り扱いの詳細につきましては、当社営業担当者、またはコールセンターにお問い合わせください。

# 適切な保険金等のお支払いのための取り組みについて

当社では、保険金等を適切にお支払いするための態勢強化に向けて、お客さまの視点に立った改善・強化に取り組み、お客さまサービスのさらなる向上に努めてまいります。

## 保険金等を適切にお支払いするための態勢強化に向けた取り組み

### I. お客さまへの情報提供の充実

- 1 1 ご加入時の情報提供の充実** 実施時期
- ① 「重要事項説明書(注意喚起情報)」の改訂…………… 2007年 6月～
  - ② 「ご契約のしおり・約款」の記載内容の充実…………… 2008年 4月～
  - ③ 「お客さまサポートガイド」の作成…………… 2008年 5月～
  - ④ 契約概要・注意喚起情報を読みやすくするためのレイアウト変更…………… 2016年 4月～
  - ⑤ 保険業法改正(情報提供義務や意向把握義務)への適切な対応…………… 2016年 5月～

- 1 2 ご加入期間中の情報提供の充実**
- ① ホームページでの情報提供の充実…………… 2006年10月～
  - ② 定期的な保障内容等の情報提供…………… 2007年度～
  - ③ 指定代理請求特約の中途付加の推進および受取人の確認…………… 2010年 7月～
  - ④ 満期保険金・年金等未請求契約に対する案内の充実…………… 2010年 1月～
  - ⑤ (死亡・満期)保険金・年金等の請求案内の強化・充実…………… 2010年 4月～
  - ⑥ 高齢者専用ダイヤルのホームページ掲載…………… 2016年 9月～
  - ⑦ ご家族登録制度の取扱開始…………… 2016年12月～

- 1 3 ご請求時の情報提供の充実**
- ① 「保険金給付金のご請求等のご案内」の作成…………… 2006年10月～
  - ② ご請求時における保障内容の説明充実…………… 2007年 3月～
  - ③ 年金サポートガイドの作成…………… 2009年 7月～

- 1 4 お支払後の情報提供の充実**
- ① 「お支払明細書」への給付金の請求を促す注意喚起文言の追記…………… 2007年 3月～
  - ② 退院後通院の可能性のあるお客さまへの案内の送付…………… 2008年 1月～

### II. 社内態勢の強化

- ① 「請求勧奨基準」の策定…………… 2007年10月～
- ② 診断書取得費用相当額の会社負担…………… 2008年 1月～
- ③ 「死亡保険金即日支払サービス」の受付時間の延長・上限金額の拡大…………… 2014年10月～
- ④ 保険金/給付金のお手続きに関する高齢者へのフォローコールの開始…………… 2017年 6月～
- ⑤ 担当者不在契約について給付金等請求書類の本社直送の対応…………… 2018年 3月～

### III. ガバナンス・内部監査態勢の整備・強化

- ① 保険金等支払状況等についての経営陣への報告態勢の強化…………… 2006年 1月～

- ② 「適切な保険金等支払管理態勢の構築及び確保に係る基本方針」の制定…………… 2006年 9月～  
2009年11月改定  
2012年 1月改定
- ③ 保険金等支払管理態勢に対する監査態勢の整備…………… 2006年12月～

### IV. 組織インフラ等の整備

- ① 支払検証部門の設置による保険金・給付金の検証の実施… 2006年 6月～  
満期保険金・年金・解約返戻金等を含む保険金等支払事務全般へ検証対象を拡大…………… 2018年 3月～
- ② システムによるチェック機能の追加、拡充…………… 2006年10月～  
保険金等の支払における正確性と顧客利便性の向上を企図した支払システムの刷新…………… 2015年12月～  
支払システムの機能向上による請求書作成・進捗管理機能の統合…………… 2017年 7月～
- ③ 個人保険と団体保険間のチェックシステムの開発…………… 2017年 4月～
- ④ 受取人変更手続き、指定代理請求特約・リビング・ニーズ特約の中途付加手続きの簡便化…………… 2010年 7月～
- ⑤ 自己申告による入院給付金請求手続きの対象範囲の拡大… 2010年 7月～  
自己申告による請求手続きを成人病入院・女性疾病入院等請求へ拡大…………… 2014年10月～  
自己申告による請求手続きを手術給付金請求へ拡大… 2018年 8月～  
自己申告による手術給付金請求手続きの対象範囲の拡大… 2019年12月～  
自己申告による通院給付金請求時の領収書等の提出省略… 2020年 2月～
- ⑥ 「先進医療給付金」の病院直接支払プロセス「ダイレクト支払サービス」の導入…………… 2012年 1月～  
特定病院との提携による重粒子線・陽子線治療費請求手続きの簡便化および利用金額制限の撤廃…………… 2018年 5月～
- ⑦ 診断書コピーによる代用取扱の導入…………… 2014年10月～

### V. 人材育成態勢

- ① 「生命保険支払専門士」の資格取得推進…………… 2007年10月～

### VI. 保険金支払に關しての苦情処理を含めた、顧客対応態勢

- ① 不払い等の苦情専用窓口の設置…………… 2006年 7月～
- ② 支払審査会の設置…………… 2007年 1月～

### VII. 商品開発関連

- ① 商品ラインアップの見直し…………… 2008年 1月～
- ② 約款の明確化・簡素化…………… 2009年 3月～
- ③ 約款の平明化…………… 2019年 1月～

### VIII. 失効契約に係る解約返戻金の請求勧奨態勢

- ① 失効契約に対する案内の充実…………… 2008年 7月～
- ② 解約返戻金未支払事案に対する自動返金制度の導入… 2009年 3月～

## 支払審査会による審査

保険金・給付金等のお支払いに関して不服のお申し出があった場合、当初の支払い・不払いを決定した部門とは別の部署で再査定を行っています。その結果にもご納得いただけない場合は、お客さまのご希望により「支払審査会」での審査をご請求いただくことができます。「支払審査会」は、会社とは全く利害関係のない社外の委員(弁護士・医師・大学教授・消費者問題の専門家)のみで構成され、中立的な視点で支払査定結果等の妥当性を審査いたします。支払

審査会は2007年1月に設置され、審査のご請求に応じて、毎月開催を予定しております。

### <支払審査会審査状況>

2020年4月から2021年3月までの「支払審査会」のご利用は1件で、審査内容は以下のとおりでした。

項目	内容	合計
介護保険金	約款に定める介護保険金の支払事由に該当しないため、介護保険金を支払い非該当とした決定に対するお申し出。	1件

# お客さまサービス



ジブラルタ生命は、いつもあなたのそばに

Myページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

24時間利用可能

お客さまの人生に末永く寄り添い、サポートするためのサービスとして、「Myページ」を2021年7月に開設いたしました。本サービスをご活用いただくことで、これまで以上にお客さまに安心をお届けいたします。



Myページでは、いろいろなサービスをご利用いただけます。



(\*1) ライフプラン・コンサルタントからご加入いただいたお客さま専用のサービスです。

※ご登録には証券番号が必要です。

「法人」「未成年」「成年後見制度を利用されている方」の場合は、ご登録いただけません。あらかじめご了承ください。

## ご家族登録制度

あらかじめご家族登録制度をご利用いただくことで、登録したご家族がご契約者に代わって保険契約内容のお問い合わせや請求書のお取り寄せ、一部のお手続き(住所変更・保険証券再発行のご請求等)ができる制度です。また、障がいや認知症等によりご契約者の意思表示や判断が困難で、法定代理人が登記されていない場合には、登録ご家族からの解約、内容変更等のご請求が可能です(一部、諸条件があります)。

## 死亡保険金即日支払サービス

「もしも」の時、遺されたご家族には深い悲しみとともに、葬儀費用など経済的負担も重くのしかかります。「死亡保険金即日支払サービス」は、お客さまが亡くなられた場合、簡単な手続きだけで、最高1,500万円まで(現金持参扱いで最高500万円まで)の死亡保険金をその日のうちにお支払いするサービスです。手数料は不要です。

## 骨髄・末梢血ドナー給付(ドナー・ニーズ・ベネフィット)

ドナーとなる方の経済的負担をサポートするため、手術保障のあるご契約に加入されているお客さまが、骨髄・末梢血移植を目的とした「骨髄幹細胞採取手術」または「末梢血幹細胞採取手術」を受けられた場合に、手術給付金をお支払いします。保険料は不要です。

※いずれも、お取り扱いについては、所定の条件があります。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

## お客さまをサポートするコールセンター

通話料無料

お客さまからのお問い合わせ・ご相談にオペレーターが対応いたします。ご加入の保障内容やお手続きなどについてご不明な点がございましたらコールセンターまでご連絡ください。

一般のお客さま

ミナ ジ ブ ロック  
**0120-37-2269**

一般代理店を通じてご契約のお客さま

ナンバー ジ ブ ロック  
**0120-78-2269**

教職員のお客さま

ミナ キョウ イ ク  
**0120-37-9419**

ご高齢のお客さま

**0120-16-7895**

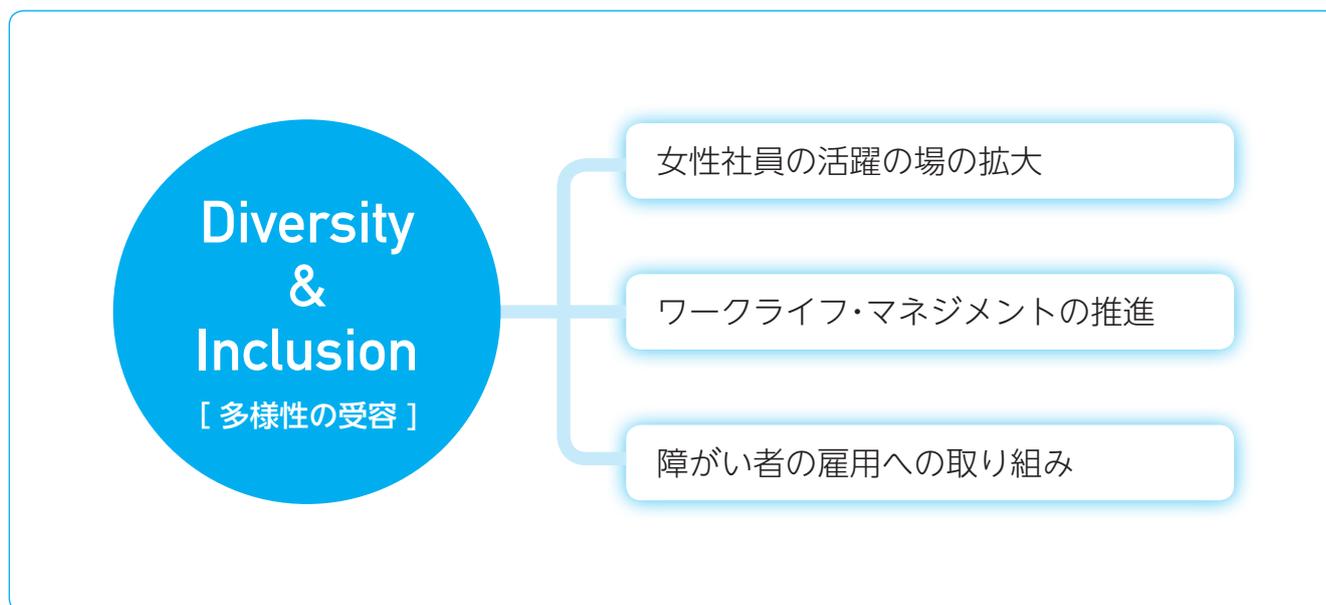
ご高齢のお客さま専用のダイヤルです。オペレーターに直接つながり、ご照会に対してゆっくりと丁寧に対応します。

# 多様化推進への取り組み(ダイバーシティ&インクルージョン)

## ジブラルタ生命の多様化推進(Diversity & Inclusion)

ダイバーシティ&インクルージョンとは、社員一人ひとりのさまざまな違い(性別、年齢、人種、国籍、障がい、宗教、言語、スキル、経験、ライフスタイル、性的指向/性自認、家族状況など)を受け入れ、それぞれを価値として活かすことで企業の競争力を高めることです。

多様なお客さまに対して『真のお客さま本位の業務運営を実現するために』、『多様性の受容』は重要な経営戦略の一つであり、さまざまなバックグラウンドを持つ社員が個々の能力を発揮できる職場環境の実現に向けて、以下3点をダイバーシティ&インクルージョンの大きな柱として取り組んでいます。



## 女性社員の活躍の場の拡大



ジブラルタ生命は企業価値を高める上で不可欠である多様な意見を取り入れ、より良い結論を導くために、またお客さまのニーズに適切に対応していくために、重要な意思決定プロセスにおいてより多くの女性が関与し、その意見が反映されるポジションへの登用が可能となるよう、職場環境の整備や各種制度の見直しと合わせて、ヒューマンリソースマネジメントの一つとして女性のキャリア支援を実施していきます。

営業社員	管理職職種説明会への参加推進
MR*	女性MRによるワーキンググループ
営業拠点スタッフ	管理職インターンシップ、他職種説明会、キャリアシンキングセミナー
本社社員	女性社員向けキャリア支援研修

\*MR:代理店担当社員

## ワークライフ・マネジメントの推進



社員一人ひとりが自身のワークとライフにメリハリをつけ、その両方を自律的にマネージできる職場環境づくりのために、計画的な有給休暇の取得促進、柔軟な働き方の実現、育児・介護・病気との両立支援制度などの環境整備に取り組んでいます。昨今は性別による役割分担意識の解消や長時間労働の抑制などの働き方の見直しの重要性が広く認識され、女性だけでなく男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりの必要性は高まっています。当社は、管理職向けのダイバーシティ・マネジメントセミナーを開催するなど、多様な社員のワークとライフの充実を支援する組織マネジメントを推進しています。



## 当社の取り組みに対する外部評価

### 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度(くるみん)の取得

育児をしていない社員も含めた活動が包括的に評価され、次世代育成に向けた諸支援策に取り組んでいる「子育てサポート企業」として厚生労働省東京労働局より認定(基準適合一般事業主認定2015年1月29日付)を受けました。

### ② 次世代育成支援対策推進法(次世代法)とは

次世代育成支援対策推進法は、企業・国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための取り組みを求める法律。  
 企業は行動計画策定指針に照らし、適切な行動計画を策定し、当該計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たす場合には都道府県労働局長の認定を受けることができる。認定を受けた企業は、その旨を示す表示(次世代認定マーク:くるみんマーク)を広告、商品、求人広告等に使用することができ、子育て支援企業であることを対外的に示すことができる。



## 障がい者の雇用への取り組み



ジブラルタ生命では障がい者雇用に積極的に取り組んでいます。障がいを『ひとつの個性』としてとらえ、精神、知的、身体に障がいを持った多数の方\*が制約のあるなかでも一人ひとりの適性や能力を活かした業務を行い、貴重な戦力として会社へ貢献しています。

\* 2021年3月末245名

「障がい者にもっとも選ばれる会社」の実現に向け、2013年8月に東京、2016年1月には長崎に、多くの障がい者が働ける環境をジェネラル・サービスチームに整備し、ジョブコーチの認定を受けたスタッフが社員をサポートしています。



社内各チームがこれまで外部へ委託あるいは既存の社員が残業などで対応していた業務をジェネラル・サービスチームで引き受けることによって、経費削減およびコア業務への集中、ワークライフ・マネジメントの実現にも大きく貢献しています。

また、12月の障害者週間には、社内で「障害者週間フォーラム」を開催し、障がいに対する理解を深め、さらに働きやすい環境の実現に向けた試みも行っています。

## LGBTに関する取り組み



プルデンシャル・グループではこれまでグループ合同で多様性の推進に取り組み、2013年から、LGBT\*1の理解促進に関する施策を行ってきました。2017年度よりLGBTファイナンス\*2の参画企業として「東京レインボープライド」に協賛し、社員がパレードに参加して、性的マイノリティが差別や偏見なく暮らせる社会作りを支援しています。

社内向けの取り組みとして、LGBTに関する理解を深め、「Prudential ALLY」\*3のネットワークを広げるための勉強会を開催しました。



\*1 レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった性的少数者の総称  
 \*2 日本の金融機関で働くLGBTの社員の個性を尊重し、支援する職場環境を作り出すとともに、LGBTコミュニティを取り巻く課題への意識向上を目的として設立された有志団体  
 \*3 LGBTを理解し、積極的に支援する社員

# 環境への取り組み

当社では「省エネルギー・省資源・リサイクル」に取り組み、そして、「社員一人ひとりの意識と行動を変える」ことに主眼を置き、さまざまな環境対策に取り組んでいます。

## 本業を通じて

### 省エネルギー・省資源・リサイクルに取り組めます。

#### ■ 省エネルギー・省資源・リサイクル活動

身近なところで「省エネルギー」「省資源」に組み、「電子帳票化によるペーパーレスの推進」「カラーコピーの利用制限」「溶解による廃棄紙のリサイクル」などを行っています。

#### ■ オフィスでの環境配慮

環境負荷の少ない事務用品（環境対応商品）を使用するよう心がけています。また当社では電子帳票化による画面上での業務を促進し、紙の削減に努めています。

## 社員一人ひとりのこころがけを通じて

### 社員全員がコミュニケーションに努め、環境に対する理念を共有します。

#### ■ 一人ひとりが環境に配慮した行動

全社員に呼びかけ、一人ひとりが「パソコン電源OFFの徹底」「消灯の徹底」等、日頃より職場での省エネルギーに努めています。

#### ■ クールビズの実施

環境問題に配慮し、省エネ・省資源運動への取り組みの一環として、営業活動における夏季期間の“クールビズ”を実施しています。

#### ■ 「インターナショナル・ボランティア・デー」における環境保全活動

毎年10月の第一土曜日を「インターナショナル・ボランティア・デー」と定め、社員とその家族で一斉にボランティア活動を行っています。

そのうち環境保全活動としては、全国各地で「河川・海岸のゴミ拾い」や「公園・地域周辺の清掃活動」などを行い、社員と家族の環境問題に対する意識を深めています。



## 環境方針

### ジブラルタ生命の環境に対する理念

お客さまが安心してすやかに暮らせる環境があつてこそ、お客さまに真の経済的な保障と心の平和をお届けすることができると考えます。

今も未来もお客さまの大切な方への思いを確実にお届けするために、わたしたちは地球環境保護に貢献します。

#### 本業を通じて

- 環境保全に関する法規制を守ります。
- 省エネルギー・省資源・リサイクルに組み、さらに業務の効率化を行うことで無駄をなくします。
- 地球環境に配慮した、サービスのイノベーションを心がけます。

#### 社員一人ひとりのこころがけを通じて

- 社員一人ひとりが、仕事や日々の暮らし、地域社会での行動を、環境に配慮したものへと変化させていきます。
- 社員全員がコミュニケーションに努め、環境に対する理念を共有します。
- ライフプラン・コンサルタントをはじめとする社員全員が、この想いをお客さまに伝えます。

当社では、生命保険業という本業部分では、省エネルギー、省資源、リサイクルや業務の効率化を推進し、貴重な資源を守り、CO<sub>2</sub>削減に貢献してまいります。新たなサービスを開発する際は、環境に配慮したものに努めてまいります。

また、企業としての努力だけでなく、社員一人ひとりが環境に関する認識と行動を向上させることにより、社会に貢献してまいります。

## 社員の健康に対する理念

ジブラルタ生命は、お客さまとご家族に経済的な保障と心の平和をお届けすることをミッションとしておりますが、心の平和を真に願えば、お客さまに健康で充実した生活を送っていただくことが何よりも大切です。そして、このことは、ミッションを担う社員自身が健康でなければ伝わりません。

社員は大切な財産であり、社員の健康の維持・向上は重要な経営課題の一つです。「ジブラルタ生命 健康宣言」を制定し、社員の健康管理に取り組んでいます。



## 社員の健康を推進するための体制整備

人事部門内に、全社の健康施策を担当する健康管理専門部署を設置し、施策の検討、実施を行っています。本社内に常時、産業医や保健師が社員からの相談に応答できる体制を整え、支社毎に組成・運営されている衛生委員会とも密な連携を図り、ヘルスリテラシーの醸成や労働衛生管理態勢の拡充を図っています。

健康状況分析の結果については、年に一度、執行役員会へ

報告し、施策に対する成果や変化を共有するほか、超過労働、メンタルヘルスおよび長期連続休暇取得の状況、その評価結果を四半期ごとのオペレーショナルリスク専門部会へ報告しています。労働組合とも、毎月の労使協議会とは別に四半期ごとに労働時間専門委員会を開催し、休暇取得や労働時間縮減に向けた協議を行っています。

## 健康増進の取り組み

生活習慣病対策として、特定健診の受診促進を通年で行うとともに、健康保険組合と共同で、夏と秋にダイエットや生活習慣改善を促すキャンペーンを実施中です。特定健診受診率やキャンペーン参加者数などを毎年度検証し、結果を踏まえた改善等を行いながら、取り組んでいます。

特定健診受診率 (40歳以上)

	2016	2017	2018	2019
男性	93.0%	93.7%	94.3%	90.6%
女性	94.2%	94.3%	95.5%	92.2%

また禁煙推進にも取り組んでいます。研修を受けた専門スタッフがアウトバウンドで禁煙を勧奨し、ステージ別のフォローを2か月間行う、国立がん研究センターの監修による積極的禁煙支援「チムニープログラム」を提供しています。現在、86名の方が参加中です。

喫煙習慣がある社員割合

	2016	2017	2018	2019
男性	37.4%	36.8%	35.5%	33.6%
女性	18.6%	17.9%	16.8%	15.7%

## 今後に向けて

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、自粛や在宅勤務など生活、働き方が制約を受け、健康へのさまざまな影響が懸念される状況にあります。

職場の上司がラインケアを行うにあたり産業医や保健師がサポートする体制を整えており、適宜、情報提供や相談対応を行っています。

また、プライバシーも確保される外部の相談先としてEAP(従業員支援プログラム)も提供しており、全ての社員の多様な健康ニーズに応えつつ、職場の内外から支援を行っています。

## ジブラルタ生命の社会貢献活動への“想い”

当社は、「Magic of the Dream」という名称のもと、未来を担う子どもたちの夢や希望を応援する活動に積極的に取り組んでいます。その根底には、子どもたちの『夢を叶える力』を育む、感動や驚きの体験をプレゼントし、『希望にあふれる未来』への架け橋になりたい、との想いが込められています。各活動には、全国各地の社員がボランティアスタッフとして積極的に関わりながら、子どもたちにエールをおくっています。



### 子どもたちを応援するプログラム

#### ■ ドリーム・スクール・キャラバン

全国の小学生を対象に、47都道府県をキャラバンしていくプログラムです。スポーツや文化活動など、さまざまな教室を実施し、たくさん子どもたちに“ドキドキ”“ワクワク”する夢のような時間をプレゼントします。2020年度は「走力up! 教室」「バスケットボール教室」「体操教室」の3種目を18道府県で実施し、現役プロ選手、元日本代表選手、アスリートやコーチなど、その道のプロたちが講師を務め、素晴らしい技術の披露や、実践的な指導を通じて、“未来を担う子どもたち”を応援しました。



#### ■ ドリームナイト・アット・ザ・ズー

障がいのある子どもたちとご家族を動物園や水族館に招待し、気兼ねなく楽しいひとときを過ごしてもらおう国際的なイベント、ドリームナイト・アット・ザ・ズー。当社は、このイベントの主旨に賛同し開催している動物園・水族館を2012年からサポートしています。イベント開催日には、社員ボランティアが着ぐるみパフォーマンスや園内の案内・誘導等でイベント運営を手伝うほか、フェイスシールサービス、スタンプラリーなどのオリジナル企画を準備して来園者をお迎えします。

2020年度は、全国6カ所（北海道、宮城県、東京都、京都府、熊本県、沖縄県）の動物園・水族館の取り組みに協賛しました。



#### ■ ジュニア・アチーブメント日本

経済教育を通じて子どもたちの社会的自立力を育む活動を行っている公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本。当社は会員企業として、実際の街並みを再現して作られた「スチューデント・シティ（品川）」（小学生対象）、「ファイナンス・パーク（仙台・いわき・品川）」（中学生対象）に模擬店舗ブースを設営。子どもたちの社会的自立を育む、社会と自分との関わり、お金の役割、家計の管理などを理解・認識する体験を提供し、子どもたちの“生きる力”を育むサポートをしています。



#### ■ PRUDENTIAL SPIRIT OF COMMUNITY ボランティア・スピリット・アワード

PRUDENTIAL SPIRIT OF COMMUNITY ボランティア・スピリット・アワード（通称：SOC）は、ボランティアに取り組む中学生・高校生を応援するプログラムで、1995年にアメリカでスタートしました。日本では1997年から開催され、今では、世界各国で開催される国際的なプログラムとなっています。毎年、受賞者の中から2名を「米国ボランティア親善大使」として、ワシントンD.C.で行われる全米表彰式に派遣しています。

SOCでは、青少年たちのボランティアへの取り組みを称え、「ありがとう」という言葉とともに感謝の気持ちをおくります。また、参加者同士が出会い、お互いの活動を知り、交流を深めるためのさまざまなプログラムを用意しています。



## ■おこづかい教育出前教室

「おこづかい教育出前教室」は、無駄を避け、計画的な貯蓄を行い、目標実現する「お金の使い方」を身につけるための“秘訣”を保護者向けに教える無料セミナーです。

「おこづかい」を通じて「お金の力・便利さ」を学び、「お金のもつ怖さ」もしっかり理解します。このプログラムを通じて、子どもたちの“生きる力”を育むサポートをします。



## ■メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン

3歳から18歳未満の難病と闘う子どもたちの夢をかなえ、生きる力や病気と闘う勇気をもってもらいたいと願って設立された公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンに当社はイベントの協賛や社員のボランティア参加などのサポートをしています。



## ■ベルマーク運動に参画

学校教育にかかわる設備、教材の整備・拡充を目的とする、公益財団法人ベルマーク教育助成財団の「ベルマーク運動」に、生命保険業界第1号の協賛企業として参画しています。

個人のお客さま向け生命保険全商品の新規ご加入1契約について、一律100点のベルマークポイントを付加しています。



## ■数学オリンピック

公益財団法人数学オリンピック財団への協賛を通じて、数学的才能に恵まれた子どもたちをコンテストで励まし、才能を伸ばす手助けや交流の場の創出に協力しています。



## 全国のへき地・複式・小規模校への貢献

ジブラルタ生命は、全国へき地教育研究連盟を通じて、連盟に加盟する全国のへき地・複式・小規模校から希望を募り、応募のあった学校にリユース処理を施したノートパソコンを寄贈しています。この取り組みは、2015年から継続して実施しており、2020年までの累計寄贈数は1,547校/1,795台となります。

ジブラルタ生命と60年以上にわたる提携関係にある公益財団法人日本教育公務員弘済会は、2016年より新たにへき地学校教育支援事業を行っています。その一環として実施している一輪車講習会は、公益財団法人ベルマーク教育助成財団、公益社団法人日本一輪車協会、全国へき地教育研究連盟、ジブラルタ生命との協力により、5年間累計で47校において開催されました。



## 地域に貢献するプログラム

全国各地拠点の社員が主体となって社会や地域への貢献につながる意義深いイベント、文化・芸術活動に協賛し、その活動をサポートしています。

「お世話になっている地域に貢献する」という想いのもと、社員が地域の方々と一緒に汗を流し、社会・地域に貢献することの意義や素晴らしさを体感することを推進しています。

2020年には9支社が地域のイベント等をサポートし、社員と家族がボランティアに参加しました。



## 社員のボランティア活動を推進するプログラム

### ■インターナショナル・ボランティア・デー

インターナショナル・ボランティア・デーはプルデンシャル・ファイナンシャルが、「日頃お世話になっている地域コミュニティに感謝し、貢献するためにボランティアに参加しよう」という趣旨で1995年にスタートしたプログラムです。ジブラルタ生命では、プルデンシャル・ファイナンシャルの一員として営業を開始した2001年から、インターナショナル・ボランティア・デーに取り組んでおり、2020年には約11,000名の社員とご家族が、多様なボランティア活動に取り組みました。



## 寄付による支援

日本のプルデンシャル・グループは合同で以下の寄付を実施いたしました。

- ・新型コロナウイルス感染症への対応に尽力されている医療機関および医療従事者の方々への支援を目的として公益社団法人日本医師会へ寄付を行いました。
- ・令和2年7月豪雨が甚大な被害を及ぼしたことから、特定非常災害に指定された各地で迅速に救援活動を行っている日本赤十字社へ寄付を行いました。

# ライフプラン・コンサルタントについて

ライフプラン・コンサルタントは、お客さまに最高の満足を提供します。

生命保険を掛け橋としたお客さまとのお付き合いの中で、ジブラルタ生命が大切に考えているもの、それは「安心」と「信頼」です。そして、お客さまに安心をお届けし、信頼される会社となるための身近なパートナー、それが「ライフプラン・コンサルタント」です。

ライフプラン・コンサルタントは、生命保険のプロフェッショナルとしてお客さまに最適なプランをご提案するだけでなく、お客さまのライフステージに合わせた適切なアドバイスや、サポートにより、常にお客さまの心強い味方であり続けます。

## MDRTについて

最高峰のセールスパーソンが集う国際的組織MDRT。ジブラルタ生命では1,003名\*がMDRT会員として認定されています。

### 信頼と安心の証、MDRT

1927年に発足したMillion Dollar Round Table (MDRT) は、卓越した生命保険・金融プロフェッショナルの組織です。世界中の生命保険および金融サービスの専門家が所属するグローバルな独立した組織として、500社、70カ国で会員が活躍しています。

MDRT会員は、卓越した専門知識、厳格な倫理的行動、優れた顧客サービスを提供しています。また、生命保険および金融サービス事業における最高水準として世界中で認知されています。



MDRT®

**お客さまの「ご家族への想い」を生涯にわたりサポートする。  
これがライフプラン・コンサルタントの使命です。**

生命保険は一生にわたる重大な選択のひとつです。

ジブラルタ生命のライフプラン・コンサルタントは、その豊富な知識で最良の選択をアドバイスできる生命保険のプロフェッショナル。お客さまの立場に立って、人生のいくつもの節目でご相談にお応えします。その使命は、一人でも多くのお客さまに本当の安心を手にしていただくこと。そして、生命保険に託された想いを確実にご家族へ伝えることです。

今回、国際的に権威ある専門家組織MDRTの会員として1,003名\*が認定されました。私たちはこれからもより良いサービスを提供するために全力を尽くすことをお約束いたします。

\*2021年4月1日現在

## ライフプラン・コンサルタントの教育、研修の概略

ジブラルタ生命のライフプラン・コンサルタントの仕事は、単に保険という商品を販売することではなく、お客さまの生涯にとって最適なプランをともに考え、経済的なリスクを解消し「安心」をお届けすることです。

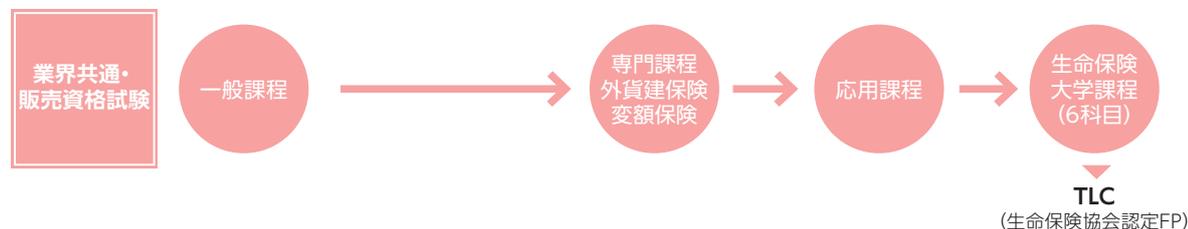
お客さまの人生に寄り添い、プロフェッショナルとしての確かなアドバイスをし、経済的な保障と心の平和を得るお手伝いをする。これは決して易しい仕事ではありません。

このように、生命保険の専門家としての知識を活かして、万一の場合の保障や必要資金づくりのアドバイスをする「生命保険のスペシャリスト」「お客さまを一生フォローするスペシャリスト」であるライフプラン・コンサルタントを、前職や営業経験に関係なく、きめ細かく、プロフェッショナルとして育成するのが、ジブラルタ生命のトレーニングプログラムです。

### ■ ライフプラン・コンサルタントのトレーニングプログラム



※上記の他に、本社や営業本部等で各種研修を実施しています。



# 代理店チャンネルについて

## 代理店プロデューサー(募集人)を通じてお客さま本位の生命保険をお届けします

### 一般代理店について

保険専門代理店、会計事務所代理店、企業代理店などの専門家により、お客さまのさまざまなニーズにお応えするコンサルティング型の保険販売を行っています。

代理店プロデューサーは、当社を含めた複数の保険会社の商品に精通しており、お客さまのご意向を把握したうえで、さまざまなニーズに合致した保険商品のご提案と、ご加入の判断に必要な情報などを提供しています。

### MR・SRについて

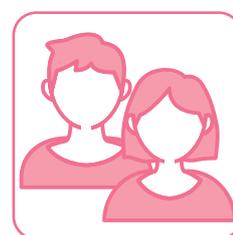
当社代理店チャンネルでは、実際にお客さまと対面して保険を販売する代理店プロデューサーを商品・金融周辺知識、コンプライアンスなどさまざまな側面からサポートする代理店担当社員を「MR」「SR」と呼称しています。外貨や介護保険制度などの周辺知識にも精通した全国のMR・SRが、ビジネスパートナーである代理店の発展と、その先のお客さまへ「真に役立つ生命保険」が届けられるよう、日々努力と研鑽を重ねています。



MR (Market Representative)  
SR (Sales Representative)



代理店プロデューサー  
(募集人)



お客さま

## MR・SRが代理店プロデューサーと全国の各地域ごとにパートナーシップを築きます

### お客さま満足度の高いプロフェッショナルな集団を目指して

商品や事務手続きに関するご案内、他の代理店の取り組みの共有、体験型の研修など、さまざまな学びの場を代理店プロデューサーに提供しています。

そして、当社と代理店プロデューサーとの強固なパートナーシップを背景に、お客さま満足度の高いプロフェッショナルな集団を共に目指しています。



<磐石Academy>

お客さまのニーズを的確に把握し、最良の提案に繋げるための、体験型研修を実施しています。



<全国代理店会議>

保障の必要性や最新の業界動向、他代理店の取り組みなどが学べる交流の場を、定期的に設けています。



<営業部拠点研修>

当社オフィスやWeb会議などを活用し、商品や事務手続きなどの基本的な研修を日常的に開催しています。

# プルデンシャル・ファイナンシャルについて

## プルデンシャル・ファイナンシャルの概要

プルデンシャル・ファイナンシャルは、世界最大級の金融サービス機関のひとつです。

145年以上の歴史を誇り、米国、アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカを中心に事業を展開しています。子会社および関連会社を通じて、生命保険、年金、退職関連業務、投資信託および資産運用を含む幅広い金融商品とサービスを提供しています。



プルデンシャル・ファイナンシャルの名称および特徴的なロゴの「ロック」は、米国で最も親しまれている企業名とロゴマークのひとつです。



プルデンシャル・ファイナンシャル  
会長兼最高経営責任者  
チャールズ F. ラウリー



プルデンシャル・ファイナンシャル本社ビル  
(アメリカ合衆国ニュージャージー州  
ニューアーク市)

- 設立：1875年10月13日
- 本社所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク市
- 会長兼最高経営責任者：チャールズ F. ラウリー
- 事業内容：生命保険、年金、退職関連業務、投資信託、資産運用
- 総預かり運用資産：1兆6,630億USドル(2021年3月31日時点)
- 株式公開：ニューヨーク証券取引所上場(略称:PRU)
- 従業員数：41,671人(2020年12月31日時点)
- 生命保険の保有契約高：約4兆USドル(2020年12月31日時点)

日本で生命保険事業を展開する **プルデンシャル・グループ**

プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン  
(保険持株会社)

ジブラルタ生命

プルデンシャル生命

PGF生命  
(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命)

## — 業績・データ編 —

I 会社の概況及び組織	40
II 保険会社の主要な業務の内容	47
III 直近事業年度における事業の概況	49
IV 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	56
V 財産の状況	57
VI 業務の状況を示す指標等	75
VII 特別勘定に関する指標等	98
VIII 保険会社及びその子会社等の状況	100

# I 会社の概況及び組織

## 1 沿革

当社は1947年に設立された協栄生命保険株式会社を前身とし、同社の会社更生手続きを経て、米国プルデンシャル社(現プルデンシャル・ファイナンシャル)の支援のもと、2001年4月にジブラルタ生命保険株式会社としてスタートいたしました。

世界最大級の金融サービス機関であるプルデンシャル・ファイナンシャルは、1875年の創業以来、保険、投資分野で140年以上の経験を活かし、世界40カ国以上の個人及び法人のお客さまに

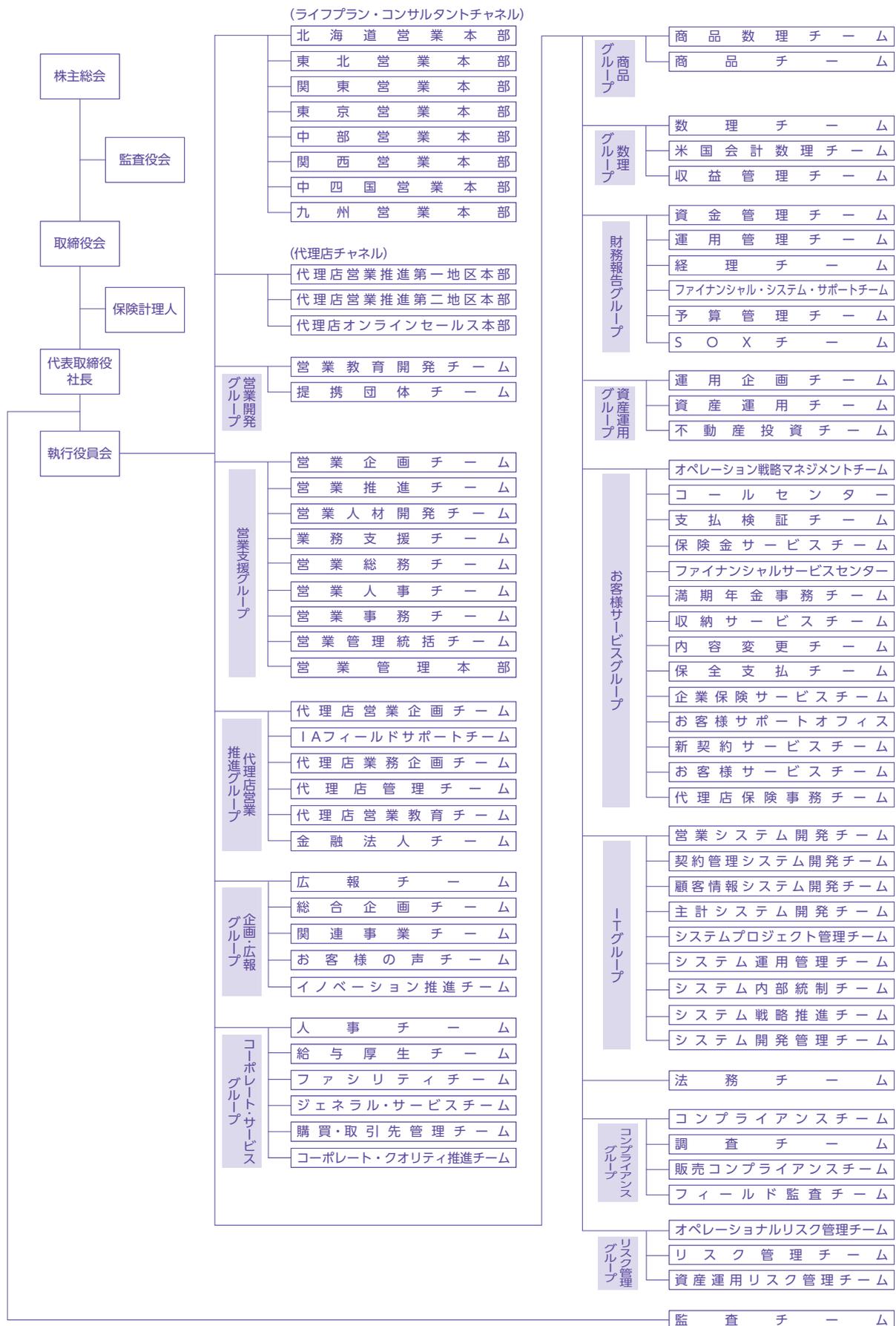
サービスを提供しています。当社はそのグループ会社共通のシンボルマーク「ジブラルタ・ロック」に由来して「ジブラルタ生命」と命名されました。

プルデンシャル・ファイナンシャルの一員として、グループに属していることのメリットを最大限に活かした経営基盤の強化と経営の効率化を推進し、お客さまに経済的な保障と心の平和をご提供してまいります。

2001年	4月	ジブラルタ生命保険株式会社として営業開始(3日)
	8月	死亡保険金即日支払サービス開始 *葬儀などの急な費用に対応するため、簡易な手続きで最高300万円まで最短で当日にお支払いするサービス
	12月	親会社 プルデンシャル・ファイナンシャルがニューヨーク証券取引所に上場
2004年	9月	業界初、ベルマーク付き生命保険商品の販売開始
2005年	4月	インターネット・サービスの開始 *ご契約内容照会や各種手続きが24時間受付可能に
	7月	旧協栄生命の更生計画に基づき762億円の第1回特別配当を実施
	8月	骨髄ドナー給付(ドナー・ニーズ・ベネフィット)サービスを導入
	9月	提携金融機関にて「米国ドル建個人年金保険」の窓口販売開始
2007年	1月	支払審査会を設置 *弁護士や医師など社外の専門家や有識者で構成された、保険金等の支払査定に関する中立かつ公平な諮問機関
	12月	提携金融機関にて死亡保障商品の窓口販売開始
2009年	5月	更生会社大和生命(現社名 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社)を完全子会社化
	7月	旧協栄生命の更生計画に基づき436億円の第2回特別配当を実施
2010年	8月	子会社であるプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社が、提携金融機関等を通じた新契約の販売を開始 *当社の金融機関代理店による新契約販売業務(銀行窓販)を同社に順次移管
2011年	2月	AIGエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社の株式を取得して子会社化
2012年	1月	AIGエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社と合併
	1月	先進医療給付金ダイレクト支払サービス開始 *先進医療給付金(100万円以上の場合)を当社から病院に直接お支払いするサービス
2014年	10月	死亡保険金即日支払サービスの拡充 *最短で当日に支払可能となる申込受付時間を延長するとともに、当日お支払いする上限額を300万円から500万円へ引き上げ
	12月	ご契約者向けインターネット・サービスのスマートフォン対応開始
2015年	4月	完全キャッシュレス化の実現 *新契約時において現金による初回保険料の授受を廃止し、完全キャッシュレスに移行
2016年	12月	ご家族登録制度の取扱い開始 *あらかじめご家族を登録することで、ご家族がご契約者に代わって契約内容照会等を行えるサービス
2017年	6月	「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定、公表
2018年	5月	先進医療給付金ダイレクト支払サービスをリニューアル *特定医療機関における重粒子線・陽子線治療実施前の先進医療給付金請求が可能に。また、従来の同サービスで定めていた金額制限(100万円未満取扱い不可)を撤廃。
	8月	耳や言葉の不自由なお客さま向けの遠隔手話通訳サービスをコールセンターに導入 *お客さまがスマートフォン等のテレビ電話を利用して外部委託先の手話通訳者と手話や筆談で会話し、同時に手話通訳者が当社のコールセンターのオペレーターに電話でお客さまの用件を通訳するサービス
2019年	11月	消費者庁所管の「内部通報制度認証」(自己適合宣言登録制度)に登録 *内部通報制度を整備・運用している事業者を評価するために、消費者庁が導入した制度。事業者自らが内部通報制度を評価し、認証基準に適合している場合、指定登録機関に申請し審査された結果が登録され、所定のWCMSマークの使用を許諾される。
2020年	4月	死亡保険金即日支払サービスの拡充 *口座送金扱いによる上限額を、従来の500万円から1,500万円に引き上げ
	4月	オンライン対面によるコンサルティングサービスの利便性の向上 *オンライン対面で保険の申込手続きが完了できる新システム「オンラインペーパーレス申込システム」を導入
2021年	4月	契約者代理請求制度の取扱い開始 *ご契約者の意思能力が無くなった場合に推定相続人・登録家族からの解約・内容変更等の手続きが可能になる制度(法定代理人が未登記であることが条件)
	4月	特約保険金受取人が法人の契約においてリビング・ニーズ特約の支払限度額を撤廃 *従来の支払限度額3,000万円を撤廃

## 2 経営の組織

組織図 (2021年7月1日付)



## I 会社の概況及び組織

### 3 店舗網一覧 (2021年7月1日現在)

#### 本 社

〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー 03-5501-6001 (大代表)

#### 営業本部

営業本部署名	郵便番号	店舗所在地		電話番号
北海道営業本部	060-0061	北海道札幌市中央区南一条西8-1-1	クリスタルタワー9F	011-251-2522
東北営業本部	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3	仙台MTビル12F	022-742-3621
関東営業本部	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16	シーノ大宮ノースウィング12F	048-658-1275
東京営業本部	163-1314	東京都新宿区西新宿6-5-1	新宿アイランドタワー14F	03-5326-2711
中部営業本部	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15	ORE錦二丁目ビル13F	052-218-6912
関西営業本部	530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1	梅田阪急ビルオフィスタワー22F	06-4709-5026
中四国営業本部	732-0053	広島県広島市東区若草町12-1	アクティブインターシティ広島11F	082-568-6271
九州営業本部	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜1-1-35	新KBCビル10F	092-717-8019

#### 支 社

支社名	郵便番号	店舗所在地		電話番号
札幌西支社	060-0061	北海道札幌市中央区南一条西8-1-1	クリスタルタワー10F	011-271-3257
札幌東支社	060-0001	北海道札幌市中央区北一条西4-2-2	札幌ノースプラザ10F	011-231-1232
札幌北支社	060-0807	北海道札幌市北区北七条西4-3-1	新北海道ビルディング6F	011-738-3870
旭川支社	070-0034	北海道旭川市四条通8-1703-12	日本生命旭川四条通ビル7F	0166-24-2672
道東支社	085-0015	北海道釧路市北大通6-2	北洋日生ビル7F	0154-21-6291
函館支社	040-0011	北海道函館市本町6-10	五稜郭ビル5F	0138-51-3331
青森支社	030-0802	青森県青森市本町1-3-9	ニッセイ青森本町ビル9F	017-721-1810
盛岡支社	020-0045	岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1	マリオス16F	019-622-7021
仙台西支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3	仙台MTビル11F	022-742-2150
仙台東支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-2-3	仙台MTビル12F	022-742-3620
秋田支社	010-0951	秋田県秋田市山王6-10-9	猿田興業ビル7F	018-883-1811
山形支社	990-0031	山形県山形市十日町1-3-29	山形十日町ビル7F	023-627-6311
福島支社	963-8001	福島県郡山市大町1-14-1	ジブラルタ生命郡山ビル2F	024-991-6341
つくば支社	300-0847	茨城県土浦市卸町1-1-1	関鉄つくばビル3F	029-834-3161
水戸支社	310-0803	茨城県水戸市城南1-7-5	第6プリンスビル2F	029-302-3621
宇都宮支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り2-3-1	井門宇都宮ビル6F	028-614-3601
群馬支社	371-0023	群馬県前橋市本町2-13-11	前橋センタービル12F	027-260-1230
さいたま支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16	シーノ大宮ノースウィング12F	048-658-1273
川越支社	350-1123	埼玉県川越市脇田本町11-13	渡辺オフィスビル4F	049-291-5116
熊谷支社	360-0037	埼玉県熊谷市筑波2-102-1	SJビルディング6F	048-501-0560
船橋支社	273-0012	千葉県船橋市浜町2-1-1	ららぽーと三井ビルディング4F	047-495-8260
千葉支社	260-0025	千葉県千葉市中央区問屋町1-35	千葉ポートサイドタワー16F	043-302-2131
新潟支社	950-0078	新潟県新潟市中央区万代島5-1	万代島ビル20F	025-255-6011
長岡支社	940-0087	新潟県長岡市千手1-7-1	2F	0258-32-0395
甲府支社	400-0031	山梨県甲府市丸の内3-20-3	ジブラルタ生命甲府ビル3F	055-222-4837
長野支社	380-0824	長野県長野市南石堂町1277-2	長栄第2ビル4F	026-269-6572
松本支社	390-0815	長野県松本市深志2-5-2	県信松本深志ビル7F	0263-38-0034
東京第1支社	170-0013	東京都豊島区東池袋4-24-3	ジブラルタ生命池袋ビル5F	03-3987-2039
東京第2支社	130-0022	東京都墨田区江東橋2-19-7	富士ソフトビル7F	03-5669-2191
東京第3支社	190-0014	東京都立川市緑町7-1	アーバス立川高松駅前ビル7F	042-524-2047
東京第4支社	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-4-3	光文恒産ビル6F	03-3512-6651
東京第5支社	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5-12	NMF駿河台ビル3F	03-5280-7080
首都圏第1支社	170-0013	東京都豊島区東池袋3-4-3	NBF池袋イースト11F	03-5949-1851
東京東支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル6F	03-5282-8170
東京西支社	194-0022	東京都町田市森野1-23-19	小田急町田森野ビル2F	042-726-3574

支社名	郵便番号	店舗所在地		電話番号
東京南支社	141-0032	東京都品川区大崎1-11-1	ゲートシティ大崎ウエストタワー21F	03-5436-6501
新宿支社	163-1314	東京都新宿区西新宿6-5-1	新宿アイランドタワー14F	03-5326-2420
品川支社	141-0032	東京都品川区大崎1-11-1	ゲートシティ大崎ウエストタワー21F	03-5436-7581
横浜支社	220-8141	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1	横浜ランドマークタワー41F	045-277-0191
横浜南支社	220-0012	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5	クイーンズタワーC棟20F	045-222-3851
厚木支社	243-0003	神奈川県厚木市寿町3-1-1	ルリエ本厚木ビル2F	046-294-0356
湘南支社	254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1	平塚MNビル8F	0463-21-0691
富山支社	930-0083	富山県富山市総曲輪1-7-15	日本生命富山総曲輪ビル5F	076-433-5170
金沢支社	920-8203	石川県金沢市鞍月5-181	AUBEビル7F	076-238-7122
福井支社	910-0005	福井県福井市大手3-14-9	商工中金・E.S福井ビル3F	0776-24-2510
岐阜支社	500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6-31	岐阜スカイウイング37東棟4F	058-267-6006
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2	静岡呉服町スクエア6F	054-205-3911
浜松支社	430-7712	静岡県浜松市中区板屋町111-2	浜松アクトタワー12F	053-459-2311
名古屋支社	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-15	ORE錦二丁目ビル13F	052-218-6926
名古屋中央支社	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-12-17	富士フィルム名古屋ビル14F	052-218-6301
岡崎支社	444-0037	愛知県岡崎市祐金町125	ジブラルタ生命岡崎ビル7F	0564-21-4878
三重支社	514-0009	三重県津市羽所町388	津三交ビルディング5F	059-213-1700
滋賀支社	520-0047	滋賀県大津市浜大津1-2-22	大津商中日生ビル7F	077-510-5031
京都支社	604-8153	京都府京都市中京区笋町689	京都御幸ビル5F	075-254-8705
大阪支社	530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1	梅田阪急ビルオフィスタワー22F	06-4709-5040
北大阪支社	560-0083	大阪府豊中市新千里西町1-2-2	住友商事千里ビル南館2F	06-6832-9054
堺支社	590-0985	大阪府堺市堺区戎島町4丁45-1	ポルトスセンタービル9F	072-222-6563
なんば支社	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70	パークスタワー30F	06-6636-8390
中之島支社	530-0005	大阪府大阪市北区中之島3-3-3	中之島三井ビルディング10F	06-6479-0320
神戸支社	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22	アーバンエース三宮ビル8F	078-291-5091
阪神支社	661-0976	兵庫県尼崎市潮江1-2-6	尼崎フロントビル10F	06-6497-9951
姫路支社	670-0913	兵庫県姫路市西駅前町73	姫路ターミナルスクエア9F	079-287-0704
奈良支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町4-281-1	新大宮センタービル6F	0742-32-1161
和歌山支社	640-8154	和歌山県和歌山市六番丁24	ニッセイ和歌山ビル2F	073-421-8250
鳥取支社	680-0846	鳥取県鳥取市扇町9-2	とりぎんプラザビル5F	0857-36-7020
松江支社	690-0007	島根県松江市御手船場町字伊勢宮553-6	松江駅前エストビル7F	0852-59-5571
岡山支社	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-2-5	ニッセイ岡山スクエア4F	086-234-7501
広島支社	732-0053	広島県広島市東区若草町12-1	アクティブインターシティ広島13F	082-568-6270
福山支社	720-0811	広島県福山市紅葉町1-19	福山東京海上日動ビルディング2F	084-973-8760
山口支社	754-0021	山口県山口市小郡黄金町2-21	スクエア新山口1F	083-972-0293
徳島支社	770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1	徳島駅前171ビル8F	088-611-2031
高松支社	760-0025	香川県高松市古新町8-1	高松スクエアビル10F	087-811-7411
松山支社	790-0003	愛媛県松山市三番町7-1-21	ジブラルタ生命松山ビル11F	089-913-8780
高知支社	780-0053	高知県高知市駅前町3-20	ジブラルタ生命高知ビル2F	088-820-7761
福岡西支社	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜1-1-35	新KBCビル6F	092-717-8018
福岡東支社	810-0072	福岡県福岡市中央区長浜1-1-35	新KBCビル7F	092-720-2021
久留米支社	830-0032	福岡県久留米市東町36-8	ステーションプラザ久留米ビル4F	0942-38-5682
北九州支社	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町1-6-15	日専連ビル5F	093-512-7500
佐賀支社	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-10-37	佐賀駅前センタービル4F	0952-26-5410
長崎支社	850-0057	長崎県長崎市大黒町9-22	大久保大黒町ビル2F	095-826-5203
佐世保支社	857-0053	長崎県佐世保市常盤町5-3	LUCROSS BLDG.4F	0956-24-3220
熊本支社	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町7-16	富士水道町ビル5F	096-312-7011
大分支社	870-0047	大分県大分市中島西1-5-2	ジブラルタ生命大分ビル4F	097-534-9457
宮崎支社	880-0812	宮崎県宮崎市高千穂通1-6-38	ニッセイ宮崎ビル5F	0985-61-1516
鹿児島支社	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎2-4-35	KSC鴨池ビル6F	099-812-6920
沖縄支社	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち1-1-2	那覇新都心センタービル5F	098-860-1271

## 4 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
2001年4月20日	—	50,000百万円	2001年4月2日に東京地方裁判所より認可決定された更生計画に基づき、同月20日付で、発行済株式全てを無償で消却する方法により資本金を全額減少するとともに、新株発行により第三者割当増資を行いました。
2009年3月3日	4,500百万円	54,500百万円	増資
2011年2月1日	21,000百万円	75,500百万円	増資

## 5 株式の総数

発行する株式の総数	3,200,000株
発行済株式の総数	2,101,024株
当期末株主数	2名

## 6 株式の状況

### 1. 発行済株式の種類等

	種類	発行数	内容
発行済株式	普通株式	2,100,977株	—
	優先株式	47株	—

### 2. 大株主

(上段 普通株式、下段 優先株式)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	2,100,977株 —	99.998% —	— —	— —
プルデンシャル・インターナショナル・インシュアランス・ホールディング・リミテッド	— 47株	— 0.002%	— —	— —

(注) 当期末株主数は2名です。

## 7 主要株主の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	東京都千代田区	115,185百万円 <sup>*1</sup>	保険持株会社(生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理及びその業務に附帯する業務)	2001年3月23日	99.998%
プルデンシャル・インターナショナル・インシュアランス・ホールディング・リミテッド	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン市	565,653百万円 <sup>*2</sup>	持株会社(生命保険子会社等の株式の保有)	1998年12月21日	0.002%
プルデンシャル・ファイナンシャル・インク	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ニューアーク市	2,648,565百万円 <sup>*2</sup>	持株会社(生命保険、年金、退職関連業務、投資信託、資産運用等の商品・サービスを提供する子会社等の株式の保有)	1875年10月13日	100% (間接保有)

\*1 2021年3月末現在(含む、資本準備金)。

\*2 2020年12月末現在(含む、資本準備金)。換算レート:1ドル=103.50円。

(注) 直接保有の株主及び最終的な株主となる主要株主を記載しています。

## 8 取締役及び監査役、執行役員

### 取締役及び監査役

男性14名 女性2名(取締役及び監査役のうち女性の比率12%)

(2021年7月1日現在)

役名	氏名	担当又は主な職業
取締役会長	倉重 光雄	プルデンシャル・ファイナンシャル・インク インターナショナル・インシュアランス シニア・バイス・プレジデント兼ジャパン・インシュアランス・オペレーションズ CEO プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO) プルデンシャル生命保険株式会社 取締役会長(非常勤)
代表取締役社長	添田 毅司	最高経営責任者(CEO) プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 取締役 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 取締役(非常勤)
代表取締役副社長	阿野 安雄	執行役員副社長 営業社員(ライフプラン・コンサルタント)チャンネル担当営業最高責任者(CMO)
取締役	吉田 悟	執行役員常務 チーフ・カスタマー・サービス・オフィサー(CCSO)
取締役	蕪木 広義	執行役員 チーフ・アクチュアリー
取締役(非常勤)	秋山 泰宏	
取締役(非常勤)	ブルーノ・ケルン	プルデンシャル生命保険株式会社 取締役(非常勤) プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 取締役(非常勤)
取締役(非常勤)	ローラ・エフ・ヒーガー	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 取締役(非常勤)
取締役(非常勤)	小林 信明	
取締役(非常勤)	デーブ・ダウリッチ	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 取締役(非常勤)
常勤監査役	河角 泰彦	株式会社PGI 監査役(非常勤)
常勤監査役	垣塚 淳	
常勤監査役*	鷲頭 尚子	
常勤監査役*	阿部 明雄	
監査役*	進藤 功	
監査役*	森住 恵二	

※社外監査役

### 執行役員の分担

(2021年7月1日現在)

役名	氏名	担当又は主な職業
執行役員社長	添田 毅司	最高経営責任者(CEO) 営業社員(ライフプラン・コンサルタント)チャンネル担当営業最高責任者(CMO)
執行役員副社長	阿野 安雄	営業社員(ライフプラン・コンサルタント)チャンネル営業組織の統括 営業開発グループ 管掌 代理店チャンネル 管掌 代理店営業推進グループ 管掌
執行役員常務	阿部 孝一	Inspire the Best for the Future (IBF) 担当
執行役員常務	大塚 弘和	営業支援グループ 管掌
執行役員常務	富澤 良光	CEO付 特命担当
執行役員常務	吉田 悟	チーフ・カスタマー・サービス・オフィサー(CCSO) オペレーション戦略マネジメントチーム、コールセンター、支払検証チーム 担当 お客様サービスグループ 管掌
執行役員	秋目 哲郎	東北営業本部長、東北営業本部 担当 関西営業本部、中四国営業本部、九州営業本部 管掌
執行役員	東 直司	代理店チャンネル営業組織の統括 代理店営業推進地区本部、代理店オンラインセールス本部、代理店営業企画チーム 担当
執行役員	服部 寛	営業企画チーム、営業推進チーム、営業人材開発チーム、業務支援チーム 担当
執行役員	岩本 睦央	東京営業本部長、東京営業本部 担当 営業教育開発チーム 担当
執行役員	泉澤 裕子	新契約サービスチーム、お客様サービスチーム、代理店保険事務チーム 担当
執行役員	蕪木 広義	チーフ・アクチュアリー 米ドル・ディヴィジョン・アクチュアリー 豪ドル・ディヴィジョン・アクチュアリー 数理チーム、米国会計数理チーム、収益管理チーム、商品数理チーム、商品チーム 担当

## I 会社の概況及び組織

執行役員	金子 昭太	広報チーム、総合企画チーム、関連事業チーム、お客様の声チーム、イノベーション推進チーム 担当
執行役員	金子 豊和	チーフ・インベストメント・オフィサー 米ドル・ディヴィジョン・インベストメント・オフィサー 豪ドル・ディヴィジョン・インベストメント・オフィサー 運用企画チーム、資産運用チーム、不動産投資チーム 担当
執行役員	加藤 慶	代理店業務企画チーム、IAフィールドサポートチーム、代理店管理チーム、代理店営業教育チーム、金融法人チーム 担当
執行役員	貴島 光	人事チーム、給与厚生チーム、ファシリティチーム、ジェネラル・サービスチーム 担当
執行役員	木内 幸一	営業総務チーム、営業人事チーム、営業事務チーム 担当
執行役員	松本 哲	提携団体チーム 担当
執行役員	長野 敏	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー (CFO) 米ドル・ディヴィジョン・ファイナンシャル・オフィサー 豪ドル・ディヴィジョン・ファイナンシャル・オフィサー SOXチーム、資金管理チーム、経理チーム、運用管理チーム、ファイナンシャル・システム・サポートチーム、予算管理チーム 担当
執行役員	長嶋 研二	監査チーム 担当
執行役員	中嶋 誠一	内容変更チーム、保全支払チーム、企業保険サービスチーム、お客様サポートオフィス 担当
執行役員	中野 正剛	チーフ・インフォメーション・オフィサー 営業システム開発チーム、契約管理システム開発チーム、顧客情報システム開発チーム、主計システム開発チーム、システムプロジェクト管理チーム、システム運用管理チーム、システム内部統制チーム、システム戦略推進チーム、システム開発管理チーム 担当
執行役員	西口 浩二	オペレーション戦略マネジメントチーム、保険金サービスチーム、ファイナンシャルサービスセンター、満期年金事務チーム、収納サービスチーム 担当
執行役員	野口 義人	中部営業本部長、中部営業本部 担当 北海道営業本部、関東営業本部 管掌
執行役員	尾上 志保	チーフ・ビジネス・エシックス・オフィサー 購買・取引先管理チーム、コーポレート・クオリティ推進チーム、プロジェクト 担当
執行役員	坂本 英之	チーフ・リーガル・オフィサー 法務チーム 担当
執行役員	山口 暁	チーフ・リスク・オフィサー (CRO) 米ドル・ディヴィジョン・リスク管理オフィサー 豪ドル・ディヴィジョン・リスク管理オフィサー オペレーショナルリスク管理チーム、リスク管理チーム、資産運用リスク管理チーム 担当
執行役員	吉田 貴一	チーフ・コンプライアンス・オフィサー チーフ・プライバシー・オフィサー コンプライアンスチーム、販売コンプライアンスチーム、調査チーム、フィールド監査チーム 担当

## 9 会計監査人の氏名又は名称

PwCあらた有限責任監査法人

## 10 従業員の在籍・採用状況

区分	2019年度末 在籍数	2020年度末 在籍数	2019年度 採用数	2020年度 採用数	2020年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
営業社員	8,075	8,084	874	842	48	11
（男子）	3,038	3,024	265	283	44	10
（女子）	5,037	5,060	609	559	50	12
内勤社員	4,062	4,144	367	236	46	17
（男子）	1,917	1,946	153	97	47	18
（女子）	2,145	2,198	214	139	45	15

(注)従業員数にはジブラルタ生命からの出向者を含みます。また、ジブラルタ生命への出向者は含みません。

## 11 平均給与(内勤社員)

(単位:千円)

	2020年3月	2021年3月
内勤社員(含む契約社員)	410	417

(注)平均給与月額、当該年月の給与月額であり、賞与は含みません。

# II 保険会社の主要な業務の内容

## 1 主要な業務の内容

当社は、下記の業務を行っております。

### 1 生命保険業

生命保険事業は、多数の保険契約者から保険料を収受し、被保険者の生死に関し一定の金額を支払うことを約束し、保険契約者の経済生活の安定を図るとともに、事業としては大数の法則に基づいて収支の均衡を得ることを目的とします。従って、この事業は多分に公共的な性格を有するため、保険業法は内閣総理大臣の免許を受けなければこれを営むことができない旨を定め、また、事業の方法等について監督規定を設けております。

#### ◆生命保険の引受

当社は、生命保険業免許に基づき保険の引受を行っております。

#### ◆保険料として収受した金銭その他の資産運用

### 2 生命保険に付随する業務及び法定他業

- 他の保険会社(外国保険業者を含む)の保険業に係る業務の代理又は事務の代行等、生命保険業に付随する業務を行っています。
- 国債等の窓口販売業務については、現在行っていません。

## 2 経営方針

We are the GIBRALTAR.

ジブラルタ生命の社員は、生命保険の持つ社会的役割を信じ、ひとりでも多くのお客さまに真の生命保険をお届けします。

そして顧客のために努力を惜しまず、常にベストのサービスを提供し続ける会社となります。

ジブラルタ生命の社員は、生命保険の正しい在り方を追求する信念、そして人間愛・家族愛の不朽の原理を伝える情熱があります。

我々は、コアバリュー、ビジョン、ミッションを指針に永遠に時代を創造し続けます。

### Core Values (行動指針)

信頼に値すること (Worthy of Trust)  
顧客に焦点をあわせること (Customer Focused)  
お互いに尊敬しあうこと (Respect for Each Other)  
勝つこと (Winning with Integrity)

### Vision (将来像)

我々は、人間愛・家族愛という不朽の原理に基づく相互扶助制度である生命保険を社会に広く普及し続けることで、お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社になります。

### Mission (使命)

我々は、一人ひとりのお客さまに生命保険の真価を正しく伝え、真に役立つ生命保険を提供し、保険金を支払うまで誠実に生命保険サービスを続けることでお客さまとそのご家族に経済的な保障と心の平和をお届けします。

### 3 営業活動方針

営業活動方針 (Marketing Principles) は、「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に定める「金融商品の販売等に係る勧誘方針」を含むとともに、当社の営業活動に関する基本姿勢をお知らせするものです。

#### Marketing Principles (営業活動方針)

#### Our Mission (使命)

お客様の一人ひとりにふさわしい保障と安心をお届けできるよう最善の努力をいたします。

適合性の原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お客様の保険・金融商品に関する知識・経験、およびお客様の資産・収入・年齢・ご加入の目的等を踏まえ、十分なコンサルティングをいたします。また、当社取扱いの保険商品およびそれらに関連する事項について十分にご説明し、お客様に最適な保険商品をお勧めいたします。</li> </ul>
適切な保険販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お客様のニーズやご意向を把握し、これに沿った最適な保険商品のご提案に努めるとともに、保険契約の締結に際しましては、お客様のご意向と保険契約の内容が合致していることを確認します。</li> <li>●保険販売に際しましては、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」およびその他当社所定の資料をお渡しし、その内容をご説明することにより、お客様にとって必要な情報の提供に努めます。</li> <li>●なお、その際には、会社が承認した文書・資料のみを使用いたします。</li> <li>●お客様には事実を正しくお伝えし、お客様にとって不利益となる事項につきましても必ずご説明いたします。</li> <li>●将来の結果が不確実な事項については、断定的な判断の提供はいたしません。</li> <li>●保険料の割引、割戻しその他特別な利益の提供による不正な勧誘はいたしません。</li> <li>●当社保険商品のご説明をする際には、お客様に誤解を招かないようにいたします。</li> </ul>
〈方法〉	
〈高齢者への保険販売〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者に対する保険販売については、特に十分なお説明を行いお客様のご理解を確認するなど適切な対応に努めます。</li> </ul>
〈未成年者への保険販売〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未成年者を被保険者とする生命保険契約については、ご契約者・親権者等にご加入の目的・保険金額等を慎重に確認するなど適切な保険販売に努めます。</li> </ul>
〈リスクの説明〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●変額保険および外貨建保険の保険販売を行う際には、市場リスクの内容およびそれにともしない生じるおそれのある結果について、十分にご理解いただけるようご説明いたします。</li> </ul>
〈ご訪問の時間帯等〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お客様へのご訪問や電話等によるご連絡につきましては、お客様のご都合に十分配慮いたします。お客様のご承諾がない場合には、早朝や深夜に保険販売等の行為はいたしません。</li> </ul>
適正な保険契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お客様のご加入に際しましては、保険契約者および被保険者の本人確認をさせていただきます。また、契約の締結の際には、被保険者ご本人によるご加入の同意をいただきます。</li> <li>●保険契約のお引受にあたりましては、お客様に告知義務があることを十分ご理解いただき、必ず当社所定の書面により正確な告知をいただきます。</li> </ul>
保険契約の締結後および保険事故発生時の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お客様のニーズの変化に応じた適切な保障とサービスを提供するために、適宜ご連絡をとらせていただき、お客様にご満足いただけるよう努めます。</li> <li>●お客様からのお申し出や、保険事故が発生した際には、的確かつ迅速に対応させていただきます。</li> <li>●保険金・給付金のお支払いの可否等につきましては、安易に断定的な判断の提供をいたしません。</li> </ul>
お客様に関する情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お客様の個人情報に関しましては、適法かつ適正な方法により、生命保険会社の業務の遂行上必要な範囲内においてのみ収集いたします。また、業務上知り得たお客様の個人情報につきましては、安全管理のための必要な措置を講じ、法令にしたがって厳正に管理いたします。</li> </ul>
社内体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法令等の遵守(コンプライアンス)のための社内規則として、『コンプライアンス・マニュアル』およびその他の規則を定めて、十分な研修等を行い、全社員にコンプライアンスの実践を徹底いたします。</li> <li>●保険商品の内容、保険契約上のお手続き等につきまして、十分な知識の習得のために研修等を実施し、お客様への正確かつ的確なご案内に努めます。</li> </ul>
ご相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当社の営業活動に関するお客様のご意見・ご相談につきましては、以下の窓口にてうけたまわり、適切な対応をさせていただきます。</li> </ul>

通話料  
無料

一般のお客さま

0120-37-2269

教職員専用

0120-37-9419

ご高齢のお客さま

0120-16-7895

お客様サービスチーム

〒108-8228 東京都港区港南1丁目2番70 品川シーズンテラス9F  
ジブラルタ生命保険株式会社

# Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

## 1 直近事業年度における事業の概況

当事業年度におけるわが国経済は、減速することとなりました。年度前半は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、4月上旬に緊急事態宣言が発令され、5月下旬の全面解除まで外出自粛要請などが行われた結果、4-6月期の実質GDPはGDP統計測定開始来、最大の落ち込みとなる前期比年率29.3%の下落となりました。その後は、政府の大型の財政政策が導入されたことや、経済活動が徐々に再開されたことから、景気は回復基調に転じました。しかし、年明け以降は、新型コロナウイルスの感染再拡大により、緊急事態宣言が再度発令されたことの影響から、景気は減速傾向となりました。

国内債券市場(10年国債利回り)は、前年度末よりも上昇しました。国内景気の先行き不透明感の強まりに加え、海外長期金利の低下の影響を受けて、4月には一時マイナス0.05%まで低下しました。その後、経済活動再開や政府による追加経済対策等による景気回復期待を背景に利回りは上昇に転じた後、おおむね0%から0.05%の範囲内で推移しました。年明け以降は、日本銀行の長期金利操作目標の変動幅拡大観測や海外長期金利の上昇の影響を受けて、利回りは上昇しました。10年国債金利は前年度末比0.115%高い0.120%で取引を終えました。

国内株式市場(日経平均株価)は、前年度末よりも上昇しました。年度前半は、経済活動の再開や世界的な金融緩和策の継続を背景に上昇基調で推移しました。年明け以降も、企業の好決算や米国の追加財政政策への期待から、日経平均は一時30年ぶりに30,000円台をつけるなど上昇しました。日経平均株価は、前年度末比10,261.79円上昇の29,178.80円で取引を終えました。

外国為替市場(ドル円相場)は、米連邦準備制度理事会が政策金利の引き下げや国債買い入れなどの金融緩和強化を実施したことに加え、金融緩和策の長期化を継続して示唆していたことなどを背景に、緩やかに円高ドル安が続きました。しかし、年明け以降は、米国の追加経済対策への期待を受けた米国長期金利の上昇に伴う日米金利差の拡大や米国の景気回復期待を背景にドル高基調へと転じました。ドル円レートは前年度末比1.88円円安水準の1ドル110.71円で取引を終えました。

こうした中、お客さまとご家族に更なる安心をお届けするために、2020年4月に「米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)」、2020年11月には「就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)」および「米国ドル建軽度介護保障付終身保険/米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)」を発売しました。

「米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)」は終身保障が備える一生涯の死亡保障・新生児や老後の生活資金準備ニーズの保障に加え、特定疾病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)により、所定のお支払事由に該当された場合に、特定疾病保険金を受け取ることができる仕組みとなっております。

「就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)」は遺されたご家族への経済的保障の提供に加え、所定の精神疾患を含む就労不能状態になられた場合には、被保険者自身の生活費や治療費を加味した経済的保障を十分に提供する仕組みとなっております。

「米国ドル建軽度介護保障付終身保険/米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)」は、一生涯の死亡保障に加え、軽度の介護状態(要介護1以上)の保障を米国ドル建でご準備いただける仕組みとなっております。

これらにより、被保険者ご本人や、ご家族により大きな安心をご提供することが可能となり、多くのお客さまにご好評いただいております。

お客様サービスの面では、お客さま本位の業務運営を念頭に、より一層のお客さまの保護・利便性向上に向けたサービスの拡充に取り組んでまいりました。

今期実施した主な内容は、以下の通りです。

● **オンライン対面による新契約・特約中途付加の取り扱い開始**  
2020年5月より、新型コロナウイルスの感染拡大により対面での手続きをご希望されないお客さまにも、必要な保障にご加入いただけるよう、新型コロナウイルスの感染拡大が終息するまでの一時的な対応として「オンライン対面による新契約・特約中途付加手続き」の取り扱いを開始いたしました。その後、新型コロナウイルスの影響の長期化により、ますます変化していくお客さまの価値観や生活様式に合わせ、今まで以上の顧客サービスを実現するべく、2020年8月より「オンライン対面による新契約および特約中途付加の取り扱い」を恒常的なサービスとして正式導入いたしました。これにより、新しい生活様式が始まり、対面でのコミュニケーションに関する考え方や価値観が変

わりつつある今、オンラインでも対面と同等のコンサルティングサービスを提供することができるようになりました。

### ● 住所変更手続きの促進

2020年5月より、お客さまが転居したのちも当社からの郵送物を確実にお届けするために、お客さまから当社に住所変更のお手続きをいただけるよう、日本郵便株式会社が提供している「住所変更案内サービス」(郵便局への転居届提出時に同意をされ、かつ当社の住所変更手続きが未了のお客さまに、住所変更手続きを促す通知を日本郵便株式会社からお送りするサービス)の活用を開始いたしました。本サービスにより、多数のお客さまに住所変更の手続きをいただいております。このサービスの活用により、当社から年に一度お客さまにお送りしている「ご契約内容のお知らせ」が送達せず不着となる件数が減少したことから、2021年2月にも再度住所変更手続きを促す通知をお客さまにお送りする同サービスを活用し、多数のお客さまに住所変更のお手続きをいただいております。

### ● 死亡保険金請求における除票の省略

2020年6月より、死亡保険金請求時の必要書類である被保険者除票(住民票または戸籍書類)の提出を省略する取り扱いを開始いたしました。これにより、死亡保険金請求の更なる利便性の向上を図りました。

### ● 各種保全手続きにおける公的書類コピーの取り扱い開始

2020年7月より、死亡保険金・入院等給付金・満期保険金・年金請求、その他各種手続き時に必要となる公的書類について、コピーでの提出を可とする取り扱いを開始いたしました。これにより、各種支払の請求・保全手続きの更なる利便性の向上を図りました。

### ● 高齢者・障がい者向けの音声サービスの導入

2020年9月より、毎年お客さまにお届けしている「ご契約内容のお知らせ」の封筒に、「音声コード(Uni-Voice)」を掲載しました。これにより、目のご不自由なお客さまに、通知の目的や内容・お問い合わせ先を音声でお知らせすることができるようになりました。

### ● 保険料控除申告書の記入サポート動画の導入

2020年9月より、生命保険料控除証明書に「給与所得者の保険料控除申請書」の記入方法が確認できる動画へリンクする二次元コードを印字いたしました。これにより、スマートフォンなどで二次元コードを読み取っていただくことで、お客さまの年末調整時の「給与所得者の保険料控除申請書」の記入をサポートすることができるようになりました。

### ● 第三者への受取人変更の取扱規定の変更

2020年10月より、受取人を被保険者の二親等以外の方に変更する場合、従来は対面での手続きを必須としていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により対面での手続きを望まないお客さまのニーズにお応えするため、受取人を六親等以内の親族へ変更するお申し出に対しては、対面での手続きに加えて、営業所・代理店からの郵送での手続きを可能とする規定変更を実施しました。

### ● 「ドリルダウン告知機能」と「自動査定機能」の導入

2020年11月より、ドリルダウン方式(「はい」などの回答を入力するとそれに続く質問や選択肢を順に表示)での告知入力とその情報に基づく自動査定結果の開示機能をペーパーレス申込システムに導入したことで、お客さまの告知に関する負担軽減と体況上の引受査定結果の即時開示化を図りました。あわせて告知書(書面対応用)についても質問項目の整理やレイアウト変更といった改訂を実施いたしました。

### ● スタービリティ・プログラムのアウトバウンド予約の改善

2020年12月より、スタービリティ・プログラム(新契約申込時において、契約者に対して商品内容やリスク等に関する理解度を本社から電話で確認する手続き)のアウトバウンド予約については、ペーパーレス申込システムと連動することで商談中に予約が可能となりました。また、ご希望時間帯についても2時間幅から30分幅での予約が受け付けられるようになり、お電話をお待ちいただくお客さまの負担を軽減し利便性向上を図りました。

### ● 簡易保全一括請求手続きの導入

2021年1月より、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により

### Ⅲ 直近事業年度における事業の概況

対面でのお手続きを望まないお客さまニーズにお応えするため、保険金受取人変更や通信先変更、ご家族登録制度申込みなどの主要な6種類の保手続きにおいて、複数の契約に対して、複数の手続きを一括して請求できる「簡易保全一括請求書」を導入しました。これにより、お客さまにとって記入箇所が少なく、分かり易い請求書フォームとなり、対面での説明なしに簡単に請求書を記入いただだけ、郵送での手続きだけでなく、対面で手続きされるお客さまも含め、利便性向上を図りました。

#### ●新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特別措置の実施

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さま、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられたお客さまに対し特別措置を実施しました。主な特別措置の内容は以下のとおりとなります。

- 契約者貸付利息の免除措置  
2020年3月から9月末までに契約者貸付をご利用された場合に、貸付利息を2020年12月末まで免除する特別措置を実施していましたが、さらに、2021年1月から3月末までに契約者貸付をご利用された場合も2021年7月末まで貸付利息を免除する追加措置を実施しました。  
また、特別措置により契約者貸付をご利用されたお客さまが利息免除期間終了後に貸付返済をする際の利便性向上を目的に、二次元コードでの返済口座案内サービスを2020年12月に導入しました。
- 保険料払込猶予期間の延長措置  
2020年3月より、契約を失効させないよう、契約者からの申出により、保険料払込猶予期間を2020年9月末まで6ヶ月延長する特別措置を実施していましたが、2020年6月には、猶予期間を2020年12月末まで3ヶ月延長する追加措置を実施し、さらに、2021年1月に新たに発令された緊急事態宣言を受けて、改めて全国のお客さまに対して保険料払込猶予期間を2021年7月末まで6ヶ月延長する取り扱いを行っております。

資産運用の面では、安定した収益を確実に得ることを目指した運用に取り組み、お客さまに対する長期的な責任をゆるぎないものにするよう努めております。当期は、資産負債総合管理をより一

層推進すると共に、国内外の公社債や為替リスクをヘッジした外貨建公社債等、信用度の高い債券を中心に運用を行いました。

当期末における保有契約高は、個人保険および個人年金保険が36兆9,325億円(前期末36兆8,066億円)となっており、前期末に比べ1,258億円増加しました。主な内訳は、増加が新契約2兆6,541億円(前期3兆1,546億円)、更新1,082億円(前期992億円)、一方、減少が満期契約8,215億円(前期8,138億円)、解約・失効1兆5,787億円(前期1兆8,544億円)、減額4,777億円(前期5,005億円)であります。なお、団体保険の当期末保有契約高は1兆2,506億円(前期末1兆5,359億円)となっております。

収支面においては、保険料等収入8,928億円、資産運用収益6,439億円に対して、主な費用は保険金等支払金9,504億円、責任準備金等繰入額1,275億円、資産運用費用472億円、事業費1,856億円でした。この結果、当期純利益は1,291億円となり、また、当期末総資産は11兆6,232億円となりました。

責任準備金については、当期末残高は10兆5,690億円(前期末10兆4,414億円)となりました。内訳は、個人保険および個人年金保険が8兆2,288億円(前期末8兆1,151億円)、団体保険97億円(前期末96億円)、団体年金保険1,786億円(前期末1,869億円)、その他の保険と危険準備金で2兆1,517億円(前期末2兆1,296億円)となっております。その他の保険のうち、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社からの再保険の責任準備金は1兆9,804億円、またプルデンシャル生命保険株式会社からの再保険の責任準備金は336億円となっております。

ソルベンシー・マージン比率は当期末839.1%(前期末802.4%)となっております。また、基礎利益は1,111億円と、前期の1,278億円より減少しました。

当社は、高品質なコンサルティングサービスを通じて真に役立つ保険商品をお届けし、誠実に生命保険サービスを提供し続けることで、「お客さまから最も信頼され、社会、コミュニティから最も称賛される生命保険会社」を目指してまいります。そのためにも、お客さまからの信頼をより確かなものとすべく、社員への倫理・コンプライアンス教育の徹底を行い、より適切な業務運営に向けて、コンプライアンス推進のための取り組みを実効性を持って継続してまいります。

## 2 契約者懇談会開催の概況

当期の開催はありません。

## 3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例

### 〈お客さまからのご相談、お申し出への対応〉

コールセンターへのご相談、電話での貸付、その他各種お申し出につきまして、迅速かつ誠意をもって対応させていただいております。また、コールセンターの他、全国の営業店舗(営業所・支社等)でもお客さまからのご相談、お申し出を承っております。

▶ 2020年度受付のご相談、お申し出件数	1,028,284件	うち、コールセンターへのお申し出件数	624,880件
		営業店舗・本社へのお申し出件数	403,404件

### ▶ コールセンターへのご相談、お申し出内容と件数

項目	件数	占率
ご契約後のお手続き等に関して (解約、貸付、契約内容変更等)	297,349	47.6%
保険料のお払い込み等に関して (保険料収納、控除証明等)	116,995	18.7%
保険金・給付金のお手続き等に関して (入院・手術給付金手続、死亡給付金手続、満期年金請求手続等)	153,555	24.6%
保険契約へのご加入等に関して	13,455	2.1%
その他 (契約現状照会、店舗照会、特別配当等)	43,526	7.0%
合計	624,880	100.0%

\*「お客さまから寄せられたご不満の声」につきましては25ページを、「お客さまの声をふまえて、2020年度に改善を行った事例」につきましては26ページをご覧ください。

## 4 ご契約者に対する情報提供

### 1 企業・経営に関する情報提供

(2021年3月末現在)

名称	内容	発行
「ジブラルタ生命の現状」	保険業法第111条に基づくディスクロージャー資料です。いつでもお客さまが閲覧できるように本社および全国の営業店舗に備えています。	年1回
ご契約者さま情報誌 「Partner for Life」	決算やサービス等の情報や、お手上でお客さまからよくいただくご質問をQ&Aで掲載しています。	年1回
決算報告及び 上半期報告ダイジェストチラシ	半期毎に主要な業績指標を掲載したチラシを作成し、当社の経営内容をお知らせしています。	半期に1回
会社案内 「Corporate Profile」	当社やプルデンシャル・ファイナンシャルに関する情報を掲載しています。	随時
社会貢献活動パンフレット	当社の社会貢献活動を紹介しています。	年1回

### 2 ご契約に関する情報提供

ご契約に際して生命保険の設計に関する資料提供はもちろんのこと、お申し込みをいただくまでの間に「ご契約のしおり・約款」「契約概要」「重要事項説明書」等の諸情報を手交・説明し、その上で「意向確認書」においてご意向に沿った保険への申し込みであるかの確認をさせていただいています。また、ご契約期間中においては、ご加入内容を記載した「ご契約内容のお知らせ※」を送付しています。

給付金、保険金のご請求時には「保険金・給付金のご請求等のご案内」をお渡ししています。冊子にはお手続き方法のご案内のほか、ご注意事項や「お支払いする場合」「お支払いできない場合」の具体的な事例を分かりやすく解説しています。

ご契約後は、ご加入の契約内容（保障内容、配当金情報等）をご確認いただくために「ご契約内容のお知らせ※」を年に1回お届けしています。

※保険種類により、送付されない場合もあります。

### 3 お電話での情報・サービスの提供

コールセンターでは、ご契約内容のご照会をはじめ、各種手続きなどのご質問・ご依頼に対し、迅速にご対応させていただいています。また、お客さまとの通話内容・履歴をデータベース化していますので、どのオペレーターがお電話を受けても、前回の会話の続きがスムーズにできます。

### 4 ホームページでの情報・サービスの提供

当社の最新情報をはじめ、新商品のご紹介、そして給付金・保険金のお手続きに関するご案内などを掲載しています。

ご契約者さまに、あらかじめMyページにご登録いただくことで、ご契約内容の確認や各種手続きが簡便に行うことができます。

## 5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

52～55ページをご覧ください。

## 6 営業社員、代理店の教育・研修の概略

36、37ページをご覧ください。

## 7 平均給与(営業社員)

(単位:千円)

区分	2019年度	2020年度
営業社員	454	490

(注)平均給与は、ライフプラン・コンサルタントの年間支払額(業績継続ボーナス、月払継続手当を含む)の月平均です。

## 8 新規開発商品の状況

当社では、各チャネルビジネスの方向性やお客さまの特性に合わせ、死亡保障分野、資産形成分野、医療保障分野、年金保障(リタイアメント保障)分野、介護保障分野など、各分野の商品を市場に提供してまいりました。

2020年度においても、さまざまなマーケットや幅広い年齢層のニーズに合わせた商品を発売し、多くのお客さまから評価をいただいております。

商品等	販売開始時期	主な内容
米国ドル建特定疾病保障終身保険 (低解約返戻金型)	2020年4月	一生涯の死亡保障に加え、特定疾病に対する保障も準備できる「米国ドル建」の保険です。また、低解約返戻金型のため保険料が割安です。
就労不能障害介護保障型家族収入保険 (無解約返戻金型)	2020年11月	死亡・高度障害状態だけでなく、所定の障害状態または要介護状態になられた場合に、保険期間満了まで毎月決まった年金を受け取れる保険です。また、精神疾患を原因とした所定の障害状態になられた場合にも一時金を受け取れます。
米国ドル建軽度介護保障付終身保険/ 米国ドル建軽度介護保障付終身保険 (低解約返戻金型)	2020年11月	一生涯の死亡保障に加え、軽度の介護保障も準備できる「米国ドル建」の保険です。また、米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)は低解約返戻金型のため保険料が割安です。
米国ドル建認知症保障終身特約 (無解約返戻金型)	2021年4月	「認知症」に加えて「軽度認知障害(MCI)」にも備えることができる「米国ドル建」の特約です。

## 9 主な保険商品一覧

▶主契約 記載の保険商品はすべて無配当です。

(2021年4月1日現在)

保険種類	ご契約の目的	販売名称
定期保険	必要な期間、万一の場合の保障を希望される方に。	平準定期保険
	毎月決まった年金でご家族の生活保障をお考えの方に。	高度障害療養加算型家族収入保険 (保険料払込中無解約返戻金型)
	さまざまな理由で働けなくなったときの、ご自身やご家族の生活保障を希望される方に。	就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)
終身保険	一生涯の死亡保障を希望される方に。 一生涯にわたる死亡保障とキャッシュバリュー、バランスのとれた保険です。	終身保険
	一生涯にわたる死亡保障に加え、介護保障を希望される方に。	介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
	一生涯にわたる死亡保障とキャッシュバリューを「米国ドル」で確保されたい方に。	米国ドル建終身保険
	一生涯にわたる死亡保障を「米国ドル」で確保されたい方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)
	「米国ドル」による一生涯の死亡保障や介護に対する保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
	「米国ドル」による一生涯の死亡保障や要介護1からの介護保障を希望される方に。 基本プランと低解約返戻金プランからお選びいただけます。	米国ドル建軽度介護保障付終身保険/ 米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
	お子さまの教育資金準備のため、「米国ドル」による一生涯の死亡保障とキャッシュバリューの確保とともに、生存給付金のお受取りを希望される方に。	ドリーム・ゲート <生存給付金特則付米国ドル建終身保険>
	「米国ドル」による一生涯の死亡保障とキャッシュバリューの確保とともに、生存給付金のお受取りを希望される方に。	どるフィン <生存給付金特則付米国ドル建終身保険>
選択した「通貨」で運用、資産形成をしながら、一生涯の死亡保障を確保されたい方に。	積立利率更改型一時払終身保険	
養老保険	死亡保障と資金準備を希望される方に。 死亡保障と資金づくりを兼ね備えた保険です。(事業保険)	養老保険
	老後資金準備と一定期間の死亡保障を「米国ドル」で確保されたい方に。	米国ドル建リタイアメント・インカム <米国ドル建年金支払型特殊養老保険>
	5年という短期間のお払込みで、資産形成と一定期間の死亡保障を「米国ドル」で確保されたい方に。	米国ドル建リタイアメント・インカム(保険料払込期間5年) <米国ドル建年金支払型特殊養老保険>
	将来のための資産形成と一定期間の死亡保障を「米国ドル」で確保されたい方に。	米国ドル建養老保険
疾病・医療保険	医療全般の保障を希望される方に。	医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)
	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に対する一生涯の保障を希望される方に。	低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険
	「米国ドル」による三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に対する一生涯の保障を希望される方に。	米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)

※各保険種類の保障内容等の詳細につきましては、パンフレット、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
※販売チャネルによりお取扱していない商品があります。

▶特約 記載の保険商品はすべて無配当です。

(2021年4月1日現在)

特約名	ご契約の目的	保険金・給付金等の名称
平準定期保険特約	必要な期間、万一の場合の保障を希望される方に。	特約死亡保険金 特約高度障害保険金
無解約返戻金型 平準定期保険特約	解約返戻金をなくし保険料のご負担を軽減しました。必要な期間、万一の場合の保障を希望される方に。	
高度障害療養加算型家族収入特約 (保険料払込中無解約返戻金型)	毎月決まった年金でご家族の生活保障をお考えの方に。	特約家族年金 特約高度障害年金 特約高度障害療養加算年金
災害死亡給付特約	不慮の事故による死亡保障を希望される方に。	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
傷害特約	不慮の事故による死亡保障を充実させたい、不慮の事故により身体に障害を生じた場合に給付金のお受取りを希望される方に。	災害死亡保険金 障害給付金
5大生活習慣病特約(14)	5大生活習慣病(がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)で入院・手術・放射線治療を受けた場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	5大生活習慣病入院給付金 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金
女性疾病入院特約(14)	女性特有の疾病やがんで入院した場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	女性疾病入院給付金
がん診断一時金特約(14)	がんと診断確定されたときなどに、一時金のお受取りを希望される方に。	がん診断一時金 上皮内がん診断一時金
先進医療特約	不慮の事故または疾病により、先進医療による療養を受けた場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	先進医療給付金
特定損傷特約	不慮の事故による骨折・関節脱臼または腱の断裂で治療を受けた場合に、給付金のお受取りを希望される方に。	特定損傷給付金
特定疾病保障定期保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、保険金のお受取りを希望される方に。(一定期間を保障)	特約特定疾病保険金 特約死亡保険金 特約高度障害保険金
低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、保険金のお受取りを希望される方に。(一生涯を保障)	
米国ドル建特定疾病保障 終身保険特約(低解約返戻金型)	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、保険金のお受取りを希望される方に。米国ドル建の特約です。(一生涯を保障)	
米国ドル建認知症保障終身特約 (無解約返戻金型)	認知症や軽度認知障害(MCI)の保障を希望される方に。米国ドル建の特約です。	認知症保険金 軽度認知障害保険金
疾病障害による 保険料払込免除特約	疾病により身体に障害を生じた場合に、保険料の払込免除を希望される方に。	—
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断される場合、生きていた間に保険金のお受取りを希望される方に。	特約保険金
介護前払特約	要介護状態になられた場合(公的介護保険制度の「要介護4」または「要介護5」と認定された場合)に、死亡保険金を介護年金として受取りたいという方に。	介護年金
介護前払特約 (介護保険金支払後給付型)	要介護状態になられた場合(主契約の介護保険金支払後かつ、公的介護保険制度の「要介護4」または「要介護5」と認定された場合)に、死亡保険金を介護年金として受取りたいという方に。	
特定疾病収入特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられた場合に、一定期間年金のお受取りを希望される方に。	特約特定疾病年金
介護収入特約	所定の要介護状態になられた場合(公的介護保険制度の「要介護2」以上の状態に該当していると認定された場合等)に、一定期間年金のお受取りを希望される方に。	特約介護年金

※各特約の給付内容等の詳細につきましては、パンフレット、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※販売チャネルによりお取り扱いしていない商品があります。

## ご契約に際してご留意いただきたいことがら

保険約款の重要なことごらの一部をご説明しておりますので、ぜひご一読くださるようお願いいたします。  
 なお、詳しくは保険契約のお申込み前にお渡しする“ご契約のしおり・約款”をご覧ください。

### お申込みの撤回または解除 (クローリング・オフ制度)について

- お申込みまたは保険契約者(以下、「お申込者等」といいます。)は、ご契約の「お申込日」または「クローリング・オフ制度に関する記載のある書面(注意喚起情報)を受取ったことを確認した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
- お申込みの撤回等の方法としては、書面を当社に直接ご持参いただくか、もしくは郵便(はがき・手紙)によりご送付ください(10日以内の消印まで有効)。この場合、書面には「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、下記事項をご記入ください。
  - ・お申込者等の氏名(自署)
  - ・住所
  - ・電話番号
  - ・第1回保険料相当額
 ※お申込者等が法人の場合、申込書と同一印の押印も必要です。
- お申込みの撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお申込みいただいた金額をお返しします。
- つぎの場合には、クローリング・オフのお取扱いをしません。
  - ①当社の指定した医師の診査を受けられた場合
  - ②債務履行の担保のための保険契約である場合
  - ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合
 ※保険種類によって、お取扱いが異なる場合があります。

### 告知について

#### 告知義務とは

保険契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

#### 告知の方法

ご健康状態や職業については、ありのままお伝えください。

- 診査を行うご契約の場合(診査医扱)
 

当社指定の医師が、被保険者の過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)等についておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行わないご契約の場合(診査医扱以外)
 

告知書に保険契約者または被保険者自身のありのままを記入もしくは入力ください。

※告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

#### 傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
  1. 無条件でご契約をお引受けさせていただきます
  2. 特別な条件付(保険料の割増、保険金・給付金の削減、特定部位・特定疾病不担保、特定障害の不担保)のうえでご契約をお引受けさせていただきます
  3. 今回のご契約はお断りさせていただきます

#### 告知義務違反について

- もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。
- 告知いただくことごらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活日・復旧日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として

ご契約または特約を解除することがあります。

- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。
- 責任開始日(復活日・復旧日)から2年を経過していても、保険金や給付金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、
  - ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
  - ・また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

### 免責について

免責事由に該当する場合には、支払事由に該当しても保険金等のお支払いはできません。

- 例えば、死亡保険金の免責事由について
  - つぎの場合には、死亡保険金のお支払いはできません。
- 責任開始日(最後の復活日・復旧日)から2年以内に被保険者が自殺したとき
- 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

### 解約について

生命保険では払込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられています。それらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、特にご契約後、しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金の支払いや、販売、診査、保険証券の作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです。また、解約返戻金の額は、契約年齢、保険期間、経過年数等によって異なります。

### 保険料のお払込みが困難になったとき

保険料のお払込みが困難になったときでも、ご契約を続ける方法があります。

- 一時的に保険料の都合がつかないとき
  - ➔保険料の自動振替貸付
 

保険料のお払込みのないまま払込猶予期間が過ぎた場合、ご契約に当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは当社が自動的に保険料をお立替えます。
- 途中から保険料を支払わずにご契約を有効に続けたいとき
  - ➔払済保険への変更
 

保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、原則、元のご契約と同じ保険期間の保険に変更します。払済後の保険金額は一般に小さくなります。また、付加されていた各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。

→延長定期保険への変更

保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、元のご契約と死亡保険金額が同額である定期保険に変更します。保険金額は変わりませんが、保険期間は短くなる場合があります。また、付加されていた各種特約は所定の要件を満たしたものを除き消滅します。

■保険料の負担を軽くしたいとき

→保険金額等の減額

保険金額等を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。

※保険種類によっては上記のお取扱いができないことがありますのでご注意ください。

**現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込みをされる場合について**

■現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- ・解約または減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料（減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料）の合

計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約または減額されたときの解約返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。

- ・ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

■新たな保険契約につきましては、つぎのお取扱いとなることがありますのでご注意ください。

- ・お申込みの際に、被保険者の健康状態などによってはご契約をお断りする場合があります。
- ・新たな保険契約の責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金・給付金等をお支払いしません。
- ・新たな保険契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、主契約または各特約に定める保険金または給付金等のお支払事由には該当しません（ただし、普通死亡保険金を除きます。）。
- ・新たな保険契約の告知をいただく際、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金等が支払われない場合があります。

●デメリット情報の提供

「告知義務違反」「免責」および「解約」等のいわゆる「デメリット情報」については、ライフプラン・コンサルタントが必ず説明を行います。また、「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」にも明示しております。

## 10 情報システムに関する状況

### 情報システムの概況

お客さまのご契約を管理するシステムを中心に、営業社員（ライフプラン・コンサルタント）がお客さまにさまざまな提案を行うための支援や迅速に契約情報を検索するためのシステム、インターネット・サービス、コールセンター、経理・財務管理等、さまざまなシステムを開発・運用しております。当社の情報システムの主要な機器は、高度な安全性、セキュリティ機能を有するプルデンシャル・グループのデータセンターに設置され、万一の災害に備えたバックアップセンターも設置しております。

情報セキュリティにつきましては不正なアクセスの防止や個人情報漏洩防止のため、強固なファイアウォールの導入、IDやアクセス権限の統合管理、モニタリングの実施等、さまざまな施策をとっております。そして内外の監査を定期的に受けることにより、それらの設定や運用が適正に行われていることを常に確認できるように態勢を整えております。また、自習システム（eラーニング・システム）を導入し、情報セキュリティに関する社員の知識、意識向上のためのカリキュラムを組み、定期的な教育を実施しております。

### 2020年度の取り組み

■新しい生活様式に対応したお客さまへのサービスの拡大

当社では、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、オンラインによるサービスの向上・充実を図っております。

2020年度は、ビデオ通話を活用したオンライン対面によるコンサルティングサービスを導入しました。

これに伴い、ライフプラン・コンサルタントを含む全社員の在宅業務環境を拡大しました。ノートパソコンの緊急配布、Web会議（Teams）の展開などを行い、緊急事態宣言下においてもお客さまへのサービスの継続が可能になりました。

また、ご契約お申し込み時の引受査定自動化や、お申し込み後の各種お手続きのペーパーレス化を実施しました。同時に、新契約ペーパーレス申込をオンラインで行えるようにしました。これにより申込書・告知書記入負担を削減し、お客さまの利便性を向上しました。

この他、従来のインターネットサービスを拡充し、お客さまと担当のライフプラン・コンサルタントがスマートフォン等を用いて連絡ができるお客さま向けサービス（Myページ）の導入を進めております。また、保全業務における情報の一元化を行い、お客さまに一貫性のあるサービスが提供できるようシステム刷新を行ってまいります。

■コストトランスフォーメーションの促進

当社では、コストの最適化を図り、成長・重要分野への投資を進めてまいります。

2020年度は、外部サービスを利用していた年金管理システムの当社環境への移植や、営業管理システムの旧技術から新技

術への置き換えが完了しました。引き続き、蓄積した古い資産を最新のシステム環境や機器に置き換えることで、費用圧縮を実現します。

加えて、コスト削減の一環として、積極的なクラウド活用を推進してまいります。

今後は、情報利活用基盤を構築し、データサイエンティストによる機動的なデータ分析が可能になり、ライフプラン・コンサルタントの価値向上や、経営判断のための分析高度化を実現いたします。

事務効率化については、RPA(Robotic Process Automation)を全支社まで展開し、大幅な業務時間削減を実現しました。また、VR(Virtual Reality)を用いた営業所自主監査トレーニングのパイロットを実施する等、今後も最新技術を積極的に活用し、業務の最適化を進めてまいります。

■プルデンシャル・グループとしてのシステム運用体制

当社はプルデンシャル・グループとして、情報システム資源の共有化を図り、システム運用強化・運用コストの削減、共通の技術基盤導入、及びセキュリティーポリシーの適用などを目的としてプルデンシャル・グループの共同システム運用会社に対し、システム運用を委託しております。また、運用委託先のモニタリングを強化することで、システム運用のサービスレベルを向上させ、より質の高い、安定したサービスをお客さまに提供できるよう努めております。

## 11 公共福祉活動、厚生事業活動の概況

34, 35ページをご覧ください。

# IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	1,493,134	1,556,923	1,672,592	1,544,938	1,546,247
経常利益	129,250	145,472	228,696	109,312	203,570
基礎利益	124,969	148,718	134,948	127,850	111,156
当期純利益	59,730	82,343	136,685	58,373	129,171
資本金の額及び発行済株式の総数	75,500 (2,101千株)	75,500 (2,101千株)	75,500 (2,101千株)	75,500 (2,101千株)	75,500 (2,101千株)
総資産	11,373,343	11,425,524	11,662,953	11,319,157	11,623,280
うち特別勘定資産	13,720	13,461	12,756	10,976	10,515
責任準備金残高	10,424,520	10,514,271	10,665,038	10,441,446	10,569,003
貸付金残高	993,843	1,120,934	1,315,143	1,392,561	1,419,366
有価証券残高	9,798,837	9,698,579	9,749,104	9,288,842	9,573,016
ソルベンシー・マージン比率	870.9%	889.1%	852.6%	802.4%	839.1%
従業員数	13,431	12,786	12,731	12,137	12,228
保有契約高	38,729,325	38,357,618	39,132,737	38,342,591	38,183,193
個人保険	33,598,492	33,985,905	35,178,137	35,138,817	35,270,932
個人年金保険	2,355,017	2,097,770	1,923,376	1,667,840	1,661,576
団体保険	2,775,815	2,273,941	2,031,222	1,535,933	1,250,684
団体年金保険保有契約高	209,534	202,639	194,897	186,956	178,669

(注) 1. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

# V 財産の状況

## 1 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	2019年度 (2020年3月31日現在)		2020年度 (2021年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比
<b>(資産の部)</b>				
現金及び預貯金	225,092	2.0	234,136	2.0
現金	0		—	
預貯金	225,092		234,136	
買入金銭債権	17,919	0.2	14,944	0.1
有価証券	9,288,842	82.1	9,573,016	82.4
国債	3,734,965		3,669,198	
地方債	70,760		67,890	
社債	694,438		617,687	
株式	110,966		135,915	
外国証券	4,616,099		5,013,347	
その他の証券	61,611		68,976	
貸付金	1,392,561	12.3	1,419,366	12.2
保険約款貸付	84,934		84,809	
一般貸付	1,307,627		1,334,557	
有形固定資産	52,796	0.5	50,925	0.4
土地	29,577		28,732	
建物	19,270		18,431	
リース資産	1,853		1,788	
建設仮勘定	1		—	
その他の有形固定資産	2,093		1,973	
無形固定資産	80,618	0.7	76,913	0.7
ソフトウェア	9,656		12,139	
のれん	68,067		61,879	
その他の無形固定資産	2,895		2,895	
再保険貸	19,436	0.2	26,309	0.2
その他資産	119,266	1.1	132,887	1.1
未収金	41,849		44,193	
前払費用	4,797		5,272	
未収収益	50,193		49,750	
預託金	4,100		4,229	
金融派生商品	17,103		10,597	
金融商品等差入担保金	—		8,247	
仮払金	1,146		9,643	
その他の資産	76		953	
前払年金費用	1,812	0.0	1,789	0.0
繰延税金資産	121,726	1.1	94,235	0.8
貸倒引当金	△916	△0.0	△1,243	△0.0
資産の部合計	11,319,157	100.0	11,623,280	100.0

科目	2019年度 (2020年3月31日現在)		2020年度 (2021年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比
<b>(負債の部)</b>				
保険契約準備金	10,528,236	93.0	10,651,140	91.6
支払準備金	56,725		53,646	
責任準備金	10,441,446		10,569,003	
契約者配当準備金	30,064		28,489	
再保険借	37,274	0.3	46,494	0.4
その他負債	172,175	1.5	221,143	1.9
借入金	6,355		6,355	
未払法人税等	22,547		16,397	
未払金	48,257		73,575	
未払費用	21,329		20,736	
前受収益	464		444	
預り金	1,645		1,731	
預り保証金	1,727		1,567	
金融派生商品	60,216		92,831	
金融商品等受入担保金	4,345		2,547	
リース債務	1,881		1,815	
資産除去債務	1,391		1,431	
仮受金	2,013		1,708	
退職給付引当金	62,000	0.5	62,483	0.5
役員退職慰労引当金	339	0.0	379	0.0
特別法上の準備金	200,040	1.8	206,863	1.8
価格変動準備金	200,040		206,863	
負債の部合計	11,000,067	97.2	11,188,505	96.3
<b>(純資産の部)</b>				
資本金	75,500	0.7	75,500	0.6
資本剰余金	35,429	0.3	35,429	0.3
資本準備金	35,429		35,429	
利益剰余金	134,082	1.2	205,254	1.8
利益準備金	40,070		40,070	
その他利益剰余金	94,011		165,183	
繰越利益剰余金	94,011		165,183	
株主資本合計	245,011	2.2	316,183	2.7
その他有価証券評価差額金	75,956	0.7	140,214	1.2
繰延ヘッジ損益	△1,877	△0.0	△21,623	△0.2
評価・換算差額等合計	74,078	0.7	118,591	1.0
純資産の部合計	319,090	2.8	434,774	3.7
負債及び純資産の部合計	11,319,157	100.0	11,623,280	100.0

## 2 損益計算書

(単位：百万円、%)

科目	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
経常収益	1,544,938	100.0	1,546,247	100.0
保険料等収入	957,126		892,802	
保険料	914,373		835,932	
再保険収入	42,753		56,870	
資産運用収益	357,009		643,981	
利息及び配当金等収入	311,481		299,101	
預貯金利息	656		100	
有価証券利息・配当金	256,131		245,736	
貸付金利息	48,791		47,683	
不動産賃貸料	5,297		5,218	
その他利息配当金	605		362	
売買目的有価証券運用益	—		6,003	
有価証券売却益	36,820		19,493	
有価証券償還益	1,418		4,115	
為替差益	—		310,145	
その他運用収益	7,289		3,211	
特別勘定資産運用益	—		1,910	
その他経常収益	230,803		9,463	
年金特約取扱受入金	2,632		3,015	
保険金据置受入金	2,036		2,249	
支払備金戻入額	1,084		3,078	
責任準備金戻入額	223,592		—	
退職給付引当金戻入額	81		—	
役員退職慰労引当金戻入額	5		—	
その他の経常収益	1,370		1,120	
経常費用	1,435,625	92.9	1,342,677	86.8
保険金等支払金	934,140		950,494	
保険金	167,872		160,074	
年金	76,827		75,291	
給付金	164,258		150,704	
解約返戻金	226,257		223,593	
再保険払戻金	55,540		48,499	
その他返戻金	4,813		6,177	
再保険料	238,570		286,153	
責任準備金等繰入額	1		127,558	
責任準備金繰入額	—		127,557	
契約者配当金積立利息繰入額	1		1	
資産運用費用	280,825		47,241	
支払利息	193		179	
売買目的有価証券運用損	1,420		—	
有価証券売却損	1,095		25,792	
有価証券評価損	10,271		1,884	
有価証券償還損	365		792	
金融派生商品費用	13,735		15,460	
為替差損	250,590		—	
貸倒引当金繰入額	50		343	
貸付金償却	0		0	
賃貸用不動産等減価償却費	675		705	
その他運用費用	1,973		2,082	
特別勘定資産運用損	454		—	
事業費	189,024		185,631	
その他経常費用	31,634		31,751	
保険金据置支払金	3,418		2,907	
税金	11,971		12,124	
減価償却費	4,243		4,639	
退職給付引当金繰入額	—		506	
役員退職慰労引当金繰入額	—		39	
その他の経常費用	12,000		11,533	
経常利益	109,312	7.1	203,570	13.2

科目	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
特別利益	6	0.0	2,641	0.2
固定資産等処分益	6		2,641	
特別損失	6,923	0.4	7,263	0.5
固定資産等処分損	473		439	
減損損失	24		1	
価格変動準備金繰入額	6,426		6,823	
契約者配当準備金繰入額	17,399	1.1	17,704	1.1
税引前当期純利益	84,995	5.5	181,243	11.7
法人税及び住民税	51,752	3.3	41,260	2.7
法人税等調整額	△25,130	△1.6	10,811	0.7
法人税等合計	26,622	1.7	52,072	3.4
当期純利益	58,373	3.8	129,171	8.4

### 3 キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、単体ベースのキャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。  
連結キャッシュ・フロー計算書は104ページをご覧ください。

### 4 株主資本等変動計算書

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	75,500	35,429	35,429	40,070	172,321	212,392	323,321	102,327	4,104	106,431	429,753
当期変動額											
剰余金の配当					△136,683	△136,683	△136,683				△136,683
当期純利益					58,373	58,373	58,373				58,373
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								△26,371	△5,981	△32,353	△32,353
当期変動額合計	-	-	-	-	△78,309	△78,309	△78,309	△26,371	△5,981	△32,353	△110,662
当期末残高	75,500	35,429	35,429	40,070	94,011	134,082	245,011	75,956	△1,877	74,078	319,090

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当期首残高	75,500	35,429	35,429	40,070	94,011	134,082	245,011	75,956	△1,877	74,078	319,090
当期変動額											
剰余金の配当					△57,999	△57,999	△57,999				△57,999
当期純利益					129,171	129,171	129,171				129,171
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								64,258	△19,746	44,512	44,512
当期変動額合計	-	-	-	-	71,171	71,171	71,171	64,258	△19,746	44,512	115,684
当期末残高	75,500	35,429	35,429	40,070	165,183	205,254	316,183	140,214	△21,623	118,591	434,774

## V 財産の状況

### 重要な会計方針

#### 2019年度

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
  - ・有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
  - ・リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は2百万円であります。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。  
ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、前払年金費用を計上しております。  
退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりです。
 

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌年から5年
過去勤務費用の処理年数	5年

#### 2020年度

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
  - ・有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
  - ・リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は2百万円であります。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。  
ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、前払年金費用を計上しております。  
退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりです。
 

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌年から5年
過去勤務費用の処理年数	5年

## 2019年度

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、およびキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。  
ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。  
また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。  
ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にブルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。  
①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）  
②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式  
なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を27,270百万円積み立てております。
12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
13. のれんは、20年以内での均等償却を行っております。

## 2020年度

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、及びキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。  
ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。  
また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。  
ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にブルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、責任準備金を積み立てております。  
責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。  
①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）  
②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式  
保険業法施行規則第69条第5項に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を22,706百万円積み立てております。  
責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。  
なお、責任準備金は、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。
12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
13. のれんは、20年以内での均等償却を行っております。
14. 保険料は、次のとおり計上しております。  
初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。  
また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。  
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

## V 財産の状況

### 2019年度

--

### 2020年度

15. 保険金等支払金（再保険払戻金、再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
- なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

## 会計上の見積りに関する事項

### 2019年度

--

### 2020年度

1. 責任準備金
- (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額  
10,569,003百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報
- ① 算出方法  
責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、金融庁に認可を受けた算出方法書により積み立てております。  
また、算出方法書の主要な仮定に基づく将来の見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上しております。
- ② 主要な仮定  
将来発生が予測される債務の算出においては、予定死亡率、予定事業費率、予定利率、予定契約脱退率、予定罹患率等の基礎率や市場金利等を主要な仮定として用いております。基礎率は過去の統計データや法令等によって決定され、その内容は金融庁の認可を受け又は金融庁への届出を行っております。
- ③ 翌事業年度の影響  
保険数理計算に使用した基礎率は当事業年度末時点で合理的であると考えておりますが、発生率等の予期せぬ変動が見込まれ、責任準備金の積立水準が不十分と判断される場合には、責任準備金の必要額に影響を及ぼす可能性があります。また、市場環境の変化等により責任準備金の必要額が増減する可能性があります。

## 表示方法の変更

### 2019年度

--

### 2020年度

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記におきましては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

## 注記事項 貸借対照表関係

2019年度  
(2020年3月31日現在)

- 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は527百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。  
貸付金のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は522百万円であります。  
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額2百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。  
貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。  
貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸付金の元本の期末残高の総額は8,804百万円であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額は26,820百万円です。
- 特別勘定の資産の額は10,976百万円です。  
なお、負債の額も同額です。
- 関係会社に対する金銭債権の総額は78,873百万円、金銭債務の総額は57,978百万円です。
- 繰延税金資産の総額は173,417百万円、繰延税金負債の総額は49,417百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は2,273百万円です。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金68,501百万円、価格変動準備金55,911百万円、退職給付引当金17,424百万円、貸倒引当金256百万円です。  
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額39,229百万円です。
- 当年度における法定実効税率は27.95%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異2.30%です。
- 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。

当期首現在高	33,726百万円
当期契約者配当金支払額	21,063百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	17,399百万円
当期末現在高	30,064百万円
- 関係会社の株式は16,909百万円、出資金は26,477百万円です。
- 担保に供されている資産の額は、有価証券28,208百万円です。  
また、担保付き債務の額は8,804百万円であり、その全額が、参加者に売却したものとして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額です。

2020年度  
(2021年3月31日現在)

- 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は506百万円です。なお、それぞれの内訳は以下のとおりです。  
貸付金のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は501百万円です。  
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額2百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。  
貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。  
貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
- ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸付金の元本の期末残高の総額は6,733百万円です。
- 有形固定資産の減価償却累計額は27,979百万円です。
- 特別勘定の資産の額は10,515百万円です。  
なお、負債の額も同額です。
- 関係会社に対する金銭債権の総額は46,677百万円、金銭債務の総額は49,099百万円です。
- 繰延税金資産の総額は156,291百万円、繰延税金負債の総額は60,819百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,236百万円です。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金57,818百万円、保険契約準備金57,092百万円、退職給付引当金17,570百万円、貸倒引当金348百万円です。  
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額52,201百万円です。
- 当年度における法定実効税率は27.95%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異1.00%です。
- 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。

当期首現在高	30,064百万円
当期契約者配当金支払額	19,280百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	17,704百万円
当期末現在高	28,489百万円
- 関係会社の株式は16,909百万円、出資金は26,448百万円です。
- 担保に供されている資産の額は、有価証券31,980百万円です。  
また、担保付き債務の額は6,733百万円であり、その全額が、参加者に売却したものとして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額です。

## V 財産の状況

### 2019年度 (2020年3月31日現在)

11. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は3,225百万円です。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は556,407百万円です。これらの金額はそれぞれ支払備金及び責任準備金には積み立てておりません。
12. 1株当たりの純資産額は151,874円19銭であります。
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約付借入金6,355百万円を計上しております。
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は18,934百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は6,976,451百万円、時価は8,190,333百万円です。  
責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）②円建年金ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）③米ドル建保険ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）④米ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）⑤豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）をそれぞれ小区分としております。  
各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。  
当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。この結果、従来と比べて有価証券が582百万円、その他有価証券評価差額金が419百万円減少し、繰延税金資産が162百万円増加しております。
16. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券17,919百万円です。
17. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

### 2020年度 (2021年3月31日現在)

11. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は5,954百万円です。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は840,719百万円です。これらの金額はそれぞれ支払備金及び責任準備金には積み立てておりません。
12. 1株当たりの純資産額は206,936円43銭です。
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された永久劣後特約付借入金6,355百万円を計上しております。
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は19,663百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は7,295,887百万円、時価は8,184,302百万円です。  
責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）②円建年金ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）③米ドル建保険ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）④米ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）⑤豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）をそれぞれ小区分としております。  
各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。  
当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。振替による計算書類への影響は軽微であります。
16. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券14,944百万円です。
17. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 注記事項 損益計算書関係

### 2019年度

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 関係会社との取引による収益の総額は31,111百万円、費用の総額は120,046百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券23,419百万円、株式等4,081百万円、外国証券8,818百万円であります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券1百万円、株式等354百万円、外国証券38百万円であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、株式等1,081百万円、外国証券8,371百万円、その他818百万円あります。
5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は2,040百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は246,512百万円あります。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、評価損1,420百万円あります。
7. 金融派生商品費用には、評価益16,629百万円及び実現損30,954百万円が含まれております。
8. 1株当たりの当期純利益は27,784円05銭であります。
9. 保険料には、修正共同保険式再保険に関して出再会社から収入した保険料999百万円から修正共同保険準備金調整額656百万円を差し引いた343百万円が含まれております。
10. 再保険収入には、再保険会社からの出再保険事業費受入7,796百万円が含まれております。
11. その他の経常費用の主なものは、支払再保険手数料11,629百万円あります。
12. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容及び取引金額(百万円)	科目及び期末残高(百万円)
親会社	プルデンシャル・ファイナンシャル・インク	被所有間接100%	資産運用取引	有価証券利息・配当金4,307 貸付金利息74 貸付金の実行42,000	有価証券344,954 未収収益971 貸付金42,000
親会社	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社	被所有直接99.998%	資金調達先	経営管理料2,013	未払金44,225
親会社の子会社	プルデンシャル・グローバル・ファンディング・エルエルシー	—	デリバティブ取引(スワップ取引等)	有価証券利息支払6,347 金融派生商品費用11,908	金融派生商品資産17,103 金融派生商品負債60,216 金融商品等受入担保金4,345 受入担保有価証券8,700 繰延ヘッジ損失2,605
親会社の子会社	プルデンシャル生命保険株式会社	—	資産の担保提供 再保険取引	再保険料等収入23,666 再保険手数料支払3,833 保険金等支払176 再保険返戻金支払93	担保に供した有価証券11,919 再保険貸4,054 再保険借666

### 2020年度

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 関係会社との取引による収益の総額は24,797百万円、費用の総額は111,196百万円あります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券13,043百万円、株式等5,303百万円、外国証券1,146百万円あります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券4,650百万円、株式等2百万円、外国証券21,139百万円あります。
4. 有価証券評価損の内訳は、株式等0百万円、外国証券1,884百万円あります。
5. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は2,728百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は284,312百万円あります。
6. 売買目的有価証券運用益の内訳は、評価益6,003百万円あります。
7. 金融派生商品費用には、評価損9,873百万円及び実現損7,562百万円が含まれております。
8. 1株当たりの当期純利益は61,481円64銭あります。
9. 保険料には、修正共同保険式再保険に関して出再会社から収入した保険料28,037百万円から修正共同保険準備金調整額27,546百万円を差し引いた491百万円が含まれております。
10. 再保険収入には、再保険会社からの出再保険事業費受入12,671百万円が含まれております。
11. その他の経常費用の主なものは、支払再保険手数料11,402百万円あります。
12. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容及び取引金額(百万円)	科目及び期末残高(百万円)
親会社	プルデンシャル・ファイナンシャル・インク	被所有間接100%	資産運用取引	有価証券利息・配当金4,281 貸付金利息39 貸付金の実行8,702	有価証券344,954 未収収益938 貸付金8,702
親会社の子会社	プルデンシャル・グローバル・ファンディング・エルエルシー	—	デリバティブ取引(スワップ取引等)	有価証券利息支払5,340 金融派生商品費用15,449	金融派生商品資産10,597 金融派生商品負債92,831 金融商品等受入担保金8,247 金融商品等受入担保金2,547 担保に供した有価証券8,699 繰延ヘッジ損失30,011
親会社の子会社	プルデンシャル生命保険株式会社	—	資産の担保提供 再保険取引	再保険料等収入21,324 再保険手数料支払2,618 保険金等支払105 再保険返戻金支払300	担保に供した有価証券7,001 再保険貸5,997 再保険借750

## V 財産の状況

2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)					
属性	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容及び取引金額 (百万円)	科目及び 期末残高 (百万円)
親会社の子会社	ジブラルタ・リ インシュアラン ス・カンパニー ・エルティエ ディー	—	再保険取引	再保険収入 24,806 再保険料 228,757 有価証券の 売却 売却代金 169,734 売却損益 17,563	再保険貸 9,606 再保険借 22,376
子会社	プルデンシヤ ル ジブラルタ ファイナンシ ヤル生命保険 株式会社	所有 直接 100%	再保険取引	保険料収入 24,370 年金特約 取扱受入金 401 再保険手数料 支払 7,728 保険金等支払 45,876 再保険返戻金 支払 55,365 契約者配当 準備金繰入 8,866	再保険貸 3,146 契約者配当 準備金 2,313 再保険借 11,201

(注) 親会社とは、会社法第2条第1項第4号に定める会社をいいます。  
(取引条件及び取引条件の決定方針等)  
上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。  
13. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)					
属性	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容及び取引金額 (百万円)	科目及び 期末残高 (百万円)
親会社の子会社	ジブラルタ・リ インシュアラン ス・カンパニー ・エルティエ ディー	—	再保険取引	再保険収入 42,190 再保険料 276,640 有価証券の 売却 売却代金 164,853 売却損益 12,446	再保険貸 13,406 再保険借 28,910
子会社	プルデンシヤ ル ジブラルタ ファイナンシ ヤル生命保険 株式会社	所有 直接 100%	再保険取引	保険料収入 18,085 年金特約 取扱受入金 491 再保険手数料 支払 8,704 保険金等支払 45,310 再保険返戻金 支払 48,186 契約者配当 準備金繰入 8,716	再保険貸 4,514 契約者配当 準備金 1,712 再保険借 14,089

(注) 親会社とは、会社法第2条第1項第4号に定める会社をいいます。  
(取引条件及び取引条件の決定方針等)  
上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。  
13. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	375	361
危険債権	152	144
要管理債権	—	—
小計	527	506
(対合計比)	(0.04%)	(0.04%)
正常債権	1,397,310	1,424,104
合計	1,397,838	1,424,611

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## 6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	4	4
延滞債権額	522	501
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計	527	506
(貸付残高に対する比率)	(0.04%)	(0.04%)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、帳簿価額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として帳簿価額から直接減額表示しています。その金額は、2019年度末が延滞債権額2百万円、2020年度末が延滞債権額2百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

## 7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

2019年度末及び2020年度末とも残高はありません。

## 8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

項目		2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額	(A)	932,315	1,000,951
資本金等		220,011	187,083
価格変動準備金		200,040	206,863
危険準備金		123,711	128,137
一般貸倒引当金		208	453
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)		80,297	165,406
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)		26,233	25,136
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		280,900	299,813
負債性資本調達手段等		6,355	6,355
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
持込資本金等		—	—
控除項目		△32,969	△32,969
その他		27,524	14,671
リスクの合計額	$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	232,367	238,555
保険リスク相当額	R <sub>1</sub>	18,447	17,601
第三分野保険の保険リスク相当額	R <sub>8</sub>	7,971	7,480
予定利率リスク相当額	R <sub>2</sub>	40,142	41,177
最低保証リスク相当額	R <sub>7</sub>	260	480
資産運用リスク相当額	R <sub>3</sub>	185,380	190,402
経営管理リスク相当額	R <sub>4</sub>	5,044	5,142
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	802.4%	839.1%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。  
 2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

## 9 有価証券等の時価情報（会社計）

### 1 有価証券の時価情報

#### 1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	45,457	△2,388	51,113	7,354

(注) 2019年度末、2020年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

#### 2. 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]
満期保有目的の債券	61,912	65,916	4,003	4,003	—	58,637	62,498	3,861	3,861	—
責任準備金対応債券	6,976,451	8,190,333	1,213,881	1,233,185	△19,303	7,295,887	8,184,302	888,414	914,164	△25,749
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	2,074,512	2,178,717	104,205	147,129	△42,923	1,943,313	2,135,976	192,663	199,543	△6,880
公社債	581,442	626,854	45,411	46,259	△847	457,116	495,600	38,484	40,140	△1,655
株式	60,741	92,859	32,118	35,510	△3,392	66,032	117,618	51,585	51,957	△371
外国証券	1,405,856	1,422,694	16,837	55,168	△38,330	1,394,625	1,479,849	85,223	90,068	△4,844
公社債	1,315,380	1,339,652	24,272	53,875	△29,602	1,334,899	1,415,662	80,763	85,505	△4,742
株式等	90,476	83,041	△7,434	1,293	△8,728	59,726	64,186	4,460	4,562	△102
その他の証券	19,827	29,006	9,179	9,528	△349	19,803	36,599	16,795	16,800	△4
買入金銭債権	6,644	7,303	659	662	△3	5,735	6,308	573	577	△4
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	9,112,876	10,434,967	1,322,090	1,384,318	△62,227	9,297,838	10,382,778	1,084,939	1,117,570	△32,630
公社債	4,452,289	5,215,559	763,270	764,297	△1,027	4,313,642	4,916,567	602,925	607,471	△4,546
株式	60,741	92,859	32,118	35,510	△3,392	66,032	117,618	51,585	51,957	△371
外国証券	4,562,757	5,078,660	515,902	573,356	△57,454	4,883,988	5,296,247	412,258	439,961	△27,703
公社債	4,472,281	4,995,618	523,337	572,063	△48,726	4,824,262	5,232,060	407,797	435,399	△27,601
株式等	90,476	83,041	△7,434	1,293	△8,728	59,726	64,186	4,460	4,562	△102
その他の証券	19,827	29,006	9,179	9,528	△349	19,803	36,599	16,795	16,800	△4
買入金銭債権	17,260	18,881	1,620	1,624	△3	14,371	15,745	1,374	1,378	△4
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

#### ●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	61,912	65,916	4,003	58,637	62,498	3,861
公社債	11,428	11,827	399	11,034	11,321	287
外国証券	39,867	42,510	2,642	38,966	41,739	2,772
買入金銭債権	10,616	11,578	961	8,635	9,436	801
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—

## V 財産の状況

### ●責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	6,450,757	7,683,942	1,233,185	6,687,846	7,602,010	914,164
公社債	3,834,458	4,552,096	717,638	3,579,412	4,146,456	567,044
外国証券	2,616,299	3,131,845	515,546	3,108,433	3,455,554	347,120
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	525,694	506,391	△19,303	608,041	582,291	△25,749
公社債	24,960	24,780	△179	266,079	263,188	△2,890
外国証券	500,734	481,610	△19,123	341,962	319,103	△22,859
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—

### ●その他有価証券

(単位：百万円)

区分	2019年度末			2020年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	1,388,992	1,536,121	147,129	1,664,342	1,863,886	199,543
公社債	537,601	583,860	46,259	398,940	439,080	40,140
株式	36,341	71,852	35,510	60,065	112,022	51,957
外国証券	793,153	848,322	55,168	1,180,671	1,270,739	90,068
その他の証券	15,815	25,344	9,528	19,463	36,263	16,800
買入金銭債権	6,080	6,742	662	5,201	5,779	577
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	685,519	642,595	△42,923	278,970	272,090	△6,880
公社債	43,841	42,993	△847	58,175	56,519	△1,655
株式	24,400	21,007	△3,392	5,966	5,595	△371
外国証券	612,702	574,372	△38,330	213,954	209,109	△4,844
その他の証券	4,011	3,662	△349	340	335	△4
買入金銭債権	563	560	△3	533	529	△4
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

### ●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	43,386	43,357
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	16,909	16,909
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
その他	26,477	26,448
その他有価証券	816	2,826
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	99	99
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	716	2,726
合計	44,202	46,184

## 2 金銭の信託の時価情報

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

### 3 デリバティブ取引の時価情報

#### 1. 定性的情報

##### ①取引の内容

2020年度において当社が利用したデリバティブ取引は、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引及びクレジットデフォルトスワップ取引です。

##### ②取組方針

安定的かつ効率的な資産運用を図る観点から、原則として運用資産のリスクをコントロールする目的でデリバティブ取引を活用し、投機的な取引は行わないこととしております。

##### ③利用目的

当社は、ALM上の金利リスクを含む市場リスクのヘッジを主な目的としてデリバティブ取引を行っています。

また、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引を利用してヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の方法は、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、及びキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にブルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

##### ④リスクの内容

デリバティブ取引は、為替、金利、株価等の変動により発生する市場リスク、及び取引相手の倒産等により発生する信用リスクを有しています。

市場リスクについては、現物資産の運用を補完する目的としてデリバティブ取引を行っているため、リスクは限定的であると認識しています。また、信用リスクについては、信用度の高い取引相手と取引を行っており、取引相手の信用悪化や倒産等により契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

##### ⑤リスク管理体制

当社におけるデリバティブ取引は、取引限度額等を定めた社内規定に基づき、運用方針に沿って行っています。また、現物資産とともにポジション管理を行い、リスクを一元的に管理しています。さらに、当社の運用部門全体の会議においてリスク状況の把握・分析を行っています。また、リスク状況については、リスク管理所管部門に報告する体制となっています。

##### ⑥定量的情報に関する補足説明

デリバティブ取引における「契約額」等はあくまでも名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がそのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。

#### 2. 定量的情報

##### ①差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
2019年度末	ヘッジ会計適用分	12,401	△27,280	—	—	—	△14,879
	ヘッジ会計非適用分	—	△27,074	—	—	—	△27,074
	合計	12,401	△54,354	—	—	—	△41,953
2020年度末	ヘッジ会計適用分	△20,971	△21,302	—	—	—	△42,274
	ヘッジ会計非適用分	—	△39,381	—	—	—	△39,381
	合計	△20,971	△60,684	—	—	—	△81,656

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（2019年度末 通貨関連503百万円、2020年度末 通貨関連△724百万円）及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

##### ②ヘッジ会計が適用されていないもの

###### a. 金利関連

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

## V 財産の状況

### b. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	599,570	266,242	△20,304	△20,304	663,576	295,450	△42,110	△42,110
	(米ドル)	595,594	266,242	△20,399	△20,399	662,631	295,450	△42,007	△42,007
	(ユーロ)	2,856	—	66	66	154	—	△9	△9
	(英ポンド)	1,119	—	28	28	790	—	△93	△93
	買建	37,785	12,850	68	68	93,464	27,326	4,530	4,530
	(米ドル)	35,422	12,850	99	99	93,255	27,326	4,511	4,511
	(ユーロ)	2,024	—	△26	△26	54	—	1	1
	(英ポンド)	338	—	△4	△4	153	—	16	16
	通貨スワップ								
	受取円貨支払外貨	6,110	6,110	△1,407	△1,407	6,110	6,110	△1,087	△1,087
	(米ドル)	6,110	6,110	△1,407	△1,407	6,110	6,110	△1,087	△1,087
	受取外貨支払円貨	27,681	14,000	△5,430	△5,430	14,000	14,000	△713	△713
	(米ドル)	5,281	—	△123	△123	—	—	—	—
(豪ドル)	22,400	14,000	△5,307	△5,307	14,000	14,000	△713	△713	
合計				△27,074				△39,381	

(注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。  
2. 為替予約の時価は差損益を記載しています。

### c. 株式関連

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

### d. 債券関連

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

### e. その他

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

## ③ヘッジ会計が適用されているもの

## a. 金利関連

(単位：百万円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末				2020年度末			
				契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	繰延ヘッジ	金利スワップ	保険負債	84,657	84,657	12,401	12,401	231,840	231,840	△20,971	△20,971
		固定金利受取/変動金利支払 変動金利受取/固定金利支払		—	—	—	—	—	—	—	—
合計				12,401				△20,971			

## (参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位：百万円、%)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2019年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	84,657	84,657
	平均受取固定金利	—	—	—	—	—	1.48	1.48
	平均支払変動金利	—	—	—	—	—	1.08	1.08
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—
2020年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	231,840	231,840
	平均受取固定金利	—	—	—	—	—	1.49	1.49
	平均支払変動金利	—	—	—	—	—	0.16	0.16
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—

## b. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末			2020年度末		
				契約額等	[うち1年超]	時価	契約額等	[うち1年超]	時価
店頭	時価ヘッジ	為替予約	外貨建外国証券	122,236	—	320	39,269	—	△724
		売建 (米ドル)		122,236	—	320	39,269	—	△724
		買建		55,293	—	182	—	—	—
		買建 (米ドル)		55,293	—	182	—	—	—
店頭	繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建債券	199,321	185,784	△27,783	174,640	161,550	△20,578
		受取円貨支払外貨 (米ドル)		199,321	185,784	△27,783	174,640	161,550	△20,578
		受取外貨支払円貨		—	—	—	—	—	—
合計				△27,280			△21,302		

(注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

2. 為替予約の時価は差損益を記載しています。

## c. 株式関連

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

## d. 債券関連

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

## e. その他

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

## 10 経常利益等の明細（基礎利益）

(単位：百万円)

		2019年度	2020年度
基礎利益	A	127,850	111,156
キャピタル収益		273,967	378,593
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	6,003
有価証券売却益		36,820	19,493
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	310,145
その他キャピタル収益		237,147	42,950
キャピタル費用		350,091	347,381
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		1,420	—
有価証券売却損		1,095	25,792
有価証券評価損		10,271	1,884
金融派生商品費用		13,735	15,460
為替差損		250,590	—
その他キャピタル費用		72,979	304,244
キャピタル損益	B	△76,124	31,212
キャピタル損益含み基礎利益	A+B	51,726	142,369
臨時収益		226,811	235,501
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		226,811	235,501
臨時費用		169,225	174,300
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		2,781	4,426
個別貸倒引当金繰入額		90	98
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		0	0
その他臨時費用		166,353	169,775
臨時損益	C	57,586	61,201
経常利益	A+B+C	109,312	203,570

## (注記) その他基礎収益等の内訳

その他基礎収益		238,964	473,227
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		—	303,451
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		72,610	—
初期支払再保険料		166,353	169,775
その他基礎費用		458,693	269,151
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		235,715	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		—	38,835
出再開始時責任準備金控除額		222,978	230,316
その他キャピタル収益		237,147	42,950
その他運用収益のうちキャピタル収益		13	—
有価証券償還益のうちキャピタル収益		1,418	4,115
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		235,715	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		—	38,835
その他キャピタル費用		72,979	304,244
その他運用費用のうちキャピタル費用		2	—
有価証券償還損のうちキャピタル費用		365	792
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額		—	303,451
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額		72,610	—
その他臨時収益		226,811	235,501
個人年金保険等の解約による責任準備金削減額		785	621
追加責任準備金の戻入額		3,048	4,564
出再開始時責任準備金控除額		222,978	230,316
その他臨時費用		166,353	169,775
初期支払再保険料		166,353	169,775

## 11 会計監査人の監査

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）及び2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等は、会社法に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

※当資料では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、計算書類等の記載内容を一部変更しています。

## 12 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当事項はありません。

# VI 業務の状況を示す指標等

## 1 主要な業務の状況を示す指標等

### 1 決算業績の概況

P.6-P.9「2020年度決算ハイライト」、及び、P.49-P.55「直近事業年度における事業の概況」をご覧ください。

### 2 保有契約高及び新契約高

#### 保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

	2019年度末				2020年度末			
	件数	(前年度末比)	金額	(前年度末比)	件数	(前年度末比)	金額	(前年度末比)
個人保険	5,833	(99.5)	35,138,817	(99.9)	5,807	(99.6)	35,270,932	(100.4)
個人年金保険	620	(92.6)	1,667,840	(86.7)	573	(92.3)	1,661,576	(99.6)
団体保険	—	(—)	1,535,933	(75.6)	—	(—)	1,250,684	(81.4)
団体年金保険	—	(—)	186,956	(95.9)	—	(—)	178,669	(95.6)
受再保険	—	(—)	3,568,329	(95.2)	—	(—)	3,621,478	(101.5)

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。  
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

#### 新契約高

(単位：千件、百万円、%)

	2019年度						2020年度					
	件数	(前年度比)	金額	(前年度比)	(新契約)	( 転換による純増加 )	件数	(前年度比)	金額	(前年度比)	(新契約)	( 転換による純増加 )
個人保険	357	(85.1)	3,148,202	(82.0)	3,148,202	—	312	(87.4)	2,654,077	(84.3)	2,654,077	—
個人年金保険	4	(35.7)	6,464	(23.4)	6,464	—	0	(20.7)	65	(1.0)	65	—
団体保険	—	(—)	699	(29.9)	699	—	—	805	(115.1)	805	805	—
団体年金保険	—	(—)	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
受再保険	—	(—)	166,862	(27.2)	166,862	—	—	184,188	(110.4)	184,188	184,188	—

(注) 1. 当社は転換制度を導入しておりません。件数には、転換後契約の数値は含まれておりません。  
2. 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

### 3 年換算保険料

#### 保有契約

(単位：百万円、%)

	2019年度末		2020年度末	
	金額	(前年度末比)	金額	(前年度末比)
個人保険	707,004	(99.4)	711,176	(100.6)
個人年金保険	169,181	(87.6)	172,159	(101.8)
合計	876,185	(96.8)	883,336	(100.8)
うち医療保障・生前給付保障等	227,620	(101.4)	232,410	(102.1)

#### 新契約

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	金額	(前年度比)	金額	(前年度比)
個人保険	49,881	(72.8)	41,174	(82.5)
個人年金保険	1,076	(33.1)	204	(19.0)
合計	50,957	(71.0)	41,379	(81.2)
うち医療保障・生前給付保障等	17,013	(99.1)	14,914	(87.7)

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。  
2. 医療保障・生前給付保障等については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

## Ⅵ 業務の状況を示す指標等

### 4 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区分			保有金額	
			2019年度末	2020年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	35,136,574	35,269,573
		個人年金保険	—	—
		団体保険	1,535,870	1,250,632
		団体年金保険	—	—
		その他共計	40,201,710	40,073,102
	災害死亡	個人保険	(4,487,472)	(4,180,241)
		個人年金保険	(75,927)	(79,315)
		団体保険	(320,283)	(311,410)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(5,050,365)	(4,700,228)
	その他の条件付死亡	個人保険	(4,426,956)	(4,609,318)
		個人年金保険	(7)	(5)
		団体保険	(112,416)	(72,971)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(4,741,717)	(4,846,916)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	2,242	1,358
		個人年金保険	1,204,928	1,202,324
		団体保険	1	1
		団体年金保険	—	—
		その他共計	1,241,574	1,264,949
	年金	個人保険	(210,063)	(212,613)
		個人年金保険	(106,246)	(103,821)
		団体保険	(10)	(9)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(318,091)	(318,366)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	462,912	459,251
		団体保険	61	51
		団体年金保険	186,956	178,669
		その他共計	664,423	654,574
入院保障	災害入院	個人保険	(9,855)	(9,501)
		個人年金保険	(5)	(4)
		団体保険	(345)	(334)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(10,605)	(9,899)
	疾病入院	個人保険	(9,550)	(9,223)
		個人年金保険	(8)	(7)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(10,036)	(9,373)
	その他の条件付入院	個人保険	(22,369)	(21,786)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(123)	(109)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(23,908)	(23,410)

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。  
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。  
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。  
 4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。  
 5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。  
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区分		保有件数	
		2019年度末	2020年度末
障害保障	個人保険	(731,073)	(691,402)
	個人年金保険	(916)	(795)
	団体保険	(1,407,520)	(1,370,169)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(2,139,509)	(2,062,366)
手術保障	個人保険	(2,817,998)	(2,763,962)
	個人年金保険	(1,137)	(1,033)
	団体保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(2,819,135)	(2,764,995)

## 5 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区分		保有金額	
		2019年度末	2020年度末
死亡保険	定期保険	17,884,579	17,334,369
	終身保険	12,482,782	13,310,439
	定期付終身保険	1,490,079	1,319,805
	その他共計	32,665,607	32,698,630
生死混合保険	養老保険	2,347,373	2,471,967
	定期付養老保険	43,206	33,983
	終身年金付家族収入保険	57,238	47,147
	その他共計	2,471,670	2,571,618
生存保険		1,539	683
年金保険	個人年金保険	1,667,840	1,661,576
災害・疾病関係特約	災害割増特約	2,819,156	2,612,002
	傷害特約	1,442,915	1,336,520
	災害入院特約	913	818
	疾病入院特約	606	538
	成人病特約	1,851	1,502
	その他の条件付入院特約	5,792	5,598

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。  
2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

## 6 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分		保有契約年換算保険料	
		2019年度	2020年度
死亡保険	定期保険	115,133	107,246
	終身保険	267,074	284,160
	定期付終身保険	31,880	28,176
	その他共計	562,632	562,401
生死混合保険	養老保険	139,048	144,589
	定期付養老保険	2,559	1,987
	終身年金付家族収入保険	1,617	1,366
	その他共計	144,178	148,687
生存保険		193	87
年金保険	個人年金保険	169,181	172,159

## VI 業務の状況を示す指標等

### 7 契約者配当の状況

#### 1. 2020年度契約者配当の状況

##### A. ジブラルタ生命のご契約（下記B.及びC.に掲げるときの契約を除きます）

###### ①個人保険、個人年金保険

###### (1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- 災害保険金額又は入院給付金日額に被保険者の年齢の区別に応じた特約配当率を乗じた金額

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。また、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

###### (2) 5年ごと利差配当タイプ

契約者配当は行っておりません。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：定期保険（勤労保険）
- ・42歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
  - ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1994年度	27年	10,104円	6,536円	7,473円
1995年度	26年	10,044円	5,705円	6,532円

(注) 「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

###### ②財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っておりません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

###### ③団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

##### B. 旧エジソン生命のご契約

###### ①個人保険（旧東邦生命のご契約、旧セゾン生命のご契約を除きます。）

###### (1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- 責任準備金に利差配当率を乗じた金額  
利差配当率は「配当基準利回りー予定利率」とし、配当基準利回りは0.75%とします。  
ただし、予定利率が0.75%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

###### (2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：定期保険特約付新養老保険
- ・49歳加入、保険期間30年、男性、保険料口座月払
  - ・主契約 100万円
  - ・定期保険特約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1999年度	22年	55,260円	600円	1,200円

(注) 「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

###### ②個人保険（旧東邦生命のご契約）

###### (1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- 責任準備金に利差配当率を乗じた金額  
利差配当率は「配当基準利回りー予定利率」とし、配当基準利回りは0.75%とします。  
ただし、予定利率が0.75%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

###### (2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約（毎年配当タイプ）に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：終身保険
- ・64歳加入、保険料終身払込、男性、保険料集団月払
  - ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1989年度	32年	60,276円	5,270円	5,390円

(注) 「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

###### ③個人保険（旧セゾン生命のご契約）

###### (1) 毎年配当タイプ

契約者配当は行っておりません。

###### (2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

###### ④個人年金保険、財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っておりません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

###### ⑤団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

##### C. 旧スター生命のご契約

###### ①個人保険、個人年金保険

###### (1) 毎年配当タイプ

配当金は、会社が定める年換算保険料に配当率を乗じた額とします。なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

###### (2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約（毎年配当タイプ）に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

- 【例】個人保険（毎年配当タイプ）：特定疾病保障定期保険
- ・23歳加入、60歳満期、女性、保険料口座月払
  - ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1996年度	25年	6,689円	669円	669円

(注) 「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

###### ②財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っておりません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

###### ③団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

## 2. 2019年度契約者配当の状況

### A. ジブラルタ生命のご契約（下記B.及びC.に掲げると除きます）

#### ①個人保険、個人年金保険

##### (1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- b. 災害保険金額又は入院給付金日額に被保険者の年齢の区別に応じた特約配当率を乗じた金額

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。また、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

##### (2) 5年ごと利差配当タイプ

契約者配当は行っていません。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

【例】個人保険（毎年配当タイプ）：定期保険（勤労保険）

- ・42歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
- ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1994年度	26年	10,104円	5,708円	6,536円
1995年度	25年	10,044円	5,025円	5,705円

（注）「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

#### ②財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っていません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

#### ③団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

### B. 旧エジソン生命のご契約

#### ①個人保険（旧東邦生命のご契約、旧セゾン生命のご契約を除きます。）

##### (1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- b. 責任準備金に利差配当率を乗じた金額  
利差配当率は「配当基準利回り－予定利率」とし、配当基準利回りは0.75%とします。  
ただし、予定利率が0.75%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

##### (2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

【例】個人保険（毎年配当タイプ）：定期保険特約付新養老保険

- ・49歳加入、保険期間30年、男性、保険料口座月払
- ・主契約 100万円
- ・定期保険特約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1999年度	21年	55,260円	100円	600円

（注）「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

#### ②個人保険（旧東邦生命のご契約）

##### (1) 毎年配当タイプ

配当金は、次のa、bの合計金額です。ただし合計金額がマイナスの場合は0とします。

- a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた死差配当率を乗じた金額
- b. 責任準備金に利差配当率を乗じた金額  
利差配当率は「配当基準利回り－予定利率」とし、配当基準利回りは0.75%とします。

ただし、予定利率が0.75%を下回る場合には当該予定利率を配当基準利回りとします。

なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

##### (2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約（毎年配当タイプ）に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

【例】個人保険（毎年配当タイプ）：終身保険

- ・42歳加入、保険料終身払込、男性、保険料個別月払
- ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1988年度	32年	34,032円	556円	625円

（注）「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

#### ③個人保険（旧セゾン生命のご契約）

##### (1) 毎年配当タイプ

契約者配当は行っていません。

##### (2) 5年ごと利差配当タイプ

配当金は、各年度の責任準備金に利差配当率を乗じた額の合計金額とします。ただし、各年度の合計金額がマイナスの場合は0とします。

#### ④個人年金保険、財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っていません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

#### ⑤団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

### C. 旧スター生命のご契約

#### ①個人保険、個人年金保険

##### (1) 毎年配当タイプ

配当金は、会社が定める年換算保険料に配当率を乗じた額とします。なお、保険種類によっては配当率が0となるものがあります。

##### (2) 5年ごと利差配当タイプ

契約条件の変更に関する特則により、5年ごと利差配当付契約は有配当契約（毎年配当タイプ）に変更されています。

個人保険における契約者配当金を例示しますと以下のとおりです。

【例】個人保険（毎年配当タイプ）：特定疾病保障定期保険

- ・41歳加入、70歳満期、男性、保険料口座月払
- ・主契約 100万円

契約年度	経過年数	年間保険料	継続中の契約の配当金	死亡時の配当金
1995年度	25年	20,780円	2,078円	2,078円

（注）「死亡時の配当金」は契約応当日以降死亡の場合の配当金額を示します。

#### ②財形保険、財形年金保険及び団体年金

契約者配当は行っていません。ただし、被保険者集団ごとの剰余を基準として支払う配当金については、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

#### ③団体保険

団体ごとの収支に基づいて、会社の定める方法により契約者配当準備金の繰入れを行いました。

## 2 保険契約に関する指標等

### 1 保有契約増加率

(単位：%)

区分	2019年度	2020年度
個人保険	△0.1	0.4
個人年金保険	△13.3	△0.4
団体保険	△24.4	△18.6
団体年金保険	△4.1	△4.4

### 2 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 (個人保険)

(単位：千円)

区分	2019年度	2020年度
新契約平均保険金	8,805	8,488
保有契約平均保険金	6,024	6,073

(注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

### 3 新契約率 (対年度始)

(単位：%)

区分	2019年度	2020年度
個人保険	8.9	7.6
個人年金保険	0.3	0.0
団体保険	0.0	0.1

(注) 転換契約は含んでいません。

### 4 解約失効率 (対年度始)

(単位：%)

区分	2019年度	2020年度
個人保険	6.2	5.5
個人年金保険	2.5	2.9
団体保険	1.0	1.2

(注) 1. 解約・失効の他、復活ならびに保険金額の増加・減少を反映させています。  
2. 個人年金保険は、年金開始前契約における解約失効率です。

### 5 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位：円)

2019年度	2020年度
10,510	10,361

(注) 転換契約は含んでいません。

### 6 死亡率 (個人保険主契約)

(単位：‰)

件数率		金額率	
2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
3.98	4.07	2.44	2.44

### 7 特約発生率 (個人保険)

(単位：‰)

区分		2019年度	2020年度
災害死亡保障契約	件数	0.112	0.189
	金額	0.122	0.132
障害保障契約	件数	0.315	0.316
	金額	0.108	0.102
災害入院保障契約	件数	3.151	2.924
	金額	91	86
疾病入院保障契約	件数	70.086	66.556
	金額	1,272	1,194
成人病入院保障契約	件数	27.211	26.414
	金額	587	573
疾病・傷害手術保障契約	件数	44.182	42.873
	金額		
成人病手術保障契約	件数	35.586	19.825

### 8 事業費率 (対収入保険料)

(単位：%)

2019年度	2020年度
20.7	22.2

### 9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2019年度	2020年度
9社	9社

(うち第三分野)

2019年度	2020年度
2社	2社

(注) 支払再保険料ベースで10百万円以上の出再実績のある保険会社を対象としています。

### 10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2019年度	2020年度
99.7	99.8

(うち第三分野)

(単位：%)

2019年度	2020年度
78.8	75.5

### 11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2019年度	2020年度
A-以上	100.0	100.0

(うち第三分野)

(単位：%)

格付区分	2019年度	2020年度
A-以上	100.0	100.0

(注) 1. 格付はS&Pグローバル・レーティングによるものに基づいております。なお、S&Pグローバル・レーティングで格付を取得していない場合は、A.M.Best社もしくはFitch社の格付に基づいております。  
2. 支払再保険料ベースで10百万円以上の出再実績のある保険会社を対象としています。

**12 未だ収受していない再保険金の額** (単位：百万円)

2019年度	2020年度
8,598	13,025
(うち第三分野) (単位：百万円)	
2019年度	2020年度
5,863	7,974

**13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合**

(単位：%)

	2019年度	2020年度
第三分野発生率	20.3	19.2
医療 (疾病)	35.4	33.0
がん	9.3	10.4
介護	2.6	3.4
その他	19.3	20.0

(注) 1. 第三分野発生率は、分子を発生保険金額 (保険金・給付金等の支払額、対応する支払備金繰入額 (保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く) 及び保険金・給付金等の支払いに係る事業費等の合計額)、分母を経過保険料として算出した率です。  
 2. 経過保険料は、(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料) ÷ 2を使用しています。

**3 経理に関する指標等**
**1 支払備金明細表**

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末	
保険金	死亡保険金	19,465	20,561
	災害保険金	204	289
	高度障害保険金	3,154	2,621
	満期保険金	1,342	1,927
	その他	805	975
	小計	24,972	26,376
年金	3,556	3,515	
給付金	7,927	5,782	
解約戻戻金	19,813	17,586	
保険金据置支払金	242	224	
その他共計	56,725	53,646	

**2 責任準備金明細表**

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末	
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険	6,563,488	6,686,742
	(一般勘定)	6,558,785	6,681,292
	(特別勘定)	4,702	5,450
	個人年金保険	1,551,672	1,542,065
	(一般勘定)	1,550,839	1,541,188
	(特別勘定)	832	876
	団体保険	9,646	9,773
	(一般勘定)	9,646	9,773
	(特別勘定)	—	—
	団体年金保険	186,956	178,669
	(一般勘定)	185,430	178,669
	(特別勘定)	1,525	—
	その他	2,005,971	2,023,615
	(一般勘定)	2,005,971	2,023,615
(特別勘定)	—	—	
小計	10,317,735	10,440,866	
(一般勘定)	10,310,674	10,434,539	
(特別勘定)	7,061	6,327	
危険準備金	123,711	128,137	
合計	10,441,446	10,569,003	
(一般勘定)	10,434,385	10,562,676	
(特別勘定)	7,061	6,327	

**3 責任準備金残高の内訳**

(単位：百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2019年度末	10,012,180	305,554	—	123,711	10,441,446
2020年度末	10,120,050	320,815	—	128,137	10,569,003

## VI 業務の状況を示す指標等

### 4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

#### 1. 責任準備金の積立方式、積立率

			2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	個人保険	平準純保険料式	平準純保険料式
		個人年金保険		
	標準責任準備金対象外契約	個人保険	平準純保険料式	平準純保険料式
		個人年金保険		
積立率（危険準備金を除く）			100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び受再保険は上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

#### 2. 責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	49,138	1.50～5.75
1981年度～1985年度	131,365	1.50～5.75
1986年度～1990年度	447,569	1.50～6.00
1991年度～1995年度	542,052	1.50～6.25
1996年度～2000年度	703,409	1.00～4.50
2001年度～2005年度	656,036	0.10～4.80
2006年度～2010年度	1,419,562	0.05～5.81
2011年度	479,758	0.05～5.05
2012年度	411,164	0.05～3.52
2013年度	452,300	0.05～3.55

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2014年度	495,778	0.05～3.29
2015年度	517,372	0.05～3.20
2016年度	545,306	0.05～3.20
2017年度	512,509	0.05～3.20
2018年度	535,309	0.05～3.20
2019年度	235,662	0.05～3.20
2020年度	88,184	0.18～3.20

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

### 5 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

#### 1. 責任準備金残高（一般勘定）

(単位：百万円)

	2019年度末	2020年度末
責任準備金残高（一般勘定）	0	—

(注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約（標準責任準備金対象契約）を対象としています。

2. 責任準備金残高（一般勘定）は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

#### 2. 算出方法、その計算の基礎となる係数

算出方法については、標準的方式により算出しています。

計算の基礎となる係数については、平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号二に規定する率と同じ率を使用しています。

### 6 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計	
2019年度	当期首現在高	25,249	254	4,347	513	12	3,350	33,726
	利息による増加	1	0	0	0	0	—	1
	配当金支払による減少	8,276	85	3,014	12	1	9,674	21,063
	その他の増加	0	—	—	—	—	—	0
	当期繰入額	6,914	33	1,485	11	△0	8,953	17,399
	当期末現在高	23,889 (16,657)	202 (188)	2,819 (30)	512 (500)	10 (9)	2,629 (—)	30,064 (17,385)
2020年度	当期首現在高	23,889	202	2,819	512	10	2,629	30,064
	利息による増加	1	0	0	0	0	—	1
	配当金支払による減少	7,238	68	2,156	323	2	9,491	19,280
	その他の増加	0	—	—	—	—	—	0
	当期繰入額	7,352	29	1,454	9	0	8,858	17,704
	当期末現在高	24,005 (16,406)	163 (150)	2,117 (29)	198 (187)	8 (7)	1,996 (—)	28,489 (16,781)

(注) ( ) 内はうち積立配当金額です。

## 7 引当金明細表

(2019年度)

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	249	208	△40	重要な会計方針に記載したとおりであります。
	個別貸倒引当金	629	707	78	
退職給付引当金	61,824	62,000	176		
役員退職慰労引当金	344	339	△5		
価格変動準備金	193,614	200,040	6,426		

(2020年度)

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	208	453	244	重要な会計方針に記載したとおりであります。
	個別貸倒引当金	707	790	82	
退職給付引当金	62,000	62,483	482		
役員退職慰労引当金	339	379	39		
価格変動準備金	200,040	206,863	6,823		

## 8 特定海外債権引当勘定の状況

2019年度末及び2020年度末とも残高はありません。

## 9 資本金等明細表

(2019年度)

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	75,500	—	—	75,500	
うち既発行株式					
普通株式	(2,100,977株)	(一株)	(一株)	(2,100,977株)	
優先株式	(47株)	(一株)	(一株)	(47株)	
計	75,500	—	—	75,500	
資本剰余金					
資本準備金	35,429	—	—	35,429	
その他資本剰余金	—	—	—	—	
計	35,429	—	—	35,429	

(2020年度)

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	75,500	—	—	75,500	
うち既発行株式					
普通株式	(2,100,977株)	(一株)	(一株)	(2,100,977株)	
優先株式	(47株)	(一株)	(一株)	(47株)	
計	75,500	—	—	75,500	
資本剰余金					
資本準備金	35,429	—	—	35,429	
その他資本剰余金	—	—	—	—	
計	35,429	—	—	35,429	

## VI 業務の状況を示す指標等

### 10 保険料明細表

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
個人保険	835,483	772,824
(うち一時払)	116,613	56,191
(うち年払)	296,783	299,968
(うち半年払)	18,898	19,248
(うち月払)	403,187	397,415
個人年金保険	19,774	12,340
(うち一時払)	6,482	13
(うち年払)	2,088	1,897
(うち半年払)	363	305
(うち月払)	10,839	10,123
団体保険	8,304	6,758
団体年金保険	10,507	10,195
その他共計	914,373	835,932

### 11 保険金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合計	2019年度 合計
死亡保険金	78,117	4,654	3,121	—	—	37,067	122,961	125,425
災害保険金	519	21	45	—	—	110	698	743
高度障害保険金	4,335	1	130	—	—	122	4,590	5,249
満期保険金	25,969	—	—	—	114	681	26,765	31,700
その他	4,929	1	11	—	—	116	5,059	4,752
合計	113,872	4,679	3,309	—	114	38,098	160,074	167,872

### 12 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合計	2019年度 合計
11,513	57,058	13	4,702	705	1,297	75,291	76,827

### 13 給付金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合計	2019年度 合計
死亡給付金	450	1,498	462	257	0	12	2,681	3,695
入院給付金	15,192	46	30	—	—	41	15,310	16,767
手術給付金	11,289	17	—	—	—	6	11,313	12,284
障害給付金	142	—	18	—	—	—	160	193
生存給付金	7,285	0	—	—	27	5,362	12,675	12,273
その他	9,088	85,155	1	12,162	0	2,153	108,561	119,044
合計	43,447	86,718	512	12,420	27	7,576	150,704	164,258

### 14 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2020年度 合計	2019年度 合計
186,799	35,619	—	659	515	—	223,593	226,257

**15 減価償却費明細表**

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	26,456	1,992	16,488	9,968	62.3
建物	13,752	593	7,502	6,249	54.6
リース資産	3,444	236	1,656	1,788	48.1
その他の有形固定資産	9,259	1,162	7,329	1,930	79.2
無形固定資産	41,163	2,639	29,024	12,139	70.5
その他	70	8	45	24	64.6
合計	67,690	4,639	45,558	22,132	67.3

**16 事業費明細表**

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
営業活動費	55,483	55,259
営業管理費	22,874	23,445
一般管理費	110,667	106,925
合計	189,024	185,631

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2019年度が1,357百万円、2020年度が1,409百万円です。

**17 税金明細表**

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
国税	7,816	7,820
消費税	6,868	7,116
地方法人特別税	798	—
特別法人事業税	—	567
印紙税	138	123
登録免許税	0	0
その他の国税	11	12
地方税	4,155	4,304
地方消費税	1,897	2,005
法人事業税	1,912	1,953
固定資産税	140	136
事業所税	130	132
その他の地方税	73	77
合計	11,971	12,124

**18 リース取引**

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

2019年度及び2020年度とも該当する取引はありません。

**19 借入金残存期間別残高**

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
2019年度末 借入金	—	—	—	—	—	6,355	6,355
2020年度末 借入金	—	—	—	—	—	6,355	6,355

(注) 借入金残高は、他の債務より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

## 4 一般勘定資産の運用に関する指標等

### 1 2020年度の一般勘定資産の運用状況

#### 1. 運用環境

当事業年度におけるわが国経済は、減速することとなりました。年度前半は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、4月上旬に緊急事態宣言が発令され、5月下旬の全面解除まで外出自粛要請などが行われた結果、4-6月期の実質GDPはGDP統計測定開始来、最大の落ち込みとなる前期比年率29.3%の下落となりました。その後は、政府の大型の財政政策が導入されたことや、経済活動が徐々に再開されたことから、景気は回復基調に転じました。しかし、年明け以降は、新型コロナウイルスの感染再拡大により、緊急事態宣言が再度発令されたことの影響から、景気は減速傾向となりました。

国内債券市場（10年国債利回り）は、前年度末よりも上昇しました。国内景気の先行き不透明感の強まりに加え、海外長期金利の低下の影響を受けて、4月には一時マイナス0.05%まで低下しました。その後、経済活動再開や政府による追加経済対策等による景気回復期待を背景に利回りは上昇に転じた後、おおむね0%から0.05%の範囲内で推移しました。年明け以降は、日本銀行の長期金利操作目標の変動幅拡大観測や海外長期金利の上昇の影響を受けて、利回りは上昇しました。10年国債金利は前年度末比0.115%高い0.120%で取引を終えました。

国内株式市場（日経平均株価）は、前年度末よりも上昇しました。年度前半は、経済活動の再開や世界的な金融緩和政策の継続を背景に上昇基調で推移しました。年明け以降も、企業の好決算や米国の追加財政政策への期待から、日経平均は一時30年ぶりに30,000円台をつけるなど上昇しました。日経平均株価は、前年度末比10,261.79円上昇の29,178.80円で取引を終えました。

外国為替市場（ドル円相場）は、米連邦準備制度理事会が政策金利の引き下げや国債買い入れなどの金融緩和強化を実施したことに加えて、金融緩和策の長期化を継続して示唆していたことなどを背景に、緩やかに円高ドル安が続きました。しかし、年明け以降は、米国の追加経済対策への期待を受けた米国長期金利の上昇に伴う日米金利差の拡大や米国の景気回復期待を背景にドル高基調へと転じました。ドル円レートは前年度末比1.88円円安水準の1ドル110.71円で取引を終えました。

#### 2. 当社の運用方針

当社の資産運用は、ALM（資産負債総合管理）の観点から、原則的に保険負債の特性に合致する運用資産への投資を行っています。具体的には、安定したキャッシュフローが得られる国債や信用度の高い発行体による確定利付資産を運用の中心に置いています。また、信用度の若干劣る確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除き、外貨建公社債等につきましては、原則として為替ヘッジを行っています。

#### 3. 運用実績の概況

2020年度末の一般勘定資産残高は11兆6,129億円となりました。資産運用については、引き続き安定的な収益を確保できる国内外公社債を運用の中核に据えました。なお、主な資産の運用状況は以下のとおりです。

国内公社債につきましては、負債特性を勘案し、国債ならびに高格付け社債への投資を行いました。外国証券については、外貨建保険対応として負債側の状況等を勘案しながら外貨建公社債へ投資を行いました。加えて、外貨建保険負債対応外で為替ヘッジを付した外貨建公社債等への投資も行いました。貸付金については、国内外の案件に投資を実施しました。

この結果、2020年度末の主な資産構成は、公社債37.5%、外国証券43.2%、貸付金12.2%となりました。

#### 4. ポートフォリオの推移

##### a. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	224,680	2.0	233,847	2.0
買入金銭債権	17,919	0.2	14,944	0.1
有価証券	9,278,638	82.1	9,563,159	82.3
公社債	4,497,701	39.8	4,352,126	37.5
株式	109,868	1.0	134,626	1.2
外国証券	4,615,554	40.8	5,013,347	43.2
公社債	4,496,553	39.8	4,905,025	42.2
株式等	119,001	1.1	108,322	0.9
その他の証券	55,513	0.5	63,057	0.5
貸付金	1,392,561	12.3	1,419,366	12.2
保険約款貸付	84,934	0.8	84,809	0.7
一般貸付	1,307,627	11.6	1,334,557	11.5
不動産	48,850	0.4	47,163	0.4
繰延税金資産	121,726	1.1	94,235	0.8
その他	224,872	2.0	241,466	2.1
貸倒引当金	△916	△0.0	△1,243	△0.0
合計	11,308,332	100.0	11,612,939	100.0
うち外貨建資産	5,441,409	48.1	5,919,705	51.0

##### b. 資産の増減

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	35,701	9,166
買入金銭債権	△3,108	△2,975
有価証券	△458,586	284,521
公社債	△203,786	△145,574
株式	△6,135	24,758
外国証券	△242,558	397,792
公社債	△200,581	408,471
株式等	△41,976	△10,678
その他の証券	△6,106	7,544
貸付金	77,418	26,805
保険約款貸付	1,268	△124
一般貸付	76,149	26,929
不動産	6	△1,686
繰延税金資産	37,265	△27,491
その他	△30,673	16,593
貸倒引当金	△37	△327
合計	△342,015	304,606
うち外貨建資産	△196,805	478,296

##### 2 運用利回り

(単位：%)

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	△0.19	1.23
買入金銭債権	2.19	2.12
有価証券	0.64	5.67
うち公社債	2.13	1.80
うち株式	8.12	11.22
うち外国証券	△0.97	9.28
貸付金	2.08	5.82
うち一般貸付	2.01	6.00
不動産	5.77	5.38
一般勘定計	0.67	5.31

- (注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 資産運用利回り計算の分子の資産運用収益のなかには外貨建保険に係る為替差損益等が含まれていますが、この差損益等は損益上、同保険商品の責任準備金の繰入額で実質相殺され経常利益には影響を与えておりません。この影響を除いた一般勘定の運用利回りは次のとおりです。

区分	2019年度	2020年度
一般勘定計	2.73	2.61

## Ⅵ 業務の状況を示す指標等

### 3 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	140,060	190,575
買入金銭債権	18,717	15,742
有価証券	9,471,790	9,227,184
うち公社債	4,604,739	4,450,747
うち株式	76,899	79,532
うち外国証券	4,743,022	4,650,561
貸付金	1,382,849	1,357,598
うち一般貸付	1,299,367	1,269,993
不動産	48,841	48,284
一般勘定計	11,425,014	11,211,808
うち海外投融資	5,969,844	5,862,021

### 4 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
利息及び配当金等収入	311,481	299,101
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	6,003
有価証券売却益	36,820	19,493
有価証券償還益	1,418	4,115
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	310,145
貸倒引当金戻入額	—	—
その他運用収益	7,289	3,211
合計	357,009	642,071

### 5 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
支払利息	193	179
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	1,420	—
有価証券売却損	1,095	25,792
有価証券評価損	10,271	1,884
有価証券償還損	365	792
金融派生商品費用	13,735	15,460
為替差損	250,590	—
貸倒引当金繰入額	50	343
貸付金償却	0	0
賃貸用不動産等減価償却費	675	705
その他運用費用	1,973	2,082
合計	280,370	47,241

### 6 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
預貯金利息	656	100
有価証券利息・配当金	256,131	245,736
公社債利息	74,846	71,820
株式配当金	3,661	3,703
外国証券利息配当金	175,178	167,866
貸付金利息	48,791	47,683
不動産賃貸料	5,297	5,218
その他共計	311,481	299,101

### 7 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
国債等債券	23,419	13,043
株式等	4,081	5,303
外国証券	8,818	1,146
その他共計	36,820	19,493

### 8 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
国債等債券	1	4,650
株式等	354	2
外国証券	738	21,139
その他共計	1,095	25,792

### 9 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
国債等債券	—	—
株式等	1,081	0
外国証券	8,371	1,884
その他共計	10,271	1,884

### 10 商品有価証券明細表

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

### 11 商品有価証券売買高

2019年度及び2020年度とも該当する取引はありません。

### 12 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	3,732,502	40.2	3,666,548	38.3
地方債	70,760	0.8	67,890	0.7
社債	694,438	7.5	617,687	6.5
うち公社・公団債	364,297	3.9	347,955	3.6
株式	109,868	1.2	134,626	1.4
外国証券	4,615,554	49.7	5,013,347	52.4
公社債	4,496,553	48.5	4,905,025	51.3
株式等	119,001	1.3	108,322	1.1
その他の証券	55,513	0.6	63,057	0.7
合計	9,278,638	100.0	9,563,159	100.0

**13 有価証券残存期間別残高**

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合計
2019年度末	国債	107,489	110,686	392,869	162,203	370,173	2,589,080	3,732,502
	地方債	—	3,529	19,496	14,659	16,001	17,074	70,760
	社債	57,711	81,830	97,647	61,346	94,430	301,471	694,438
	株式						109,868	109,868
	外国証券	238,224	376,381	559,132	753,642	841,781	1,846,391	4,615,554
	公社債	237,568	376,331	559,132	753,642	841,781	1,728,097	4,496,553
	株式等	656	50	—	—	—	118,294	119,001
	その他の証券	29	—	—	—	—	55,483	55,513
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	17,919	17,919
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	
合計	403,455	572,427	1,069,145	991,852	1,322,386	4,937,290	9,296,558	
2020年度末	国債	66,901	157,122	280,953	182,218	505,520	2,473,832	3,666,548
	地方債	—	8,258	19,761	10,108	14,570	15,191	67,890
	社債	25,266	110,877	66,545	68,466	104,923	241,607	617,687
	株式						134,626	134,626
	外国証券	246,913	468,078	743,347	752,556	838,231	1,964,219	5,013,347
	公社債	246,226	468,078	743,347	752,556	837,479	1,857,336	4,905,025
	株式等	686	—	—	—	752	106,883	108,322
	その他の証券	9	—	—	—	—	63,048	63,057
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	14,944	14,944
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	
合計	339,090	744,337	1,110,607	1,013,350	1,463,247	4,907,470	9,578,103	

**14 保有公社債の期末残高利回り**

(単位：%)

区分	2019年度	2020年度
公社債	1.70	1.68
外国公社債	3.04	2.83

## Ⅵ 業務の状況を示す指標等

### 15 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	218	0.2	242	0.2	
鉱業	—	—	—	—	
建設業	4,060	3.7	5,035	3.7	
製造業	食料品	—	—	—	—
	繊維製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—	—
	化学	7,743	7.0	13,202	9.8
	医薬品	12,921	11.8	15,032	11.2
	石油・石炭製品	1,207	1.1	1,531	1.1
	ゴム製品	608	0.6	819	0.6
	ガラス・土石製品	446	0.4	790	0.6
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	247	0.2	425	0.3
	機械	2,296	2.1	1,887	1.4
	電気機器	2,084	1.9	3,438	2.6
	輸送用機器	2,637	2.4	3,261	2.4
	精密機器	—	—	—	—
その他製品	—	—	—	—	
電気・ガス業	1,506	1.4	1,516	1.1	
運輸・情報通信業	陸運業	3,371	3.1	1,304	1.0
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
	情報・通信業	23,150	21.1	25,824	19.2
商業	卸売業	11,643	10.6	16,355	12.1
	小売業	1,136	1.0	1,417	1.1
金融・保険業	銀行業	8,028	7.3	11,020	8.2
	証券・商品先物取引業	—	—	—	—
	保険業	24,035	21.9	26,256	19.5
	その他金融業	1,387	1.3	3,581	2.7
不動産業	15	0.0	15	0.0	
サービス業	1,118	1.0	1,666	1.2	
合計	109,868	100.0	134,626	100.0	

### 16 貸付金明細表

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
保険約款貸付	84,934	84,809
契約者貸付	71,109	71,214
保険料振替貸付	13,825	13,595
一般貸付	1,307,627	1,334,557
(うち非居住者貸付)	(1,160,599)	(1,201,067)
企業貸付	1,266,775	1,294,908
(うち国内企業向け)	(121,176)	(108,840)
国・国際機関・政府関係機関貸付	10,049	10,032
公共団体・公企業貸付	27,680	27,289
住宅ローン	3,054	2,320
消費者ローン	67	6
その他	—	—
合計	1,392,561	1,419,366

**17 貸付金残存期間別残高**

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超(期間の定め のないものを含む)	合計
2019年度末	変動金利	5,096	2,564	1,345	1,084	103	305	10,499
	固定金利	101,491	96,635	177,618	312,799	379,343	229,239	1,297,127
	一般貸付計	106,588	99,199	178,963	313,883	379,447	229,544	1,307,627
2020年度末	変動金利	2,533	1,449	1,495	11,318	67	75	16,938
	固定金利	30,828	126,873	291,659	297,829	350,573	219,854	1,317,618
	一般貸付計	33,361	128,322	293,154	309,148	350,640	219,929	1,334,557

**18 国内企業向け貸付金企業規模別内訳**

(単位：件、百万円、%)

区分		2019年度末	占率	2020年度末	占率
大企業	貸付先数	7	21.9	4	13.8
	金額	28,472	23.5	17,202	15.8
中堅企業	貸付先数	3	9.4	3	10.3
	金額	15,000	12.4	15,000	13.8
中小企業	貸付先数	22	68.8	22	75.9
	金額	77,703	64.1	76,638	70.4
国内企業向け貸付計	貸付先数	32	100.0	29	100.0
	金額	121,176	100.0	108,840	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②~④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員 300名超かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超かつ	資本金 10億円以上
中堅企業		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

## Ⅵ 業務の状況を示す指標等

### 19 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
製造業	3,000	0.2	—	—
食料	—	—	—	—
繊維	—	—	—	—
木材・木製品	—	—	—	—
パルプ・紙	—	—	—	—
印刷	—	—	—	—
化学	—	—	—	—
石油・石炭	—	—	—	—
窯業・土石	—	—	—	—
鉄鋼	—	—	—	—
非鉄金属	—	—	—	—
金属製品	—	—	—	—
はん用・生産用・業務用機械	—	—	—	—
電気機械	—	—	—	—
輸送用機械	3,000	0.2	—	—
その他の製造業	—	—	—	—
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
国内向け				
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	478	0.0	371	0.0
卸売業	—	—	—	—
小売業	—	—	—	—
金融業、保険業	39,390	3.0	31,373	2.4
不動産業	77,703	5.9	76,638	5.7
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—
その他のサービス	653	0.0	490	0.0
地方公共団体	22,680	1.7	22,289	1.7
個人（住宅・消費・納税資金等）	3,121	0.2	2,327	0.2
合計	147,027	11.2	133,489	10.0
海外向け				
政府等	15,000	1.1	15,000	1.1
金融機関	42,000	3.2	8,702	0.7
商工業（等）	1,103,599	84.4	1,177,365	88.2
合計	1,160,599	88.8	1,201,067	90.0
一般貸付計	1,307,627	100.0	1,334,557	100.0

### 20 貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	78,835	96.3	77,499	100.0
運転資金	3,000	3.7	—	—

**21 貸付金地域別内訳**

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	—	—	—	—
東北	4,322	3.0	4,160	3.2
関東	107,319	74.6	98,637	75.2
中部	15,783	11.0	12,621	9.6
近畿	10,251	7.1	9,745	7.4
中国	1,474	1.0	1,389	1.1
四国	1,972	1.4	1,858	1.4
九州	2,780	1.9	2,749	2.1
合計	143,905	100.0	131,162	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。  
 2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

**22 貸付金担保別内訳**

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	1,181,303	90.3	1,254,003	94.0
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	1,181,303	90.3	1,254,003	94.0
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	1,131	0.1	861	0.1
信用貸付	122,070	9.3	77,364	5.8
その他	3,121	0.2	2,327	0.2
一般貸付計	1,307,627	100.0	1,334,557	100.0
うち劣後特約付貸付	19,341	1.5	16,341	1.2

**23 有形固定資産明細表**
**1. 有形固定資産の明細**

(単位：百万円、%)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
2019年度	土地	29,601	—	23	(11)	—	29,577	—
	建物	19,199	1,331	80	(13)	1,179	19,270	18,185
	リース資産	2,071	—	—	—	218	1,853	1,420
	建設仮勘定	43	3	45	—	—	1	—
	その他の有形固定資産	2,010	1,226	8	(0)	1,134	2,093	7,215
	合計	52,925	2,561	157	(24)	2,533	52,796	26,820
	うち賃貸等不動産	39,360	717	64	(24)	651	39,361	11,204
2020年度	土地	29,577	—	845	(0)	—	28,732	—
	建物	19,270	1,148	707	(1)	1,280	18,431	18,628
	リース資産	1,853	171	—	—	236	1,788	1,656
	建設仮勘定	1	—	1	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	2,093	1,069	8	—	1,180	1,973	7,694
	合計	52,796	2,389	1,563	(1)	2,697	50,925	27,979
	うち賃貸等不動産	39,361	515	1,498	(0)	687	37,691	11,126

(注) 1. 「当期減少額」欄の括弧内には、減損損失の計上額を記載しています。  
 2. 賃貸等不動産の当期増加額、当期減少額には用途変更に伴う振替額を含んでいます。

**2. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数**

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
不動産残高	48,850	47,163
営業用	9,488	9,472
賃貸用	39,361	37,691
賃貸用ビル保有数	82棟	71棟

## VI 業務の状況を示す指標等

### 24 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
有形固定資産	6	2,641
土地	1	1,240
建物	4	1,373
リース資産	—	—
その他	0	28
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合計	6	2,641
うち賃貸等不動産	5	2,641

### 25 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
有形固定資産	78	425
土地	—	306
建物	72	114
リース資産	—	—
その他	5	4
無形固定資産	389	—
その他	5	13
合計	473	439
うち賃貸等不動産	17	372

### 26 賃貸用不動産等減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	23,715	705	11,490	12,224	48.5
建物	23,308	687	11,126	12,181	47.7
リース資産	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	407	17	364	43	89.4
無形固定資産	13	—	13	—	100.0
その他	38	—	38	—	100.0
合計	23,768	705	11,543	12,224	48.6

### 27 海外投融資の状況

#### 1. 資産別明細

##### a. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	4,079,135	68.7	4,489,575	70.3
株式	19,316	0.3	33,832	0.5
現預金・その他	1,342,957	22.6	1,396,298	21.9
小計	5,441,409	91.6	5,919,705	92.7

##### b. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	—	—	—	—
小計	—	—	—	—

##### c. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	57,000	1.0	23,702	0.4
公社債(円建外債)・その他	441,405	7.4	439,727	6.9
小計	498,405	8.4	463,429	7.3

##### d. 合計

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	5,939,815	100.0	6,383,135	100.0

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

#### 2. 地域別構成

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末								2020年度末							
	外国証券		[うち公社債]		[うち株式等]		非居住者貸付		外国証券		[うち公社債]		[うち株式等]		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	3,402,510	73.7	3,401,610	75.6	899	0.8	1,110,010	95.6	3,710,966	74.0	3,709,042	75.6	1,923	1.8	1,140,639	95.0
ヨーロッパ	396,247	8.6	344,906	7.7	51,341	43.1	5,000	0.4	350,930	7.0	332,549	6.8	18,380	17.0	5,000	0.4
オセアニア	410,723	8.9	410,723	9.1	—	—	35,589	3.1	497,058	9.9	497,058	10.1	—	—	45,427	3.8
アジア	19,028	0.4	19,028	0.4	—	—	—	—	22,836	0.5	22,836	0.5	—	—	—	—
中南米	179,398	3.9	112,638	2.5	66,760	56.1	—	—	210,091	4.2	122,073	2.5	88,017	81.3	—	—
中東	1	0.0	1	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	207,644	4.5	207,644	4.6	—	—	10,000	0.9	221,463	4.4	221,463	4.5	—	—	10,000	0.8
合計	4,615,554	100.0	4,496,553	100.0	119,001	100.0	1,160,599	100.0	5,013,347	100.0	4,905,025	100.0	108,322	100.0	1,201,067	100.0

#### 3. 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	4,562,834	83.9	4,884,000	82.5
ユーロ	6,288	0.1	5,937	0.1
豪ドル	871,388	16.0	1,028,824	17.4
その他	897	0.0	942	0.0
合計	5,441,409	100.0	5,919,705	100.0

## 28 海外投融資利回り

(単位：%)

2019年度	2020年度
△0.66	8.45

(注) 資産運用利回り計算の分子の資産運用収益のなかには外貨建保険に係る為替差損益等が含まれていますが、この差損益等は損益上、同保険商品の責任準備金の繰入額で実質相殺され経常利益には影響を与えておりません。  
この影響を除いた一般勘定の運用利回りは次のとおりです。

2019年度	2020年度
3.28	3.30

## 29 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額)

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
公共債	国債	—
	地方債	—
	公社・公団債	52
	小計	52
貸付	政府関係機関	49
	公共団体・公企業	—
	小計	49
合計	101	86

## 30 各種ローン金利

貸出の種類	利率		
	2020年4月10日実施 年1.10%	2020年5月8日実施 年1.05%	2020年8月12日実施 年1.00%
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)			

(注) 住宅ローン、消費者ローン(提携ローン)につきましては、新規の取扱いは行っておりません。

## 31 その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
繰延資産等	159	1,020	142	84	953	
合計	159	1,020	142	84	953	

# 5 有価証券等の時価情報 (一般勘定)

## 1 有価証券の時価情報

### 1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	35,252	△1,420	41,256	6,003

(注) 2019年度末、2020年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

### 2. 有価証券の時価情報 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]	帳簿価額	時価	差損益	[うち差益]	[うち差損]
満期保有目的の債券	61,912	65,916	4,003	4,003	—	58,637	62,498	3,861	3,861	—
責任準備金対応債券	6,976,451	8,190,333	1,213,881	1,233,185	△19,303	7,295,887	8,184,302	888,414	914,164	△25,749
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	2,074,512	2,178,717	104,205	147,129	△42,923	1,943,313	2,135,976	192,663	199,543	△6,880
公社債	581,442	626,854	45,411	46,259	△847	457,116	495,600	38,484	40,140	△1,655
株式	60,741	92,859	32,118	35,510	△3,392	66,032	117,618	51,585	51,957	△371
外国証券	1,405,856	1,422,694	16,837	55,168	△38,330	1,394,625	1,479,849	85,223	90,068	△4,844
公社債	1,315,380	1,339,652	24,272	53,875	△29,602	1,334,899	1,415,662	80,763	85,505	△4,742
株式等	90,476	83,041	△7,434	1,293	△8,728	59,726	64,186	4,460	4,562	△102
その他の証券	19,827	29,006	9,179	9,528	△349	19,803	36,599	16,795	16,800	△4
買入金銭債権	6,644	7,303	659	662	△3	5,735	6,308	573	577	△4
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	9,112,876	10,434,967	1,322,090	1,384,318	△62,227	9,297,838	10,382,778	1,084,939	1,117,570	△32,630
公社債	4,452,289	5,215,559	763,270	764,297	△1,027	4,313,642	4,916,567	602,925	607,471	△4,546
株式	60,741	92,859	32,118	35,510	△3,392	66,032	117,618	51,585	51,957	△371
外国証券	4,562,757	5,078,660	515,902	573,356	△57,454	4,883,988	5,296,247	412,258	439,961	△27,703
公社債	4,472,281	4,995,618	523,337	572,063	△48,726	4,824,262	5,232,060	407,797	435,399	△27,601
株式等	90,476	83,041	△7,434	1,293	△8,728	59,726	64,186	4,460	4,562	△102
その他の証券	19,827	29,006	9,179	9,528	△349	19,803	36,599	16,795	16,800	△4
買入金銭債権	17,260	18,881	1,620	1,624	△3	14,371	15,745	1,374	1,378	△4
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

## VI 業務の状況を示す指標等

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	43,386	43,357
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	16,909	16,909
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
その他	26,477	26,448
その他有価証券	816	2,826
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	99	99
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	716	2,726
合計	44,202	46,184

### 2 金銭の信託の時価情報

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

### 3 デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

#### 1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位：百万円)

区分	ヘッジ会計適用分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
2019年度末	ヘッジ会計適用分	12,401	△27,280	—	—	—	△14,879
	ヘッジ会計非適用分	—	△27,074	—	—	—	△27,074
	合計	12,401	△54,354	—	—	—	△41,953
2020年度末	ヘッジ会計適用分	△20,971	△21,302	—	—	—	△42,274
	ヘッジ会計非適用分	—	△39,381	—	—	—	△39,381
	合計	△20,971	△60,684	—	—	—	△81,656

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（2019年度末 通貨関連503百万円、2020年度末 通貨関連△724百万円）及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

#### 2. 金利関連

(単位：百万円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	84,657	84,657	12,401	12,401	231,840	231,840	△20,971	△20,971
	変動金利受取/固定金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
合計								12,401	△20,971

#### (参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位：百万円、%)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2019年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	84,657	84,657
	平均受取固定金利	—	—	—	—	—	1.48	1.48
	平均支払変動金利	—	—	—	—	—	1.08	1.08
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
2020年度末	受取固定/支払変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	231,840	231,840
	平均受取固定金利	—	—	—	—	—	1.49	1.49
	平均支払変動金利	—	—	—	—	—	0.16	0.16
	支払固定/受取変動スワップ想定元本	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—

### 3. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	[うち1年超]	時価	差損益	契約額等	[うち1年超]	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	721,807	266,242	△19,983	△19,983	702,845	295,450	△42,834	△42,834
	(米ドル)	717,830	266,242	△20,079	△20,079	701,900	295,450	△42,731	△42,731
	(ユーロ)	2,856	—	66	66	154	—	△9	△9
	(英ポンド)	1,119	—	28	28	790	—	△93	△93
	買建	93,078	12,850	250	250	93,464	27,326	4,530	4,530
	(米ドル)	90,715	12,850	282	282	93,255	27,326	4,511	4,511
	(ユーロ)	2,024	—	△26	△26	54	—	1	1
	(英ポンド)	338	—	△4	△4	153	—	16	16
	通貨スワップ								
	受取円貨支払外貨	205,432	191,895	△29,191	△29,191	180,751	167,661	△21,665	△21,665
	(米ドル)	205,432	191,895	△29,191	△29,191	180,751	167,661	△21,665	△21,665
	受取外貨支払円貨	27,681	14,000	△5,430	△5,430	14,000	14,000	△713	△713
(米ドル)	5,281	—	△123	△123	—	—	—	—	
(豪ドル)	22,400	14,000	△5,307	△5,307	14,000	14,000	△713	△713	
合計				△54,354				△60,684	

(注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。  
 2. 為替予約の時価は差損益を記載しています。

### 4. 株式関連

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

### 5. 債券関連

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

### 6. その他

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

# Ⅶ 特別勘定に関する指標等

## 1 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
	金額	金額
個人変額保険	4,827	5,485
個人変額年金保険	4,623	5,029
団体年金保険	1,525	—
特別勘定計	10,976	10,515

## 2 個人変額保険（特別勘定）の状況

### 1 保有契約高

(単位：件、百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険（有期型）	14	20	9	14
変額保険（終身型）	3,641	12,571	3,443	12,431
合計	3,655	12,591	3,452	12,445

### 2 運用の経過

個人変額保険の運用にあたっては、期初にマクロ経済分析・投資環境見通しに基づき、国内外の株式・公社債などを運用対象にリスクと収益のバランスを図りつつ、安定的な総合収益が確保できるポートフォリオの構築に努めております。

2020年度の運用環境は、2019年度第4四半期に発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、景気先行き見通しが非常に不透明な中で始まりましたが、グローバルな金融緩和と大規模な経済対策によって、株式をはじめとするリスク性資産の価格は大きく押し上げられました。

国内株式市場は、年度前半は緊急事態宣言の発出やGDPの大幅減速などによって一時的に弱含む場面もありましたが、グローバルな金融緩和姿勢や大型経済対策を背景に回復基調となりました。その後しばらくは一進一退の展開が続きましたが、秋以降はワクチンの実用化報道や米追加経済対策への期待などから再び上昇基調となりました。国内債券市場は、第1四半期に原油先物価格の急落を受けて一時的に利回りが低下する局面はありましたが、その後しばらくは狭いレンジ内での推移が続きました。第4四半期は、米長期金利の上昇や日銀が長期金利操作幅を拡大するとの思惑などから利回りは上昇基調となりました。

米国株式市場は、年度前半は大規模な資金供給策や広範な社債買入れの発表を背景に上昇基調となりました。その後、ハイテク銘柄の利益確定売りや追加経済対策の協議難航などから一時的に下落する場面もありましたが、追加経済対策の成立やワクチン

実用化による経済正常化期待の高まりなどから、年度後半も上昇基調が継続しました。米国債券市場は、年度前半は雇用統計が予想外の改善を示したことで一時的に利回りが上昇する局面がありましたが、景気の先行き不透明感や金融緩和の長期化が意識され、利回りは一進一退の推移が続きました。しかし、年度後半に入ると大規模な追加経済対策の成立を受けて、米国の景気回復やインフレの上振れ可能性が意識され、利回りは上昇基調となりました。年明け以降、財政支出拡大による国債増発の懸念の高まりや先行きのインフレ加速に対する警戒から利回り上昇は加速しました。

当社は個人変額保険資産の運用にあたり、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い先行き不透明感が高まる中、外国株式の配分を抑えて運用を開始しました。その後、国内外の株式市場の上昇基調を鑑み、株式への投資比率を引き上げる資産配分を実施しましたが、総じて投資計画に沿った資産構成で運用を行いました。

上記の運用の結果、2020年度末の資産構成は全体で国内債券25%、国内株式31%、外国債券10%、外国株式28%、短期資金・その他6%となりました。なお、資産の運用方法を個別銘柄に投資する自社運用からパッシブ運用型投資信託による運用へ完全移行した2017年度以降、短期資金・その他を除く個別資産は投資信託での運用を行っています。

### 3 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	221	4.6	203	3.7
有価証券	4,471	92.6	5,134	93.6
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	4,471	92.6	5,134	93.6
貸付金	—	—	—	—
その他	134	2.8	147	2.7
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	4,827	100.0	5,485	100.0

### 4 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	290	202
有価証券売却益	—	—
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	425	1,390
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	954	439
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	6	4
収支差額	△245	1,148

## 5 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

### 1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	4,471	△528	5,134	951

(注) 2019年度末及び2020年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

### 2. 金銭の信託の時価情報

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

### 3. 個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

## 3 個人変額年金保険 (特別勘定) の状況

### 1 保有契約高

(単位：件、百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	174	589	154	503

### 2 運用の経過

最低年金原資保証タイプの運用にあたっては、リスク低減に努めつつ、中長期的な運用成果の獲得を目指しております。投資対象は主に国内公社債・国内株式などの円建の有価証券としております。国内公社債の組み入れ比率は、期初の64%から低下し期末は63%となりました。国内株式の組み入れ比率は、期初の29%から上昇し期末は31%となりました。短期資金・その他の組み入れ比率は、期初の7%から低下し期末は6%となりました。

特別勘定選択タイプの運用にあたっては、各特別勘定の主たる投資対象である投資信託の組み入れ比率を高水準に維持しました。

変額個人年金保険Ⅰ型および変額個人年金保険Ⅱ型(年金受取総額および死亡保険金額保証特則付)の運用にあたっては、各特別勘定の主たる投資対象である投資信託の組み入れ比率を高水準に維持しました。

### 3 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	107	2.3	85	1.7
有価証券	4,291	92.8	4,722	93.9
公社債	2,463	53.3	2,650	52.7
株式	1,098	23.8	1,288	25.6
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	729	15.8	783	15.6
貸付金	—	—	—	—
その他	224	4.9	221	4.4
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	4,623	100.0	5,029	100.0

### 4 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	129	100
有価証券売却益	57	75
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	287	749
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	23	59
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	577	282
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	10	4
収支差額	△136	579

## 5 個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

### 1. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	4,291	△289	4,722	467

(注) 2019年度末及び2020年度末とも「金銭の信託」は保有していません。

### 2. 金銭の信託の時価情報

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

### 3. 個人変額年金保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

2019年度末及び2020年度末とも保有していません。

# Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

## 1 保険会社及びその子会社等の概況

### 1 主要な事業の内容及び組織の構成



### 2 子会社等に関する事項

名称	主たる営業所 又は 事務所の所在地	資本金又は 出資金の額	事業の内容	設立 年月日	総株主又は総 出資者の議決 権に占める当 社の保有議決 権の割合	総株主又は総出 資者の議決権に 占める当社子会 社等の保有議決 権の割合
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル 生命保険株式会社	東京都 千代田区	11,545百万円	生命保険業	1955年 5月24日	100.0%	—
プルデンシャル・ モーゲージ・アセット・ ホールディングス・ワン・ ジャパン 投資事業有限責任組合	東京都 千代田区	76,169百万円	投資事業 (金銭の貸付ならびに 特定社債の取得)	2009年 5月19日	99.95%	—
Green Tree, L.P.	Grand Cayman, Cayman Islands	36,534百万円	投資事業 (ヘッジファンドの取 得)	2018年 6月4日	99.99%	—
Gold, L.P.	Grand Cayman, Cayman Islands	2,189百万円	投資事業 (プライベートエクワイ ティファンド及び不動産 ファンドの取得)	2020年 8月17日	99.99%	—
Gold II, L.P.	Grand Cayman, Cayman Islands	1,729百万円	投資事業 (プライベートエクワイ ティファンド及び不動産 ファンドの取得)	2020年 8月17日	—	Gold, L.P. による間接保有 99.99%
ロックウッド・ ベンチャー・ワン・ エルエルシー 日本支店	東京都 千代田区	9,500百万円	投資事業 (不動産信託受益権の所 有・管理)	2001年 3月15日	50.0%	—

- (注) 1. プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合は投資事業有限責任組合に係わる出資金及び出資金割合を記載しています。
2. Green Tree, L.P.、Gold, L.P.及びGold II, L.P.は、リミテッド・パートナーシップに係わる出資金及び出資金割合を記載しています。換算レート：1ドル=110.71円 (2021年3月末時点)
3. ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー 日本支店は、匿名組合事業に係わる出資金及び出資金割合を記載しています。

## 2 保険会社及びその子会社等の主要な業務

### 1 直近事業年度における事業の概況

子会社等の事業の状況は、以下のとおりであります。

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社  
の契約の状況は、個人保険及び個人年金保険の合計で、新契約  
高（転換による純増加を含む）が前年同期より525億円減少し  
3,646億円となり、保有契約高は前期末より3,084億円増加し5兆  
3,959億円となりました。

収支の状況は、収入面では保険料等収入が3,992億円、資産運  
用収益が114億円となったのに対し、支出面では保険金等支払金  
が3,236億円、責任準備金等繰入額が348億円、事業費が354億円  
となった結果、経常利益は96億円となり、当期純利益は67億円と  
なりました。

また、当期末の総資産は前期末より415億円増加し4,727億円  
となりました。

子法人等である「プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホ  
ールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合」は不動  
産担保貸付ならびに特定社債の取得、保有及び処分を行って  
おります。

同社の当期業績は受取利息収入が9億円（前期9億円）、オリジ  
ネーションフィー等の収入が0億円（前期0億円）となっており  
ます。また、当期末の同社の運用資産残高は764億円（前期末772  
億円）となっております。

子法人等である「Green Tree, L.P.」はヘッジファンドの取得、  
保有及び処分を行っております。

同社の当期業績は利息及び配当金等収入が△2億円（前期1億  
円）となっております。また、当期末の同社の保有する有価証券  
残高は377億円（前期末227億円）となっております。

子法人等である「Gold, L.P.」「Gold II, L.P.」はプライベート  
エクイティファンド及び不動産ファンドの取得、保有及び処分を  
行っております。

同社は当期に設立され、当期業績は利息及び配当金等収入が0  
億円となっております。また、当期末の同社の保有する有価証券  
残高は14億円となっております。

関連法人等である「ロックウッド・ベンチャー・ワン・エル  
ルシー 日本支店」は不動産の信託受益権を保有する特別目的会社  
であり同信託受益権の所有・管理を行っております。

同社の当期業績は、不動産賃貸料収入が42億円（前期43億円）、  
経常利益が21億円（前期21億円）となっております。

### 2 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	1,710,556	1,793,460	1,877,936	1,790,562	1,826,023
経常利益	127,990	147,044	227,665	107,778	204,487
親会社株主に帰属する当期純利益	64,648	89,725	142,115	63,313	135,854
包括利益	46,308	47,217	149,701	28,948	183,664

項目	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
総資産	11,706,993	11,774,711	12,029,234	11,701,712	12,043,698
連結ソルベンシー・マージン比率	892.7%	919.4%	884.3%	835.2%	876.4%

## 3 保険会社及びその子会社等の財産の状況

## 1 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2019年度 (2020年3月31日) 現在	2020年度 (2021年3月31日) 現在
		金額	金額
<b>(資産の部)</b>			
現金及び預貯金		265,044	271,671
買入金銭債権		17,919	14,944
有価証券		9,631,339	9,956,650
貸付金		1,378,659	1,405,617
有形固定資産		53,512	51,800
土地		29,577	28,732
建物		19,394	18,566
リース資産		1,853	1,814
建設仮勘定		1	—
その他の有形固定資産		2,684	2,686
無形固定資産		83,650	80,180
ソフトウェア		12,687	15,406
のれん		68,067	61,879
その他の無形固定資産		2,895	2,895
再保険貸		20,468	26,120
その他資産		126,503	140,644
退職給付に係る資産		950	1,458
繰延税金資産		124,578	95,849
貸倒引当金		△913	△1,238
資産の部合計		11,701,712	12,043,698

科目	年度	2019年度 (2020年3月31日) 現在	2020年度 (2021年3月31日) 現在
		金額	金額
<b>(負債の部)</b>			
保険契約準備金		10,821,000	10,979,443
支払備金		57,891	56,130
責任準備金		10,735,175	10,896,312
契約者配当準備金		27,933	27,000
再保険借		42,822	45,630
その他負債		195,142	243,545
退職給付に係る負債		69,544	68,995
役員退職慰労引当金		339	627
特別法上の準備金		203,424	210,352
価格変動準備金		203,424	210,352
負債の部合計		11,332,273	11,548,594

<b>(純資産の部)</b>			
資本金		75,500	75,500
資本剰余金		35,429	35,429
利益剰余金		188,669	266,524
株主資本合計		299,598	377,453
その他有価証券評価差額金		74,895	140,263
繰延ヘッジ損益		△2,198	△21,033
退職給付に係る調整累計額		△2,855	△1,579
その他の包括利益累計額合計		69,840	117,650
純資産の部合計		369,438	495,103
負債及び純資産の部合計		11,701,712	12,043,698

## 2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

### (連結損益計算書)

科目	年度	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		1,790,562	1,826,023
保険料等収入		1,201,151	1,162,897
資産運用収益		360,732	654,702
利息及び配当金等収入		315,187	302,700
売買目的有価証券運用益		—	6,003
有価証券売却益		36,837	19,494
有価証券償還益		1,418	4,115
為替差益		—	312,796
その他運用収益		7,289	3,211
特別勘定資産運用益		—	6,380
その他経常収益		228,678	8,424
経常費用		1,682,783	1,621,536
保険金等支払金		1,146,986	1,161,942
保険金		178,715	171,100
年金		77,583	76,008
給付金		165,273	151,857
解約返戻金		294,614	283,964
再保険払戻金		174	313
その他返戻金		6,222	7,303
再保険料		424,401	471,394
責任準備金等繰入額		1	161,138
責任準備金繰入額		—	161,136
契約者配当金積立利息繰入額		1	1
資産運用費用		282,026	49,284
支払利息		490	475
売買目的有価証券運用損		1,420	—
有価証券売却損		1,095	25,793
有価証券評価損		10,271	1,884
有価証券償還損		365	834
金融派生商品費用		14,258	17,039
為替差損		251,051	—
貸倒引当金繰入額		50	341
貸付金償却		0	0
賃貸用不動産等減価償却費		675	705
その他運用費用		2,079	2,209
特別勘定資産運用損		267	—
事業費		224,917	220,932
その他経常費用		28,850	28,238
経常利益		107,778	204,487

(単位：百万円)

科目	年度	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
		金額	金額
特別利益		6	2,641
固定資産等処分益		6	2,641
特別損失		7,137	7,375
固定資産等処分損		506	446
減損損失		24	1
価格変動準備金繰入額		6,607	6,928
契約者配当準備金繰入額		8,622	9,062
税金等調整前当期純利益		92,025	190,689
法人税及び住民税等		53,947	44,072
法人税等調整額		△25,235	10,762
法人税等合計		28,711	54,834
当期純利益		63,313	135,854
親会社株主に帰属する当期純利益		63,313	135,854

### (連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科目	年度	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
		金額	金額
当期純利益		63,313	135,854
その他の包括利益		△34,364	47,810
その他有価証券評価差額金		△28,180	65,368
繰延ヘッジ損益		△6,303	△18,834
退職給付に係る調整額		119	1,276
包括利益		28,948	183,664
親会社株主に係る包括利益		28,948	183,664

Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

3 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
		金額	金額
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前当期純利益 (△は損失)		92,025	190,689
賃貸用不動産等減価償却費		675	705
減価償却費		5,468	5,815
減損損失		24	1
のれん償却額		6,187	6,187
支払備金の増減額 (△は減少)		△1,126	△1,760
責任準備金の増減額 (△は減少)		△221,514	161,136
契約者配当準備金積立利息繰入額		1	1
契約者配当準備金繰入額		8,622	9,062
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		50	341
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		356	918
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		△5	88
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		6,607	6,928
利息及び配当金等収入		△315,187	△302,700
有価証券関係損益 (△は益)		△11,770	7,398
支払利息		490	475
為替差損益 (△は益)		251,051	△312,796
有形固定資産関係損益 (△は益)		56	△2,222
再保険貸の増減額 (△は増加)		△5,565	△5,651
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		9,658	△10,784
再保険借の増減額 (△は減少)		8,436	2,807
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		△1,857	△5,044
非資金取引となる再保険料		164,829	164,853
その他		1,191	108
小計		△1,291	△83,438
利息及び配当金等の受取額		289,059	269,988
利息の支払額		△494	△470
契約者配当金の支払額		△11,668	△9,997
法人税等の支払額		△69,358	△49,368
営業活動によるキャッシュ・フロー		206,246	126,713
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
買入金銭債権の売却・償還による収入		3,096	2,870
有価証券の取得による支出		△4,040,838	△2,111,310
有価証券の売却・償還による収入		4,100,683	2,062,763
貸付けによる支出		△248,851	△166,374
貸付金の回収による収入		146,172	147,459
その他		△29,788	△10,420
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		△69,526 (136,720)	△75,010 (51,702)
有形固定資産の取得による支出		△2,744	△2,602
有形固定資産の売却による収入		29	3,765
子会社株式の取得による支出		—	△300
その他		△5,864	△6,325
投資活動によるキャッシュ・フロー		△78,105	△80,473
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
配当金の支払額		△92,478	△44,204
その他		△223	△225
財務活動によるキャッシュ・フロー		△92,702	△44,430
現金及び現金同等物に係る換算差額		△2,188	4,818
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		33,249	6,627
現金及び現金同等物期首残高		231,794	265,044
現金及び現金同等物期末残高		265,044	271,671

#### 4 連結株主資本等変動計算書

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	75,500	35,429	262,039	372,968	103,075	4,104	△2,975	104,205	477,173
当期変動額									
剰余金の配当			△136,683	△136,683					△136,683
親会社株主に帰属 する当期純利益			63,313	63,313					63,313
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					△28,180	△6,303	119	△34,364	△34,364
当期変動額合計	—	—	△73,370	△73,370	△28,180	△6,303	119	△34,364	△107,734
当期末残高	75,500	35,429	188,669	299,598	74,895	△2,198	△2,855	69,840	369,438

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	75,500	35,429	188,669	299,598	74,895	△2,198	△2,855	69,840	369,438
当期変動額									
剰余金の配当			△57,999	△57,999					△57,999
親会社株主に帰属 する当期純利益			135,854	135,854					135,854
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					65,368	△18,834	1,276	47,810	47,810
当期変動額合計	—	—	77,854	77,854	65,368	△18,834	1,276	47,810	125,665
当期末残高	75,500	35,429	266,524	377,453	140,263	△21,033	△1,579	117,650	495,103

## Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

### 連結財務諸表の作成方針

#### 2019年度

1. 連結の範囲に関する事項  
連結される子会社及び子法人等数 3社  
連結される子会社及び子法人等は、プルデンシャル シブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合及びGreen Tree, L.P.であります。
2. 持分法の適用に関する事項  
持分法適用の関連法人等数 1社  
ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー 日本支店を営業者とする匿名組合
3. 連結される子会社及び子法人等の当連結会計年度の末日等に関する事項  
連結子会社及び子法人等のうち、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合及びGreen Tree, L.P.の決算日は12月31日であり、当連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結しております。
4. のれんの償却に関する事項  
のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。

#### 2020年度

1. 連結の範囲に関する事項  
連結される子会社及び子法人等数 5社  
連結される子会社及び子法人等は、プルデンシャル シブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合、Green Tree, L.P.、Gold, L.P.及びGold II, L.P.であります。  
Gold, L.P.及びGold II, L.P.は、出資持分を取得したことにより、当連結会計年度において新たに連結の範囲に含めております。  
非連結の子会社は、PGフレンドリー・パートナーズ株式会社であります。  
非連結の子会社は、総資産、売上高、当期損益及び利益剰余金の観点からみて、いずれも小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項  
持分法適用の関連法人等数 1社  
ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー 日本支店  
非連結の子会社については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので、持分法を適用しておりません。
3. 連結される子会社及び子法人等の当連結会計年度の末日等に関する事項  
連結子会社及び子法人等のうち、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合、Green Tree, L.P.、Gold, L.P.及びGold II, L.P.の決算日は12月31日であり、当連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結しております。
4. のれんの償却に関する事項  
のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。

## 重要な会計方針

### 2019年度

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
  - ・有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
  - ・リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は2百万円であります。

### 2020年度

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
  - ・有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
  - ・リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は2百万円であります。

## Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

### 2019年度

6. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、退職給付に係る資産を計上しております。退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりです。
- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準                  |
| 数理計算上の差異の処理年数  | 翌連結会計年度より5年～10年          |
| 過去勤務費用の処理年数    | 5年もしくは発生連結会計年度における一括費用処理 |
7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、およびキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
  - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、当社では、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を27,270百万円積み立てております。

### 2020年度

6. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務を上回る制度については、退職給付に係る資産を計上しております。退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりです。
- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準                  |
| 数理計算上の差異の処理年数  | 翌連結会計年度より5年～10年          |
| 過去勤務費用の処理年数    | 5年もしくは発生連結会計年度における一括費用処理 |
7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に従い、その他有価証券のうち外貨建有価証券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、及びキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性の判定は、時価ヘッジについてはヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっており、また、繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
11. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、責任準備金を積み立てております。責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
  - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- 当社では、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、一部の個人保険契約及び個人年金保険契約について、追加責任準備金を22,706百万円積み立てております。責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。なお、責任準備金は、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

## 2019年度

12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

## 2020年度

12. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

13. 保険料は、次のとおり計上しております。  
初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

14. 保険金等支払金（再保険払戻金、再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、保険金等の支出として計上していないものについて、支払準備金を積み立てております。

会計上の見積りに関する事項

2019年度

--

2020年度

<p>1. 責任準備金</p> <p>(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額 10,896,312百万円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報</p> <p>① 算出方法 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、金融庁に認可を受けた算出方法書により積み立てております。</p> <p>また、算出方法書の主要な仮定に基づく将来の見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上しております。</p> <p>② 主要な仮定 将来発生が予測される債務の算出においては、予定死亡率、予定事業費率、予定利率、予定契約脱退率、予定罹患率等の基礎率や市場金利等を主要な仮定として用いております。基礎率は過去の統計データや法令等によって決定され、その内容は金融庁の認可を受け又は金融庁への届出を行っております。</p> <p>③ 翌連結会計年度の影響 保険数理計算に使用した基礎率は当連結会計年度末時点で合理的であると考えておりますが、発生率等の予期せぬ変動が見込まれ、責任準備金の積立水準が不十分と判断される場合には、責任準備金の必要額に影響を及ぼす可能性があります。また、市場環境の変化等により責任準備金の必要額が増減する可能性があります。</p>
---

表示方法の変更

2019年度

--

2020年度

<p>「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。</p> <p>ただし、当該注記におきましては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。</p>
---

## 注記事項 連結貸借対照表関係

2019年度  
(2020年3月31日現在)

### 1. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、ALM（資産負債総合管理）の観点から保険負債の特性にマッチする運用資産への投資を行っております。具体的には、安定したキャッシュ・フローが得られる国債や信用度の高い発行体に対する確定利付資産を運用の中心に置き、その他の確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除いて、外貨建公社債等については、原則として、為替ヘッジを行っております。デリバティブ取引に関しては、(a)運用資産に係る市場リスク、(b)ALM上の金利リスクの各リスクのヘッジを目的として、先物為替予約、通貨スワップ及び金利スワップを行っております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、その他有価証券及び売買目的有価証券として保有する金融商品の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）を用いて計測しております。また、責任準備金対応債券及び満期保有目的の債券については、減損見込額を計測し市場リスク量に加算しております。

信用リスクの管理に関しては、集中リスクに留意した保有限度額の設定と遵守状況のモニタリング・報告、与信を伴う投融資の個別案件（投資一任契約に基づき行われる運用等は除く）ごとの審査・信用調査、VaRを用いた信用リスク量の計測等を行っております。

また、統合的リスク管理規程等において定められたリスク・リミットとVaRによるリスク量との比較等の規程の遵守状況を定期的に執行役員会等に報告しております。デリバティブの内包するリスクは、市場リスクについては、現物資産と合わせて一元的に管理しております。信用リスクのうち、デリバティブ取引の決済の確実性に関わるカウンター・パーティー・リスクの管理については、信用度の高い取引先を選定することで行っております。特別勘定の資産運用は、国内外の株式・公社債などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的な観点に立った収益の確保を目指しております。また、運用にあたっては、リスクと収益のバランスをはかりつつ、安定的な総合収益が確保できるポートフォリオの構築に努めております。

2020年度  
(2021年3月31日現在)

### 1. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、ALM（資産負債総合管理）の観点から保険負債の特性にマッチする運用資産への投資を行っております。具体的には、安定したキャッシュ・フローが得られる国債や信用度の高い発行体に対する確定利付資産を運用の中心に置き、その他の確定利付資産・株式・不動産などへの投資を限定的に実行することで総合収益の向上を図っております。なお、外貨建保険負債に対応するものを除いて、外貨建公社債等については、原則として、為替ヘッジを行っております。デリバティブ取引に関しては、ALM上の金利リスクを含む市場リスクのヘッジを主な目的として、先物為替予約、通貨スワップ及び金利スワップを行っております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

当社では市場リスクと信用リスクをそれぞれマーケットリスク及びインベストメントリスクと定義し、「マーケット・インベストメントリスク管理規程」を定めて管理しております。

マーケットリスクに関し、資産運用部門は、負債分析に基づいて適切な運用目標を設定し定期的な検証を行い、リスク管理所管部門はリスク量を含むマーケットリスクの状況をモニターし、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

インベストメントリスクに関し、資産運用部門は、与信ポートフォリオが格付毎に設定されたリミット等を超過しないように運用を行い、リスク管理所管部門は、与信ポートフォリオに課すリミットを設定するとともに、リスク量を含むインベストメントリスクの状況をモニターし、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

特別勘定の資産運用は、国内外の株式・公社債などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的な観点に立った収益の確保を目指しております。また、運用にあたっては、リスクと収益のバランスをはかりつつ、安定的な総合収益が確保できるポートフォリオの構築に努めております。

## Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

2019年度  
(2020年3月31日現在)

- (2) 金融商品の時価等に関する事項  
主な金融資産及び金融負債にかかる連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	265,044	265,044	—
買入金銭債権			
満期保有目的の債券	10,616	11,578	961
その他有価証券	7,303	7,303	—
有価証券			
売買目的有価証券	55,705	55,705	—
満期保有目的の債券	56,899	60,216	3,316
責任準備金対応債券	7,197,873	8,452,419	1,254,545
その他有価証券	2,292,490	2,292,490	—
貸付金			
保険約款貸付	87,373	87,373	—
一般貸付	1,291,286	1,325,934	34,648
貸倒引当金	△207	△207	—
	1,378,451	1,413,307	34,855
金融派生商品			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(27,913)	(27,913)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(16,748)	(16,748)	—
(借入金)			
(劣後ローン)	(15,295)	(20,062)	△4,767

- 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。
- 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

### ①現金及び預貯金

満期のない預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### ②有価証券（買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）

- 市場価格のある有価証券  
3月末日の市場価格等によっております。
- 市場価格のない有価証券  
合理的に算定された価額による評価を行っております。なお、非上場株式、組合出資金等のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は156百万円、組合出資金等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は28,215百万円であります。

### ③貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付のうち、法人向貸付については契約に基づくキャッシュ・フローを割引いて現在価値を計算して時価としております。また、外部ブローカー等より時価が取得できる契約については、その時価を使用しております。貸倒懸念債権については資産査定において、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて個別貸倒引当金の計算が行われており、債権額から個別貸倒引当金を差し引いた金額を時価としております。個人向の住宅ローン等については保証会社別の区分に基づき繰上返済率を織り込んだ将来見積みキャッシュ・フローを割引いて、現在価値を計算して時価としております。

2020年度  
(2021年3月31日現在)

- (2) 金融商品の時価等に関する事項  
主な金融資産及び金融負債にかかる連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	271,671	271,671	—
買入金銭債権			
満期保有目的の債券	8,635	9,436	801
その他有価証券	6,308	6,308	—
有価証券			
売買目的有価証券	90,801	90,801	—
満期保有目的の債券	55,076	58,374	3,297
責任準備金対応債券	7,516,108	8,436,203	920,095
その他有価証券	2,263,869	2,263,869	—
貸付金			
保険約款貸付	87,401	87,401	—
一般貸付	1,318,216	1,377,273	59,057
貸倒引当金	△450	△450	—
	1,405,167	1,464,674	59,507
金融派生商品			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(41,043)	(41,043)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(44,262)	(44,262)	—
(借入金)			
(劣後ローン)	(15,295)	(21,573)	△6,278

- 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。
- 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

### ①現金及び預貯金

満期のない預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### ②有価証券（買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）

- 市場価格のある有価証券  
3月末日の市場価格等によっております。
- 市場価格のない有価証券  
合理的に算定された価額による評価を行っております。なお、非上場株式、組合出資金等のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は456百万円、組合出資金等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は30,337百万円であります。

### ③貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。一般貸付のうち、法人向貸付については契約に基づくキャッシュ・フローを割引いて現在価値を計算して時価としております。また、外部ブローカー等より時価が取得できる契約については、その時価を使用しております。貸倒懸念債権については資産査定において、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて個別貸倒引当金の計算が行われており、債権額から個別貸倒引当金を差し引いた金額を時価としております。個人向の住宅ローン等については保証会社別の区分に基づき繰上返済率を織り込んだ将来見積みキャッシュ・フローを割引いて、現在価値を計算して時価としております。

2019年度  
(2020年3月31日現在)

割引率はスワップレートや国債利回り等、適切な指標に信用スプレッド等を上乘せして設定しております。

④金融派生商品

為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

⑤借入金

借入金は契約に基づくキャッシュ・フローをスワップレートの利回りに信用スプレッド等を上乘せした割引率で割引いて現在価値を計算して時価としております。

2. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社では、東京都その他の地域において賃貸等不動産を保有しております。当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は42,255百万円、時価は70,815百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づき社外の不動産鑑定士が算定した金額（自社で指標等を用いて調整を加えたものを含む）であります。その他の重要性が乏しい物件については、土地は相続税評価額、建物は適正な帳簿価額の合算額を時価としております。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は22百万円であります。

3. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は550百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は546百万円あります。  
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額2百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

4. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸付金の元本の当連結会計年度末残高の総額は8,804百万円あります。

2020年度  
(2021年3月31日現在)

割引率はスワップレートや国債利回り等、適切な指標に信用スプレッド等を上乘せして設定しております。

④金融派生商品

為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

⑤借入金

借入金は契約に基づくキャッシュ・フローをスワップレートの利回りに信用スプレッド等を上乘せした割引率で割引いて現在価値を計算して時価としております。

2. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社では、東京都その他の地域において賃貸等不動産を保有しております。当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は40,585百万円、時価は67,821百万円あります。なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づき社外の不動産鑑定士が算定した金額（自社で指標等を用いて調整を加えたものを含む）であります。その他の重要性が乏しい物件については、土地は相続税評価額、建物は適正な帳簿価額の合算額を時価としております。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は19百万円あります。

3. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は541百万円あります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は536百万円あります。  
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額2百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

4. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸付金の元本の当連結会計年度末残高の総額は6,733百万円あります。

## Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

2019年度  
(2020年3月31日現在)

5. 有形固定資産の減価償却累計額は28,542百万円であります。
6. 特別勘定の資産の額は21,360百万円であります。  
なお、負債の額も同額であります。
7. 繰延税金資産の総額は179,663百万円、繰延税金負債の総額は49,176百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は5,908百万円であります。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金69,589百万円、価格変動準備金56,858百万円、退職給付に係る負債19,534百万円、貸倒引当金255百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額39,229百万円であります。
8. 当連結会計年度における法定実効税率は27.95%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異2.18%であります。
9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	30,978百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	11,668百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	8,622百万円
当連結会計年度末現在高	27,933百万円
10. 関係会社（連結される子会社及び子法人等を除く）の出資金は27,477百万円であります。
11. 担保に供されている資産の額は、有価証券34,052百万円であります。  
また、担保付き債務の額は8,804百万円であり、その全額が、参加者に売却したものととして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額であります。
12. 1株当たりの純資産額は175,838円35銭であります。
13. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,940百万円及び永久劣後特約付借入金6,355百万円を計上しております。
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は23,814百万円あります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
15. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額は7,197,873百万円、時価は8,452,419百万円あります。  
当社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）②円建年金ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）③米ドル建保険ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）④米ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）⑤豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）をそれぞれ小区分としております。  
各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。  
当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。  
発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当連結会計年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。この結果、従来と比べて有価証券が582百万円、その他有価証券評価差額金が419百万円減少し、繰延税金資産が162百万円増加しております。

2020年度  
(2021年3月31日現在)

5. 有形固定資産の減価償却累計額は29,867百万円あります。
6. 特別勘定の資産の額は50,476百万円あります。  
なお、負債の額も同額であります。
7. 繰延税金資産の総額は161,962百万円、繰延税金負債の総額は61,006百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は5,106百万円あります。  
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金58,795百万円、保険契約準備金58,279百万円、退職給付に係る負債19,392百万円、貸倒引当金346百万円あります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額52,220百万円あります。
8. 当連結会計年度における法定実効税率は27.95%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費等永久差異0.96%であります。
9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当連結会計年度期首現在高	27,933百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	9,997百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	9,062百万円
当連結会計年度末現在高	27,000百万円
10. 関係会社（連結される子会社及び子法人等を除く）の株式は300百万円、出資金は27,449百万円あります。
11. 担保に供されている資産の額は、有価証券37,830百万円あります。  
また、担保付き債務の額は6,733百万円であり、その全額が、参加者に売却したものととして会計処理したローン・パーティシペーションに係る参加者への債務相当額であります。
12. 1株当たりの純資産額は235,651円10銭であります。
13. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,940百万円及び永久劣後特約付借入金6,355百万円を計上しております。
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は23,956百万円あります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
15. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額は7,516,108百万円、時価は8,436,203百万円あります。  
当社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、一般勘定負債のうち①一般ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）②円建年金ファンド（これらと同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）③米ドル建保険ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）④米ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）⑤豪ドル建年金ファンド（同じ負債特性を持つ再保険契約を含む）をそれぞれ小区分としております。  
各小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。  
当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並びに目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。  
発行者の信用状態が著しく悪化している債券について、当連結会計年度において責任準備金対応債券からその他有価証券への振替を行っております。振替による連結計算書類への影響は軽微であります。

2019年度  
(2020年3月31日現在)

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社  
の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業にお  
ける「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監  
査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告  
第21号)に基づき、一般勘定負債のうち円建保険契約群を小  
区分としております。

小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金  
対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせ  
ることにより、金利変動リスクを管理しております。

当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対  
応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管  
理部門がモニタリングを行っております。この結果をもと  
に、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並び  
に目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。

16. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券17,919百万  
円であります。

17. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結される子会社は、確定給付型の制度とし  
て、確定給付企業年金制度、退職年金制度及び退職一時  
金制度を設けております。また、確定拠出型の制度とし  
て確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	98,317百万円
勤務費用	4,687百万円
利息費用	725百万円
数理計算上の差異の発生額	713百万円
退職給付の支払額	△8,375百万円
その他	115百万円
退職給付債務の期末残高	96,182百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	29,947百万円
期待運用収益	449百万円
数理計算上の差異の発生額	△157百万円
退職給付の支払額	△2,650百万円
年金資産の期末残高	27,589百万円

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上され  
た退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	28,192百万円
年金資産	△27,589百万円
	603百万円
非積立型制度の退職給付債務	67,990百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,593百万円
退職給付に係る負債	69,544百万円
退職給付に係る資産	△950百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	68,593百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	4,687百万円
利息費用	725百万円
期待運用収益	△449百万円
数理計算上の差異の費用処理額	1,053百万円
その他	66百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	6,082百万円

2020年度  
(2021年3月31日現在)

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式  
会社の責任準備金対応債券の設定に当たっては、「保険業にお  
ける「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監  
査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告  
第21号)に基づき、一般勘定負債のうち円建保険契約群を小  
区分としております。

小区分における、責任準備金のデュレーションと責任準備金  
対応債券のデュレーションを、一定範囲内でマッチングさせ  
ることにより、金利変動リスクを管理しております。

当該責任準備金の額並びにデュレーションと、責任準備金対  
応債券の簿価額並びにデュレーションについては、リスク管  
理部門がモニタリングを行っております。この結果をもと  
に、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分計画並び  
に目標デュレーションの見直しを定期的に行っております。

16. 買入金銭債権の内訳は、住宅ローン債権担保証券14,944百万  
円であります。

17. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結される子会社は、確定給付型の制度とし  
て、確定給付企業年金制度、退職年金制度及び退職一時  
金制度を設けております。また、確定拠出型の制度とし  
て確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	95,983百万円
勤務費用	4,623百万円
利息費用	710百万円
数理計算上の差異の発生額	139百万円
退職給付の支払額	△7,740百万円
退職給付債務の期末残高	93,716百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	27,589百万円
期待運用収益	413百万円
数理計算上の差異の発生額	679百万円
退職給付の支払額	△2,503百万円
年金資産の期末残高	26,179百万円

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上され  
た退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	26,056百万円
年金資産	△26,179百万円
	△122百万円
非積立型制度の退職給付債務	67,659百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,537百万円
退職給付に係る負債	68,995百万円
退職給付に係る資産	△1,458百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,537百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	4,623百万円
利息費用	710百万円
期待運用収益	△413百万円
数理計算上の差異の費用処理額	1,236百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	6,156百万円

## Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

### 2019年度 (2020年3月31日現在)

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳  
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	182百万円
合計	<u>182百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△3,891百万円
合計	<u>△3,891百万円</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

債券	65%
生命保険一般勘定	27%
株式	7%
現金及び預金	1%
合計	<u>100%</u>

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	0.74%～0.90%
長期期待運用収益率	1.50%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額  
当社及び連結される子会社の確定拠出制度への要拠出額は、531百万円であります。

18. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

### 2020年度 (2021年3月31日現在)

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳  
その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	1,776百万円
合計	<u>1,776百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△2,115百万円
合計	<u>△2,115百万円</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

債券	62%
生命保険一般勘定	26%
株式	10%
現金及び預金	2%
合計	<u>100%</u>

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	0.74%～0.90%
長期期待運用収益率	1.50%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額  
当社及び連結される子会社の確定拠出制度への要拠出額は、573百万円であります。

18. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 注記事項 連結損益計算書関係

**2019年度**  
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

- 1株当たりの当期純利益は30,135円13銭であります。
- 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

**2020年度**  
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

- 1株当たりの当期純利益は64,662円52銭であります。
- 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 注記事項 連結包括利益計算書関係

**2019年度**  
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. その他の包括利益の内訳	
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	△39,405百万円
組替調整額	707百万円
税効果調整前	△38,698百万円
税効果額	10,517百万円
その他有価証券評価差額金	△28,180百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△8,855百万円
組替調整額	106百万円
税効果調整前	△8,748百万円
税効果額	2,445百万円
繰延ヘッジ損益	△6,303百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	△870百万円
組替調整額	1,053百万円
税効果調整前	182百万円
税効果額	△63百万円
退職給付に係る調整額	119百万円
その他の包括利益合計	△34,364百万円

**2020年度**  
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. その他の包括利益の内訳	
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	96,785百万円
組替調整額	△6,645百万円
税効果調整前	90,140百万円
税効果額	△24,771百万円
その他有価証券評価差額金	65,368百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	△26,733百万円
組替調整額	594百万円
税効果調整前	△26,139百万円
税効果額	7,305百万円
繰延ヘッジ損益	△18,834百万円
退職給付に係る調整額：	
当期発生額	539百万円
組替調整額	1,236百万円
税効果調整前	1,776百万円
税効果額	△499百万円
退職給付に係る調整額	1,276百万円
その他の包括利益合計	47,810百万円

2. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 注記事項 連結キャッシュ・フロー計算書関係

**2019年度**  
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。
2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。  
現金及び預貯金 265,044百万円  
現金及び現金同等物 265,044百万円
3. 非資金取引となる再保険料164,829百万円は、再保険料のうち対価として有価証券を売却した取引に係るものであります。

**2020年度**  
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 現金及び現金同等物の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。
2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。  
現金及び預貯金 271,671百万円  
現金及び現金同等物 271,671百万円
3. 非資金取引となる再保険料164,853百万円は、再保険料のうち対価として有価証券を売却した取引に係るものであります。
4. 重要な非資金取引として貸付金の現物配当24,999百万円があります。
5. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

注記事項 連結株主資本等変動計算書関係

2019年度

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首 株式数	当連結会計 年度 増加株式数	当連結会計 年度 減少株式数	当連結会計 年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,100	—	—	2,100
優先株式	0	—	—	0
合計	2,101	—	—	2,101

2. 配当金支払額

(1) 当該連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
2019年6月20日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

金銭による配当金支払額

・優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月20日

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	136,683百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	65,057円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月20日

(2) 当該連結会計年度終了後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年7月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

金銭による配当金支払額

・優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年7月30日

金銭以外による配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類	貸付金
配当財産の帳簿価額	24,999百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	11,899円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年7月30日

2020年度

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首 株式数	当連結会計 年度 増加株式数	当連結会計 年度 減少株式数	当連結会計 年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,100	—	—	2,100
優先株式	0	—	—	0
合計	2,101	—	—	2,101

2. 配当金支払額

(1) 当該連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
2020年7月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

金銭による配当金支払額

・優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年7月30日

金銭以外による配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類	貸付金
配当財産の帳簿価額	24,999百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	11,899円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年7月30日

2021年3月30日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

金銭以外による配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類	貸付金
配当財産の帳簿価額	33,000百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	15,707円
基準日	2021年3月30日
効力発生日	2021年3月30日

(2) 当該連結会計年度終了後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

金銭による配当金支払額

・優先株式Bの配当に関する事項

配当金の総額	0百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	5,089円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月25日

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	60,000百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	28,558円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月25日

金銭以外による配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類	貸付金
配当財産の帳簿価額	69,100百万円
配当の原資	その他利益剰余金
1株当たり配当額	32,889円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月25日

3. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 5 リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	4	4
延滞債権額	546	536
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計 (貸付残高に対する比率)	550 (0.04%)	541 (0.04%)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、帳簿価額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として帳簿価額から直接減額表示しています。その金額は、2019年度末が延滞債権額2百万円、2020年度末が延滞債権額2百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

## 6 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	992,631	1,079,384
資本金等	206,531	186,462
価格変動準備金	203,424	210,352
危険準備金	127,409	132,174
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	205	448
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	78,568	166,205
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	26,233	25,136
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△3,891	△2,115
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	291,708	308,521
負債性資本調達手段等	15,295	15,295
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	47,145	36,902
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2+R_5^2+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4+R_6}$ (B)	237,677	246,316
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	18,622	17,757
一般保険リスク相当額 R <sub>5</sub>	—	—
巨大災害リスク相当額 R <sub>6</sub>	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	8,011	7,516
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R <sub>9</sub>	—	—
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	40,165	41,201
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	276	496
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	190,552	197,990
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	5,152	5,299
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	835.2%	876.4%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

## Ⅷ 保険会社及びその子会社等の状況

### 7 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

(単位：百万円)

項目		2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額	(A)	131,095	141,480
資本金等		70,505	77,216
価格変動準備金		3,383	3,488
危険準備金		3,697	4,037
一般貸倒引当金		—	—
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)		△1,920	798
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)		—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		10,808	8,708
負債性資本調達手段等		25,000	25,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
持込資本金等		—	—
控除項目		—	—
その他		19,621	22,230
リスクの合計額	$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	32,965	35,311
保険リスク相当額	R <sub>1</sub>	181	165
第三分野保険の保険リスク相当額	R <sub>8</sub>	39	36
予定利率リスク相当額	R <sub>2</sub>	22	23
最低保証リスク相当額	R <sub>7</sub>	16	15
資産運用リスク相当額	R <sub>3</sub>	32,274	34,575
経営管理リスク相当額	R <sub>4</sub>	650	696
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	795.3%	801.3%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

## 8 セグメント情報

当社及び連結子会社等は、生命保険事業以外に投資事業を営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しております。

## 9 会計監査人の監査

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）及び2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、会社法に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

※当資料では、監査対象となった連結計算書類の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、連結計算書類の記載内容を一部変更しています。

## 10 連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認

当社の代表取締役社長は、当社の2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及び附属明細書、並びに連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結株主資本等変動計算書）に記載されたすべての重要な事項が適正であることを確認しております。

更に、財務諸表及び連結財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを確認しております。

## 11 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象

該当事項はありません。

# Contents 生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、一般社団法人生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」に基づいて作成しています。  
その基準における各項目は以下のページに記載しております。

<b>I. 会社の概況及び組織</b>	<b>40</b>	11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	74
1. 沿革	40	※連結計算書類等については121ページに記載	
2. 経営の組織	41	12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について	
3. 店舗網一覧	42、43	金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
4. 資本金の推移	44	13. 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	—
5. 株式の総数	44	※連結財務諸表について121ページに記載	
6. 株式の状況	44	14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	74
7. 主要株主の状況	44		
8. 取締役及び監査役(役職名・氏名)	45		
9. 会計参与の氏名又は名称	該当ありません		
10. 会計監査人の氏名又は名称	46		
11. 従業員の在籍・採用状況	46		
12. 平均給与(内勤社員)	46		
13. 平均給与(営業社員)	51		
<b>II. 保険会社の主要な業務の内容</b>	<b>47</b>	<b>VI. 業務の状況を示す指標等</b>	<b>75</b>
1. 主要な業務の内容	47	1. 主要な業務の状況を示す指標等	75
2. 経営方針	47	1-1 決算業績の概況	75
<b>III. 直近事業年度における事業の概況</b>	<b>49</b>	1-2 保有契約高及び新契約高	75
1. 直近事業年度における事業の概況	49、50	1-3 年換算保険料	75
2. 契約者懇談会開催の概況	50	1-4 保障機能別保有契約高	76、77
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	50	1-5 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	77
4. 契約者に対する情報提供の実態	51	1-6 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	77
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	51	1-7 契約者配当の状況	78、79
6. 営業社員・代理店教育・研修の概略	51	2. 保険契約に関する指標等	80
7. 新規開発商品の状況	51	2-1 保有契約増加率	80
8. 保険商品一覧	52、53	2-2 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	80
9. 情報システムに関する状況	55	2-3 新契約率(対年度始)	80
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	55	2-4 解約失効率(対年度始)	80
<b>IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標</b>	<b>56</b>	2-5 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	80
<b>V. 財産の状況</b>	<b>57</b>	2-6 死亡率(個人保険主契約)	80
1. 貸借対照表	57	2-7 特約発生率(個人保険)	80
2. 損益計算書	58	2-8 事業費率(対収入保険料)	80
3. キャッシュ・フロー計算書	59	2-9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	80
4. 株主資本等変動計算書	59	2-10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	80
5. 債務者区分による債権の状況	67	2-11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	80
6. リスク管理債権の状況	67	2-12 未だ収受していない再保険金の額	81
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	67	2-13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	81
8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	68	3. 経理に関する指標等	81
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	69	3-1 支払備金明細表	81
9-1 有価証券の時価情報	69、70	3-2 責任準備金明細表	81
9-2 金銭の信託の時価情報	70	3-3 責任準備金残高の内訳	81
9-3 デリバティブ取引の時価情報	71~73	3-4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	82
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	74		

3-5 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	82
3-6 契約者配当準備金明細表	82
3-7 引当金明細表	83
3-8 特定海外債権引当勘定の状況	83
3-9 資本金等明細表	83
3-10 保険料明細表	84
3-11 保険金明細表	84
3-12 年金明細表	84
3-13 給付金明細表	84
3-14 解約返戻金明細表	84
3-15 減価償却費明細表	85
3-16 事業費明細表	85
3-17 税金明細表	85
3-18 リース取引	85
3-19 借入金残存期間別残高	85
4. 資産運用に関する指標等	86
4-1 資産運用の概況	86、87
4-2 運用利回り	87
4-3 主要資産の平均残高	88
4-4 資産運用収益明細表	88
4-5 資産運用費用明細表	88
4-6 利息及び配当金等収入明細表	88
4-7 有価証券売却益明細表	88
4-8 有価証券売却損明細表	88
4-9 有価証券評価損明細表	88
4-10 商品有価証券明細表	88
4-11 商品有価証券売買高	88
4-12 有価証券明細表	88
4-13 有価証券残存期間別残高	89
4-14 保有公社債の期末残高利回り	89
4-15 業種別株式保有明細表	90
4-16 貸付金明細表	90
4-17 貸付金残存期間別残高	91
4-18 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	91
4-19 貸付金業種別内訳	92
4-20 貸付金用途別内訳	92
4-21 貸付金地域別内訳	93
4-22 貸付金担保別内訳	93
4-23 有形固定資産明細表	93
4-24 固定資産等処分益明細表	94
4-25 固定資産等処分損明細表	94
4-26 賃貸用不動産等減価償却費明細表	94
4-27 海外投融資の状況	94
4-28 海外投融資利回り	95
4-29 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	95
4-30 各種ローン金利	95
4-31 その他の資産明細表	95
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	95
5-1 有価証券の時価情報	95、96
5-2 金銭の信託の時価情報	96
5-3 デリバティブ取引の時価情報	96、97

## Ⅶ. 保険会社の運営 11

1. リスク管理の体制	12~15
2. 法令遵守の体制	16
3. 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	17
4. 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	17
5. 個人データ保護について	18
6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	19

## Ⅷ. 特別勘定に関する指標等 98

1. 特別勘定資産残高の状況	98
2. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	98、99
3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	98、99
3-1 保有契約高	98、99
3-2 年度末資産の内訳	98、99
3-3 運用収支状況	98、99
3-4 有価証券の時価情報	99

## Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況 100

1. 保険会社及びその子会社等の概況	100
1-1 主要な事業の内容及び組織の構成	100
1-2 子会社等に関する事項	100
2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務	101
2-1 直近事業年度における事業の概況	101
2-2 主要な業務の状況を示す指標	101
3. 保険会社及びその子会社等の財産の状況	102
3-1 連結貸借対照表	102
3-2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	103
3-3 連結キャッシュ・フロー計算書	104
3-4 連結株主資本等変動計算書	105
3-5 リスク管理債権の状況	119
3-6 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)	119
3-7 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	120
3-8 セグメント情報	121
3-9 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
3-10 代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	121
3-11 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	121

